

本原浜岡発第 102 号
令和 4 年 4 月 6 日

原子力規制委員会 殿

住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
申請者名 中部電力株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所 2 号原子炉
廃止措置計画変更認可申請書

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の
34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記の
とおり浜岡原子力発電所 2 号原子炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたし
ます。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 氏名又は名称 中部電力株式会社
- 住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
- 代表者の氏名 代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員
- 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 名 称 浜岡原子力発電所
- 所 在 地 静岡県御前崎市佐倉
- 三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称
- 名 称 浜岡原子力発電所 2 号原子炉

四 変更の内容

平成 21 年 11 月 18 日付け，平成 21・06・01 原第 1 号をもって認可を受け，別紙 1 のとおり変更認可を受け，別紙 2 のとおり変更を届け出た浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書の記載事項のうち，「三 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称」を浜岡原子力発電所 2 号原子炉と変更し，次の事項の記述を別紙 3 のとおり変更する。

- 四 廃止措置対象施設及びその敷地
- 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設
- 七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 八 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 九 核燃料物質による汚染の除去
- 十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- 十一 廃止措置の工程

五 変更の理由

(1) 性能維持施設の変更

廃液濃縮器の維持台数を変更する。

(2) 1 号炉及び 2 号炉の号炉分割に伴う変更

浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画を 1 号炉および 2 号炉に分割することに伴い，関連する記述の変更を行う。

(3) その他，記載の適正化を行う。

以 上

廃止措置計画変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成 23 年 2 月 16 日	平成 22・12・27 原第 1 号	
平成 26 年 2 月 21 日	原管廃発第 1402191 号	
平成 28 年 2 月 3 日	原規規発第 16020318 号	
平成 31 年 1 月 28 日	原規規発第 1901287 号	
令和 3 年 3 月 31 日	原規規発第 2103311 号	

廃止措置計画の変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備 考
平成 24 年 8 月 24 日	本原原発第 27 号	
平成 26 年 11 月 28 日	本原原発第 43 号	
平成 27 年 7 月 17 日	本浜岡発第 104 号	
令和 2 年 4 月 20 日	本浜岡発第 101 号	

変更の内容

四 廃止措置対象施設及びその敷地

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す。）<u>1号及び2号炉の原子炉及びその附属施設等</u>である。ただし、減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-2に示す。 浜岡原子力発電所の敷地面積は、約160万m²であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号から5号炉までの5基の原子炉及びその附属施設等が設置されており、3号、4号及び5号炉は、電気事業の用に供する発電用の電気工作物として、現在も使用中である。 浜岡原子力発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1に示す。</p> <p>2 廃止措置対象施設の状況 (1) 廃止措置対象施設の概要 A. <u>1号炉</u> <u>1号原子炉施設は、濃縮ウラン・軽水減速・軽水冷却型（沸騰水型）原子炉であり、熱出力は約1,593MWである。</u></p> <p>B. <u>2号炉</u> 2号原子炉施設は、濃縮ウラン・軽水減速・軽水冷却型（沸騰水型）原子炉であり、熱出力は約2,436MWである。</p>	<p>四 廃止措置対象施設及びその敷地</p> <p>1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた（原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を表4-1に示す。）<u>2号炉の原子炉及びその附属施設等</u>である。ただし、減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は除く。廃止措置対象施設を表4-2に示す。 浜岡原子力発電所の敷地面積は、約160万m²であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号から5号炉までの5基の原子炉及びその附属施設等が設置されており、3号、4号及び5号炉は、電気事業の用に供する発電用の電気工作物として、現在も使用中である。 浜岡原子力発電所の敷地及び廃止措置対象施設の配置を図4-1に示す。</p> <p>2 廃止措置対象施設の状況 (1) 廃止措置対象施設の概要</p> <p>2号原子炉施設は、濃縮ウラン・軽水減速・軽水冷却型（沸騰水型）原子炉であり、熱出力は約2,436MWである。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前	変更後	理由
<p>(2) 廃止措置対象施設の運転履歴</p> <p><u>A. 1号炉</u> <u>1号原子炉施設は、昭和45年12月10日に原子炉設置許可を受け、昭和49年6月20日に初臨界に到達した。平成13年11月7日に余熱除去系の配管破断に伴い原子炉を停止するまで、約27年間の運転実績を有している。平成14年4月26日より第19回定期検査を開始し、原子炉起動に先立ち定期検査毎に実施する冷温臨界試験*1を平成15年3月6日に行った以外は、原子炉は停止した状態にある。平成20年12月22日に電気事業法第9条第1項の規定に基づき電気工作物変更届出を行い、平成21年1月30日に発電設備の廃止を行った。平成20年12月22日に浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)の変更認可申請を行い(平成21年1月19日変更認可)、平成21年1月30日以降原子炉の運転を行わないこととした。</u> <u>原子炉内に装荷されていた燃料は、平成17年11月11日に原子炉からの取り出しを完了した。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u> 2号原子炉施設は、昭和48年6月9日に原子炉設置変更許可を受け、昭和53年3月28日に初臨界に到達した。第20回定期検査を実施するため、平成16年2月22日に原子炉を停止した以降、現在に至っている。2号炉は、初臨界以降、第20回定期検査を実施するため、原子炉を停止するまで、約26年間の運転実績を有している。平成20年12月22日に電気事業法第9条第1項の規定に基づき電気工作物変更届出を行い、平成21年1月30日に発電設備の廃止を行った。平成20年12月22日に「保安規定」の変更認可申請を行い(平成21年1月19日変更認可)、平成21年1月30日以降原子炉の運転を行わないこととした。 原子炉内に装荷されていた燃料は、平成16年3月1日に原子炉からの取り出しを完了した。</p> <p><u>*1炉心設計コードによる停止余裕(最大価値制御棒1本が引き抜かれた状態で、炉心が臨界状態からどれだけ余裕があるかを示す量)の予測が適切であることを確認するため、炉心を短時間局所に臨界状態にする試験。</u></p>	<p>(2) 廃止措置対象施設の運転履歴</p> <p>2号原子炉施設は、昭和48年6月9日に原子炉設置変更許可を受け、昭和53年3月28日に初臨界に到達した。第20回定期検査を実施するため、平成16年2月22日に原子炉を停止した以降、現在に至っている。2号炉は、初臨界以降、第20回定期検査を実施するため、原子炉を停止するまで、約26年間の運転実績を有している。平成20年12月22日に電気事業法第9条第1項の規定に基づき電気工作物変更届出を行い、平成21年1月30日に発電設備の廃止を行った。平成20年12月22日に「保安規定」の変更認可申請を行い(平成21年1月19日変更認可)、平成21年1月30日以降原子炉の運転を行わないこととした。 原子炉内に装荷されていた燃料は、平成16年3月1日に原子炉からの取り出しを完了した。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(3) 廃止措置対象施設の状況</p> <p>1) 核燃料物質の状況</p> <p><u>A. 1号炉</u></p> <p><u>1号原子炉施設の使用済燃料は、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設(燃料プール)、4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)(1号、2号、3号及び4号炉共用)及び5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)に貯蔵中である。また、新燃料は、1号炉新燃料貯蔵庫に貯蔵中である。核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量を表4-3に示す。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>2号原子炉施設の使用済燃料は、2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)及び5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)に貯蔵中である。また、新燃料は、2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備及び2号炉新燃料貯蔵庫に貯蔵中である。核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量を表4-3に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>(3) 廃止措置対象施設の状況</p> <p>1) 核燃料物質の状況</p> <p>2号原子炉施設の使用済燃料は、2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備(燃料プール)及び5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)に貯蔵中である。また、新燃料は、2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備及び2号炉新燃料貯蔵庫に貯蔵中である。核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量を表4-3に示す。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>3) 廃止措置対象施設の汚染状況</p> <p><u>1号原子炉施設は平成13年に原子炉を停止するまでの約27年間の運転により、2号原子炉施設は平成16年に原子炉を停止するまでの約26年間の運転により、設備及び建屋の一部が放射化し、又は放射性物質で汚染されている。</u></p> <p>原子炉からの中性子による放射化により、原子炉容器及び原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域（以下、「原子炉領域」という。）には、放射能レベルが比較的高い汚染がある。</p> <p>廃止措置対象施設の汚染は原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家等の内部に限られ、これらの汚染施設はすべて管理区域としている。</p> <p>原子炉施設の管理区域全体図を図4-2、推定汚染分布を図4-3に示す。</p> <p>4) 廃止措置対象施設の管理状況</p> <p>廃止措置対象施設のうち原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設及びその他主要施設（表4-2）の管理状況は、以下のとおりである。</p> <p>A. 1号炉</p> <p>① <u>原子炉施設の一般構造</u></p> <p><u>原子炉施設の一般構造は、原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家、復水ろ過脱塩装置建家で構成されている。これらは、放射性物質の施設外への漏えい防止機能、放射線の遮へい機能を維持管理中である。</u></p>	<p>3) 廃止措置対象施設の汚染状況</p> <p>2号原子炉施設は平成16年に原子炉を停止するまでの約26年間の運転により、設備及び建屋の一部が放射化し、又は放射性物質で汚染されている。</p> <p>原子炉からの中性子による放射化により、原子炉容器及び原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域（以下、「原子炉領域」という。）には、放射能レベルが比較的高い汚染がある。</p> <p>廃止措置対象施設の汚染は原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家等の内部に限られ、これらの汚染施設はすべて管理区域としている。</p> <p>原子炉施設の管理区域全体図を図4-2、推定汚染分布を図4-3に示す。</p> <p>4) 廃止措置対象施設の管理状況</p> <p>廃止措置対象施設のうち原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設及びその他主要施設（表4-2）の管理状況は、以下のとおりである。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>② 原子炉本体</p> <p><u>原子炉本体は、炉心（燃料体、制御材、炉心支持構造物）、減速材及び反射材（軽水）、原子炉容器、放射線遮へい体（原子炉容器外側の壁、ドライウエル外周の壁、原子炉建家外壁、廃棄物処理建家外壁）から構成されている。</u></p> <p><u>炉心を構成する燃料体は、原子炉から全量の取り出しを完了し、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設、4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）に貯蔵中である。制御材は、炉心から引き抜かれた状態で原子炉内にあり、供用を終了した状態にある。炉心支持構造物は供用を終了した状態にある。</u></p> <p><u>減速材及び反射材である軽水は、原子炉設置許可申請書及び原子炉設置変更許可申請書（以下、「原子炉設置許可申請書」という。）に記載の方法に従って処理を行った後、復水タンクに回収し発電所補給水として再使用するか、または環境への影響を評価した後、放出している。</u></p> <p><u>原子炉容器は、軽水が入った状態にある。</u></p> <p><u>放射線遮へい体は、放射線の遮へい機能を維持管理中である。放射線遮へい体のうち、原子炉建家外壁、廃棄物処理建家外壁は、放射性物質の施設外への漏えい防止機能を維持管理中である。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前	変更後	理由
<p><u>③ 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設</u> <u>核燃料物質の取扱及び貯蔵施設は、核燃料物質取扱設備（燃料取替機（1号炉原子炉建家内）、原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家内））及び核燃料物質貯蔵設備（新燃料貯蔵庫、使用済燃料貯蔵施設（1号炉原子炉建家内））から構成されている。</u> <u>燃料取替機（1号炉原子炉建家内）は、使用済燃料の使用済燃料貯蔵施設（1号炉原子炉建家内）からの搬出、原子炉内にある制御材の使用済燃料貯蔵施設（1号炉原子炉建家内）への移送等のために、燃料取扱機能等を維持管理中である。</u> <u>また、原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家内）は、新燃料若しくはキャスクの運搬又は廃止措置の実施にあたり使用するために、燃料取扱機能等を維持管理中である。</u> <u>核燃料物質貯蔵設備の新燃料貯蔵庫には新燃料を貯蔵中であることから、未臨界維持及び貯蔵の燃料貯蔵機能を維持管理中である。使用済燃料貯蔵施設（1号炉原子炉建家内）には、使用済燃料を貯蔵中であることから、未臨界維持、貯蔵、遮へい、冷却浄化等の燃料貯蔵機能を維持管理中である。</u></p> <p><u>④ 原子炉冷却系統施設</u> <u>原子炉冷却系統施設は、一次冷却設備（再循環系、原子炉冷却材浄化系、主蒸気系、タービン、主復水器、タービン・バイパス系、給水系）、非常用冷却設備（炉心スプレイ系、高圧注入系、低圧注入系、原子炉隔離冷却系）及び余熱除去系から構成されている。</u> <u>本施設のうち、主復水器、余熱除去系以外の設備は、供用を終了した状態にある。主復水器は、放射性液体廃棄物を適切に放出するために、放出経路確保機能を維持管理中である。余熱除去系は、使用済燃料を貯蔵中であることから、燃料プール冷却浄化系の後備設備として、燃料プール水の補給及び冷却機能を維持管理中である。</u> <u>系統内に残存する放射性物質の除去工事（以下、「系統除染」という。）を実施する再循環系、原子炉冷却材浄化系及び余熱除去系以外の原子炉冷却系統施設は、系統内の冷却材をすべて処分済みである。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>⑤ <u>計測制御系統施設</u> <u>計測制御系統施設は計装，安全保護回路，制御設備，非常用制御設備等から構成されている。安全保護回路のうち，原子炉建家放射能高の信号による原子炉建家常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系の起動に係る回路は，使用済燃料を貯蔵中であることから，安全保護機能を維持管理中である。その他は供用を終了した状態にある。</u></p> <p>⑥ <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> <u>放射性廃棄物の廃棄施設は，気体廃棄物の廃棄施設（再結合器，空気抽出器排ガス減衰管，希ガスホールドアップ装置，排気筒（1号及び2号炉共用）），液体廃棄物の廃棄設備（機器ドレン処理系，床ドレン処理系，再生廃液処理系，シャワードレン系，復水器冷却水放水路）及び固体廃棄物の廃棄設備（濃縮廃液貯蔵タンク，原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク，燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵タンク，復水系粉末樹脂貯蔵槽，フィルタスラッジ貯蔵タンク，固化装置（セメント固化式），減容機（1号，2号，3号，4号及び5号炉共用））から構成されている。</u> <u>気体廃棄物の廃棄施設である再結合器，空気抽出器排ガス減衰管，希ガスホールドアップ装置は，原子炉の運転に伴い発生する放射性廃棄物を処理処分する設備である。これらは，供用を終了した状態にある。排気筒（1号及び2号炉共用）は，放出経路確保機能を維持管理中である。</u> <u>液体廃棄物の廃棄設備である機器ドレン処理系，床ドレン処理系，再生廃液処理系，シャワードレン系，復水器冷却水放水路は，放射性廃棄物の処理処分のために，放射性廃棄物処理機能等を維持管理中である。</u> <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備のうち，濃縮廃液貯蔵タンク，原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク，燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵タンク，復水系粉末樹脂貯蔵槽，フィルタスラッジ貯蔵タンクは，放射性廃棄物の処理処分のために，放射性廃棄物処理機能を維持管理中である。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>⑦ <u>放射線管理施設</u> <u>放射線管理施設は、屋内管理用の主要な設備（エリア・モニタ、プロセス・モニタ、試料放射能測定装置（1号及び2号炉共用）、放射線管理室（1号及び2号炉共用）、汚染除去室（1号及び2号炉共用）及び屋外管理用の主要な設備（排気筒モニタ（1号及び2号炉共用）、排水モニタ等）から構成されている。</u> <u>屋内管理用の主要な設備のうち、供用を終了した設備に係るプロセス・モニタは供用を終了し、維持管理中の設備に係るプロセス・モニタ、全建屋内のエリア・モニタ、試料放射能測定装置（1号及び2号炉共用）、放射線管理室（1号及び2号炉共用）、汚染除去室（1号及び2号炉共用）は、放射線監視機能等を維持管理中である。</u> <u>屋外管理用の主要な設備は、放射線監視機能等を維持管理中である。</u></p> <p>⑧ <u>原子炉格納施設</u> <u>原子炉格納施設は、格納容器（ドライウエル、サブプレッション・チェンバ）、格納容器内ガス濃度制御系（可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系）、ドライウエル内ガス冷却装置、格納容器冷却系、原子炉建家常用換気系、非常用ガス処理系から構成されている。</u> <u>格納容器は、機器搬入口を開放した状態で維持管理中である。</u> <u>格納容器内ガス濃度制御系（可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系）、格納容器冷却系は、供用を終了した状態にある。</u> <u>原子炉建家常用換気系は、換気機能を維持管理中である。</u> <u>また、非常用ガス処理系は、使用済燃料を貯蔵中であることから、換気機能を維持管理中である。</u></p> <p>⑨ <u>その他原子炉の附属施設</u> <u>その他原子炉の附属施設には、非常用電源設備及びタービン衛帯蒸気発生器がある。</u> <u>非常用電源設備のうち、ジーゼル発電機は、貯蔵している使用済燃料の冷却等のために、電源供給機能を維持管理中である。</u> <u>また、蓄電池は、設備維持及び廃止措置のために電源供給機能を維持管理中である。</u> <u>タービン衛帯蒸気発生器は、供用を終了した状態にある。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>⑩ <u>その他主要施設</u> <u>その他主要施設として、換気系（タービン建家換気系、中央制御室換気系、廃棄物処理建家換気系、希ガスホールドアップ装置建家換気系、復水ろ過脱塩装置建家換気系）、消火装置、圧縮空気系、原子炉機器冷却系、クレーン設備があり、各々の機能を維持管理中である。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>① 原子炉施設の一般構造 原子炉施設の一般構造は、原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家で構成されている。これらは、放射性物質の施設外への漏えい防止機能、放射線の遮へい機能を維持管理中である。</p> <p>(中略)</p>	<p>① 原子炉施設の一般構造 原子炉施設の一般構造は、原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家で構成されている。これらは、放射性物質の施設外への漏えい防止機能、放射線の遮へい機能を維持管理中である。</p> <p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由																																				
<p style="text-align: center;">表 4-1 (1) 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (1号炉) (1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">許可年月日</th> <th style="width: 15%;">許可番号</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 45 年 12 月 10 日</td> <td>45 原第 7660 号</td> <td>昭和 45 年 5 月 22 日申請</td> </tr> <tr> <td>昭和 46 年 10 月 22 日</td> <td>46 原第 7258 号</td> <td>1号原子炉施設の変更 (ポイズンカーテンの廃止及びガドリニア入り燃料棒の採用に伴う変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 47 年 8 月 31 日</td> <td>47 原第 7480 号</td> <td>1号原子炉施設の変更 (活性炭式希ガスホールドアップ装置の追加設置に伴う廃棄設備の変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 48 年 12 月 1 日</td> <td>48 原第 9966 号</td> <td>1号原子炉施設の変更 (逃がし弁形式の変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年 3 月 17 日</td> <td>51 安第 1022 号</td> <td>1号及び2号原子炉施設の変更 (8行8列型燃料集合体の採用等の変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 52 年 7 月 5 日</td> <td>52 安(原規) 第114号</td> <td>1号原子炉施設の変更 (炉心の熱特性評価方法等の変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 53 年 8 月 12 日</td> <td>53 安(原規) 第217号</td> <td>1号及び2号原子炉施設の変更並びに使用済燃料の処分の方法の変更 (廃棄物処理装置等の変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年 5 月 28 日</td> <td>56 資庁第17253号</td> <td>1号及び2号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用による変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年 11 月 26 日</td> <td>57 資庁第13378号</td> <td>1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (プラスチック固化装置の設置)</td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年 8 月 12 日</td> <td>61 資庁第251号</td> <td>1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用等による変更)</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年 8 月 10 日</td> <td>61 資庁第15688号</td> <td>4号原子炉の増設及び1号, 2号, 3号原子炉施設の変更(可燃性固体廃棄物焼却炉の追加等の変更)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備 考	昭和 45 年 12 月 10 日	45 原第 7660 号	昭和 45 年 5 月 22 日申請	昭和 46 年 10 月 22 日	46 原第 7258 号	1号原子炉施設の変更 (ポイズンカーテンの廃止及びガドリニア入り燃料棒の採用に伴う変更)	昭和 47 年 8 月 31 日	47 原第 7480 号	1号原子炉施設の変更 (活性炭式希ガスホールドアップ装置の追加設置に伴う廃棄設備の変更)	昭和 48 年 12 月 1 日	48 原第 9966 号	1号原子炉施設の変更 (逃がし弁形式の変更)	昭和 51 年 3 月 17 日	51 安第 1022 号	1号及び2号原子炉施設の変更 (8行8列型燃料集合体の採用等の変更)	昭和 52 年 7 月 5 日	52 安(原規) 第114号	1号原子炉施設の変更 (炉心の熱特性評価方法等の変更)	昭和 53 年 8 月 12 日	53 安(原規) 第217号	1号及び2号原子炉施設の変更並びに使用済燃料の処分の方法の変更 (廃棄物処理装置等の変更)	昭和 57 年 5 月 28 日	56 資庁第17253号	1号及び2号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用による変更)	昭和 57 年 11 月 26 日	57 資庁第13378号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (プラスチック固化装置の設置)	昭和 61 年 8 月 12 日	61 資庁第251号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用等による変更)	昭和 63 年 8 月 10 日	61 資庁第15688号	4号原子炉の増設及び1号, 2号, 3号原子炉施設の変更(可燃性固体廃棄物焼却炉の追加等の変更)		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
許可年月日	許可番号	備 考																																				
昭和 45 年 12 月 10 日	45 原第 7660 号	昭和 45 年 5 月 22 日申請																																				
昭和 46 年 10 月 22 日	46 原第 7258 号	1号原子炉施設の変更 (ポイズンカーテンの廃止及びガドリニア入り燃料棒の採用に伴う変更)																																				
昭和 47 年 8 月 31 日	47 原第 7480 号	1号原子炉施設の変更 (活性炭式希ガスホールドアップ装置の追加設置に伴う廃棄設備の変更)																																				
昭和 48 年 12 月 1 日	48 原第 9966 号	1号原子炉施設の変更 (逃がし弁形式の変更)																																				
昭和 51 年 3 月 17 日	51 安第 1022 号	1号及び2号原子炉施設の変更 (8行8列型燃料集合体の採用等の変更)																																				
昭和 52 年 7 月 5 日	52 安(原規) 第114号	1号原子炉施設の変更 (炉心の熱特性評価方法等の変更)																																				
昭和 53 年 8 月 12 日	53 安(原規) 第217号	1号及び2号原子炉施設の変更並びに使用済燃料の処分の方法の変更 (廃棄物処理装置等の変更)																																				
昭和 57 年 5 月 28 日	56 資庁第17253号	1号及び2号原子炉施設の変更 (新型 8×8 燃料の採用による変更)																																				
昭和 57 年 11 月 26 日	57 資庁第13378号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (プラスチック固化装置の設置)																																				
昭和 61 年 8 月 12 日	61 資庁第251号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用等による変更)																																				
昭和 63 年 8 月 10 日	61 資庁第15688号	4号原子炉の増設及び1号, 2号, 3号原子炉施設の変更(可燃性固体廃棄物焼却炉の追加等の変更)																																				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由																																	
<p style="text-align: center;">表 4-1 (1) 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (1号炉) (2/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">許可年月日</th> <th style="width: 15%;">許可番号</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 2 年 2 月 8 日</td> <td>元資庁第 7899 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用等による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 3 年 7 月 25 日</td> <td>2 資庁第 10494 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用等による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 3 年 12 月 3 日</td> <td>3 資庁第 9413 号</td> <td>1 号原子炉施設の変更 (平均濃縮度を下げた新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 4 年 9 月 18 日</td> <td>4 資庁第 5199 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系及びシャワードレン系の共用化による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 7 年 5 月 9 日</td> <td>6 資庁第 13200 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年 12 月 16 日</td> <td>平成 10・02・19 資第 8 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (4 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年 2 月 23 日</td> <td>平成 11・05・19 資第 6 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (雑固体廃棄物溶融処理装置の設置等による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年 12 月 5 日</td> <td>平成 12・02・29 資第 2 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用による変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年 8 月 9 日</td> <td>平成 14・05・14 原第 2 号</td> <td>1 号原子炉施設の変更 (余熱除去系の蒸気凝縮系の機能削除に伴う変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 12 月 15 日</td> <td>平成 17・06・03 原第 29 号</td> <td>1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (5 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備 考	平成 2 年 2 月 8 日	元資庁第 7899 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用等による変更)	平成 3 年 7 月 25 日	2 資庁第 10494 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用等による変更)	平成 3 年 12 月 3 日	3 資庁第 9413 号	1 号原子炉施設の変更 (平均濃縮度を下げた新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用による変更)	平成 4 年 9 月 18 日	4 資庁第 5199 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系及びシャワードレン系の共用化による変更)	平成 7 年 5 月 9 日	6 資庁第 13200 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用による変更)	平成 10 年 12 月 16 日	平成 10・02・19 資第 8 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (4 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)	平成 12 年 2 月 23 日	平成 11・05・19 資第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (雑固体廃棄物溶融処理装置の設置等による変更)	平成 12 年 12 月 5 日	平成 12・02・29 資第 2 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用による変更)	平成 14 年 8 月 9 日	平成 14・05・14 原第 2 号	1 号原子炉施設の変更 (余熱除去系の蒸気凝縮系の機能削除に伴う変更)	平成 17 年 12 月 15 日	平成 17・06・03 原第 29 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (5 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号炉及び 2 号炉の号炉分割に伴う変更
許可年月日	許可番号	備 考																																	
平成 2 年 2 月 8 日	元資庁第 7899 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (起動領域モニタの採用等による変更)																																	
平成 3 年 7 月 25 日	2 資庁第 10494 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (高燃焼度 8×8 燃料の採用等による変更)																																	
平成 3 年 12 月 3 日	3 資庁第 9413 号	1 号原子炉施設の変更 (平均濃縮度を下げた新型 8×8 ジルコニウムライナ燃料の採用による変更)																																	
平成 4 年 9 月 18 日	4 資庁第 5199 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (洗濯廃液系及びシャワードレン系の共用化による変更)																																	
平成 7 年 5 月 9 日	6 資庁第 13200 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用による変更)																																	
平成 10 年 12 月 16 日	平成 10・02・19 資第 8 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (4 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)																																	
平成 12 年 2 月 23 日	平成 11・05・19 資第 6 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (雑固体廃棄物溶融処理装置の設置等による変更)																																	
平成 12 年 12 月 5 日	平成 12・02・29 資第 2 号	1 号, 2 号, 3 号及び 4 号原子炉施設の変更 (9×9 燃料の採用による変更)																																	
平成 14 年 8 月 9 日	平成 14・05・14 原第 2 号	1 号原子炉施設の変更 (余熱除去系の蒸気凝縮系の機能削除に伴う変更)																																	
平成 17 年 12 月 15 日	平成 17・06・03 原第 29 号	1 号, 2 号, 3 号, 4 号及び 5 号原子炉施設の変更 (5 号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)																																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由						
<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">表 4-1 (1) 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯 (1号炉) (3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">許可年月日</th> <th style="width: 20%;">許可番号</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年 7 月 4 日</td> <td>平成 18・03・03 原第 4 号</td> <td>1号, 2号, 3号, 4号及び5号 原子炉施設の変更 (4号炉の 取替燃料の一部にMOX燃料 を採用すること等による変 更)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	許可年月日	許可番号	備 考	平成 19 年 7 月 4 日	平成 18・03・03 原第 4 号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号 原子炉施設の変更 (4号炉の 取替燃料の一部にMOX燃料 を採用すること等による変 更)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
許可年月日	許可番号	備 考						
平成 19 年 7 月 4 日	平成 18・03・03 原第 4 号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号 原子炉施設の変更 (4号炉の 取替燃料の一部にMOX燃料 を採用すること等による変 更)						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由
表4-1(2) 原子炉設置変更許可の経緯(2号炉)(1/2)			表4-1 原子炉設置変更許可の経緯(1/2)			・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
許可年月日	許可番号	備考	許可年月日	許可番号	備考	
昭和48年6月9日	48原第5580号	2号炉増設	昭和48年6月9日	48原第5580号	2号炉増設	
昭和51年3月17日	51安第1022号	1号及び2号原子炉施設の変更 (8行8列型燃料集合体の採用等の変更)	昭和51年3月17日	51安第1022号	1号及び2号原子炉施設の変更 (8行8列型燃料集合体の採用等の変更)	
昭和52年7月1日	52安(原規)第115号	2号原子炉施設の変更 (炉心の熱特性評価方法等の変更)	昭和52年7月1日	52安(原規)第115号	2号原子炉施設の変更 (炉心の熱特性評価方法等の変更)	
昭和53年8月12日	53安(原規)第217号	1号及び2号原子炉施設の変更並びに使用済燃料の処分方法の変更 (廃棄物処理装置等の変更)	昭和53年8月12日	53安(原規)第217号	1号及び2号原子炉施設の変更並びに使用済燃料の処分方法の変更 (廃棄物処理装置等の変更)	
昭和54年6月20日	54資庁第1723号	2号原子炉施設の変更 (使用済燃料の貯蔵能力を増大させるための使用済燃料貯蔵施設の変更)	昭和54年6月20日	54資庁第1723号	2号原子炉施設の変更 (使用済燃料の貯蔵能力を増大させるための使用済燃料貯蔵施設の変更)	
昭和57年5月28日	56資庁第17253号	1号及び2号原子炉施設の変更 (新型8×8燃料の採用による変更)	昭和57年5月28日	56資庁第17253号	1号及び2号原子炉施設の変更 (新型8×8燃料の採用による変更)	
昭和57年11月26日	57資庁第13378号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (プラスチック固化装置の設置)	昭和57年11月26日	57資庁第13378号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (プラスチック固化装置の設置)	
昭和61年8月12日	61資庁第251号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用等による変更)	昭和61年8月12日	61資庁第251号	1号, 2号及び3号原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライナ燃料の採用等による変更)	
昭和63年8月10日	61資庁第15688号	4号原子炉の増設及び1号, 2号, 3号原子炉施設の変更(可燃性固体廃棄物焼却炉の追加等の変更)	昭和63年8月10日	61資庁第15688号	4号原子炉の増設及び1号, 2号, 3号原子炉施設の変更(可燃性固体廃棄物焼却炉の追加等の変更)	
平成2年2月8日	元資庁第7899号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(起動領域モニタの採用等による変更)	平成2年2月8日	元資庁第7899号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(起動領域モニタの採用等による変更)	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由
表 4-1 (2) 原子炉設置変更許可の経緯 (2号炉) (2/2)			表 4-1 原子炉設置変更許可の経緯 (2/2)			・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
許可年月日	許可番号	備考	許可年月日	許可番号	備考	
平成3年7月25日	2資庁第10494号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(高燃焼度8×8燃料の採用等による変更)	平成3年7月25日	2資庁第10494号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(高燃焼度8×8燃料の採用等による変更)	
平成4年9月18日	4資庁第5199号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(洗濯廃液系及びシャワードレン系の共用化による変更)	平成4年9月18日	4資庁第5199号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(洗濯廃液系及びシャワードレン系の共用化による変更)	
平成7年5月9日	6資庁第13200号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用による変更)	平成7年5月9日	6資庁第13200号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(不燃性雑固体廃棄物の固型化処理の採用による変更)	
平成10年12月16日	平成10・02・19資第8号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(4号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)	平成10年12月16日	平成10・02・19資第8号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(4号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)	
平成12年2月23日	平成11・05・19資第6号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(雑固体廃棄物溶融処理装置の設置等による変更)	平成12年2月23日	平成11・05・19資第6号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(雑固体廃棄物溶融処理装置の設置等による変更)	
平成12年12月5日	平成12・02・29資第2号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(9×9燃料の採用による変更)	平成12年12月5日	平成12・02・29資第2号	1号, 2号, 3号及び4号原子炉施設の変更(9×9燃料の採用による変更)	
平成17年12月15日	平成17・06・03原第29号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(5号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)	平成17年12月15日	平成17・06・03原第29号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(5号炉使用済燃料貯蔵設備の共用化等による変更)	
平成19年7月4日	平成18・03・03原第4号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(4号炉の取替燃料の一部にMOX燃料を採用すること等による変更)	平成19年7月4日	平成18・03・03原第4号	1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更(4号炉の取替燃料の一部にMOX燃料を採用すること等による変更)	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後	理由
表4-2(1) 廃止措置対象施設(1号炉)(1/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家		
		廃棄物処理建家		
		タービン建家		
		希ガスホールドアップ装置建家		
		復水ろ過脱塩装置建家		
原子炉本体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物		
	減速材及び反射材	軽水		
	原子炉容器	原子炉容器		
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁		
		ドライウェル外周の壁		
		原子炉建家外壁		
		廃棄物処理建家外壁		
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)		
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)		
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫		
		使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内)		
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	再循環系		
		原子炉冷却材浄化系		
		主蒸気系		
		タービン		
		主復水器		
		タービン・バイパス系		
		給水系		
	非常用冷却設備	炉心スプレイ系		
		高圧注入系		
		低圧注入系		
		原子炉隔離冷却系		
	その他の主要な事項	余熱除去系		
	注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。			

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由																																										
<p style="text-align: center;">表 4-2 (1) 廃止措置対象施設 (1号炉) (2/4)</p> <p>(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">施設区分</th> <th style="width: 15%;">設備等の区分</th> <th style="width: 75%;">設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">計測制御系 統施設</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水 流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷 却材圧力など)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">制御設備</td> <td>制御材 (制御棒)</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">非常用制御 設備</td> <td>ほう酸注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他の 主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御</td> </tr> <tr> <td>初圧調整装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気体廃棄物の 廃棄施設</td> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>空気抽出器排ガス減衰管</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>排気筒 (1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>機器ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>再生廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>復水器冷却水放水路</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>固化装置 (セメント固化式)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>減容機 (1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚 染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から 除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系 統施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水 流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷 却材圧力など)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	制御設備	制御材 (制御棒)	制御材駆動設備	非常用制御 設備	ほう酸注入系	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御	初圧調整装置	放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器	空気抽出器排ガス減衰管	希ガスホールドアップ装置	液体廃棄物の 廃棄設備	排気筒 (1号及び2号炉共用)	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	再生廃液処理系	シャワードレン系	固体廃棄物の 廃棄設備	復水器冷却水放水路	濃縮廃液貯蔵タンク	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ貯蔵タンク	固化装置 (セメント固化式)			減容機 (1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																										
計測制御系 統施設	計装	核計装																																										
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水 流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷 却材圧力など)																																										
	安全保護回路	原子炉停止回路																																										
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)																																										
	制御設備	制御材 (制御棒)																																										
		制御材駆動設備																																										
	非常用制御 設備	ほう酸注入系																																										
	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																										
		再循環流量制御																																										
		初圧調整装置																																										
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器																																										
		空気抽出器排ガス減衰管																																										
		希ガスホールドアップ装置																																										
	液体廃棄物の 廃棄設備	排気筒 (1号及び2号炉共用)																																										
		機器ドレン処理系																																										
		床ドレン処理系																																										
		再生廃液処理系																																										
		シャワードレン系																																										
	固体廃棄物の 廃棄設備	復水器冷却水放水路																																										
		濃縮廃液貯蔵タンク																																										
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク																																												
燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク																																												
使用済樹脂貯蔵タンク																																												
復水系粉末樹脂貯蔵槽																																												
フィルタスラッジ貯蔵タンク																																												
固化装置 (セメント固化式)																																												
		減容機 (1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)																																										

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後	理由																									
<p>表4-2(1) 廃止措置対象施設(1号炉)(3/4)</p> <p>(1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の 主要な設備</td> <td>エリア・モニタ及びプロセス・モニタ</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の 主要な設備</td> <td>排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ 排水のサンプリング装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の 主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他原子炉 の附属施設</td> <td>非常用電源 設備</td> <td>ジーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の 主要な事項</td> <td>タービン衛帯蒸気発生器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ	試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	屋外管理用の 主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排水モニタ 排水のサンプリング装置	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)	その他の 主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)	ドライウエル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建家常用換気系	その他原子炉 の附属施設	非常用電源 設備	ジーゼル発電機 蓄電池	その他の 主要な事項	タービン衛帯蒸気発生器		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																											
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ																											
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)																											
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)																											
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)																											
	屋外管理用の 主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)																											
		排水モニタ 排水のサンプリング装置																											
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)																											
	その他の 主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)																											
		ドライウエル内ガス冷却装置																											
		格納容器冷却系																											
		原子炉建家常用換気系																											
その他原子炉 の附属施設	非常用電源 設備	ジーゼル発電機 蓄電池																											
	その他の 主要な事項	タービン衛帯蒸気発生器																											

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由													
<p style="text-align: center;">表 4-2 (1) 廃止措置対象施設 (1号炉) (4/4)</p> <p>(2) その他主要施設</p> <table border="1" data-bbox="166 432 1314 783"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系)</td> </tr> <tr> <td>消火装置</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助系</td> <td>原子炉機器冷却系</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>クレーン設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系)	消火装置	圧縮空気系	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	-	-	クレーン設備		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称													
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系)													
		消火装置													
		圧縮空気系													
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系													
-	-	クレーン設備													

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由																																																																																				
<p>表4-2(2) 廃止措置対象施設(2号炉)(1/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉施設 の一般 構造</td> <td rowspan="3">その他の 主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉本 体</td> <td>炉心</td> <td>燃料体, 制御材, 炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>減速材及び 反射材</td> <td>軽水</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線遮へい 体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機(2号炉原子炉建家内)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷 却系統施 設</td> <td rowspan="7">1次冷却材設 備</td> <td>再循環系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設 備</td> <td>炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却系</td> </tr> <tr> <td>その他の 主要な事項</td> <td>余熱除去系</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設 の一般 構造	その他の 主要な構造	原子炉建家	廃棄物処理建家	タービン建家	原子炉本 体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物	減速材及び 反射材	軽水	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮へい 体	原子炉容器外側の壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建家外壁	廃棄物処理建家外壁	核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	原子炉冷 却系統施 設	1次冷却材設 備	再循環系	原子炉冷却材浄化系	主蒸気系	タービン	主復水器	タービン・バイパス系	給水系	非常用冷却設 備	炉心スプレイ系	高圧注入系	低圧注入系	原子炉隔離冷却系	その他の 主要な事項	余熱除去系	<p>表4-2 廃止措置対象施設(1/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉施設 の一般 構造</td> <td rowspan="3">その他の 主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉本 体</td> <td>炉心</td> <td>燃料体, 制御材, 炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td>減速材及び 反射材</td> <td>軽水</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線遮へい 体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家外壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取 扱設備</td> <td>燃料取替機(2号炉原子炉建家内)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯 蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">原子炉冷 却系統施 設</td> <td rowspan="7">1次冷却材設 備</td> <td>再循環系</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設 備</td> <td>炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却系</td> </tr> <tr> <td>その他の 主要な事項</td> <td>余熱除去系</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設 の一般 構造	その他の 主要な構造	原子炉建家	廃棄物処理建家	タービン建家	原子炉本 体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物	減速材及び 反射材	軽水	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮へい 体	原子炉容器外側の壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建家外壁	廃棄物処理建家外壁	核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫	原子炉冷 却系統施 設	1次冷却材設 備	再循環系	原子炉冷却材浄化系	主蒸気系	タービン	主復水器	タービン・バイパス系	給水系	非常用冷却設 備	炉心スプレイ系	高圧注入系	低圧注入系	原子炉隔離冷却系	その他の 主要な事項	余熱除去系	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																								
原子炉施設 の一般 構造	その他の 主要な構造	原子炉建家																																																																																								
		廃棄物処理建家																																																																																								
		タービン建家																																																																																								
原子炉本 体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物																																																																																								
	減速材及び 反射材	軽水																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																								
	放射線遮へい 体	原子炉容器外側の壁																																																																																								
		ドライウエル外周の壁																																																																																								
		原子炉建家外壁																																																																																								
		廃棄物処理建家外壁																																																																																								
核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機(2号炉原子炉建家内)																																																																																								
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)																																																																																								
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																								
原子炉冷 却系統施 設	1次冷却材設 備	再循環系																																																																																								
		原子炉冷却材浄化系																																																																																								
		主蒸気系																																																																																								
		タービン																																																																																								
		主復水器																																																																																								
		タービン・バイパス系																																																																																								
		給水系																																																																																								
	非常用冷却設 備	炉心スプレイ系																																																																																								
		高圧注入系																																																																																								
		低圧注入系																																																																																								
		原子炉隔離冷却系																																																																																								
	その他の 主要な事項	余熱除去系																																																																																								
	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																							
原子炉施設 の一般 構造	その他の 主要な構造	原子炉建家																																																																																								
		廃棄物処理建家																																																																																								
		タービン建家																																																																																								
原子炉本 体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物																																																																																								
	減速材及び 反射材	軽水																																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																								
	放射線遮へい 体	原子炉容器外側の壁																																																																																								
		ドライウエル外周の壁																																																																																								
		原子炉建家外壁																																																																																								
		廃棄物処理建家外壁																																																																																								
核燃料物 質の取扱 及び貯蔵 施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機(2号炉原子炉建家内)																																																																																								
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)																																																																																								
	核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵庫																																																																																								
原子炉冷 却系統施 設	1次冷却材設 備	再循環系																																																																																								
		原子炉冷却材浄化系																																																																																								
		主蒸気系																																																																																								
		タービン																																																																																								
		主復水器																																																																																								
		タービン・バイパス系																																																																																								
		給水系																																																																																								
	非常用冷却設 備	炉心スプレイ系																																																																																								
		高圧注入系																																																																																								
		低圧注入系																																																																																								
		原子炉隔離冷却系																																																																																								
	その他の 主要な事項	余熱除去系																																																																																								

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由																																							
<p>表4-2(2) 廃止措置対象施設 (2号炉) (2/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御 系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材(制御棒)</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>ほう酸注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の 主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御</td> </tr> <tr> <td>圧力制御装置</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御 系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	制御設備	制御材(制御棒)	制御材駆動設備	非常用制御設備	ほう酸注入系	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御	圧力制御装置	<p>表4-2 廃止措置対象施設 (2/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御 系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材(制御棒)</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>ほう酸注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の 主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御</td> </tr> <tr> <td>圧力制御装置</td> </tr> </tbody> </table>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御 系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	制御設備	制御材(制御棒)	制御材駆動設備	非常用制御設備	ほう酸注入系	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	再循環流量制御	圧力制御装置	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																											
計測制御 系統施設	計装	核計装																																											
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)																																											
	安全保護回路	原子炉停止回路																																											
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)																																											
	制御設備	制御材(制御棒)																																											
		制御材駆動設備																																											
	非常用制御設備	ほう酸注入系																																											
	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																											
		再循環流量制御																																											
		圧力制御装置																																											
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																											
計測制御 系統施設	計装	核計装																																											
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)																																											
	安全保護回路	原子炉停止回路																																											
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)																																											
	制御設備	制御材(制御棒)																																											
		制御材駆動設備																																											
	非常用制御設備	ほう酸注入系																																											
	その他の 主要な事項	制御棒価値ミニマイザ																																											
		再循環流量制御																																											
		圧力制御装置																																											
<p>放射性廃棄物の廃棄施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄施設</td> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガスホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>機器ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>化学廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水路</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>固化装置(セメント固化式)</td> </tr> <tr> <td>減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)</td> </tr> </tbody> </table>			気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器	減衰管	活性炭式希ガスホールドアップ装置	排気筒(1号及び2号炉共用)	液体廃棄物の 廃棄設備	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	化学廃液処理系	シャワードレン系	復水器冷却水放水路	固体廃棄物の 廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	使用済樹脂貯蔵槽	復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ貯蔵槽	固化装置(セメント固化式)	減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	<p>放射性廃棄物の廃棄施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気体廃棄物の 廃棄施設</td> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガスホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>機器ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系</td> </tr> <tr> <td>化学廃液処理系</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水路</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">固体廃棄物の 廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>固化装置(セメント固化式)</td> </tr> <tr> <td>減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)</td> </tr> </tbody> </table>			気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器	減衰管	活性炭式希ガスホールドアップ装置	排気筒(1号及び2号炉共用)	液体廃棄物の 廃棄設備	機器ドレン処理系	床ドレン処理系	化学廃液処理系	シャワードレン系	復水器冷却水放水路	固体廃棄物の 廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	使用済樹脂貯蔵槽	復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ貯蔵槽	固化装置(セメント固化式)	減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)
気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器																																												
	減衰管																																												
	活性炭式希ガスホールドアップ装置																																												
	排気筒(1号及び2号炉共用)																																												
液体廃棄物の 廃棄設備	機器ドレン処理系																																												
	床ドレン処理系																																												
	化学廃液処理系																																												
	シャワードレン系																																												
	復水器冷却水放水路																																												
固体廃棄物の 廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク																																												
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	使用済樹脂貯蔵槽																																												
	復水系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	フィルタスラッジ貯蔵槽																																												
	固化装置(セメント固化式)																																												
減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)																																													
気体廃棄物の 廃棄施設	再結合器																																												
	減衰管																																												
	活性炭式希ガスホールドアップ装置																																												
	排気筒(1号及び2号炉共用)																																												
液体廃棄物の 廃棄設備	機器ドレン処理系																																												
	床ドレン処理系																																												
	化学廃液処理系																																												
	シャワードレン系																																												
	復水器冷却水放水路																																												
固体廃棄物の 廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク																																												
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	使用済樹脂貯蔵槽																																												
	復水系粉末樹脂貯蔵槽																																												
	フィルタスラッジ貯蔵槽																																												
	固化装置(セメント固化式)																																												
減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)																																													
<p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			<p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>																																										

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由																																																								
<p>表4-2(2) 廃止措置対象施設(2号炉)(3/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ及びプロセス・モニタ</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>ジーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ	試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排水モニタ	排水のサンプリング装置	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)	ドライウエル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建家常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属設備	非常用電源設備	ジーゼル発電機			蓄電池	<p>表4-2 廃止措置対象施設(3/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の主要な設備</td> <td>エリア・モニタ及びプロセス・モニタ</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他の主要な事項</td> <td>格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の附属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>ジーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ	試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排水モニタ	排水のサンプリング装置	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)	ドライウエル内ガス冷却装置	格納容器冷却系	原子炉建家常用換気系	非常用ガス処理系	その他原子炉の附属設備	非常用電源設備	ジーゼル発電機			蓄電池	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																												
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ																																																												
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)																																																												
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)																																																												
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)																																																												
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)																																																												
		排水モニタ																																																												
		排水のサンプリング装置																																																												
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)																																																												
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)																																																												
		ドライウエル内ガス冷却装置																																																												
		格納容器冷却系																																																												
		原子炉建家常用換気系																																																												
		非常用ガス処理系																																																												
その他原子炉の附属設備	非常用電源設備	ジーゼル発電機																																																												
		蓄電池																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																												
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ																																																												
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)																																																												
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)																																																												
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)																																																												
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)																																																												
		排水モニタ																																																												
		排水のサンプリング装置																																																												
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル, サプレッション・チェンバ)																																																												
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系, 不活性ガス系)																																																												
		ドライウエル内ガス冷却装置																																																												
		格納容器冷却系																																																												
		原子炉建家常用換気系																																																												
		非常用ガス処理系																																																												
その他原子炉の附属設備	非常用電源設備	ジーゼル発電機																																																												
		蓄電池																																																												

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前			変更後			理由																										
<p>表 4-2 (2) 廃止措置対象施設 (2号炉) (4/4)</p> <p>(2) その他主要施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)</td> </tr> <tr> <td>消火装置</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助系</td> <td>原子炉機器冷却系</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>クレーン設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)	消火装置	圧縮空気系	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	-	-	クレーン設備	<p>表 4-2 廃止措置対象施設 (4/4)</p> <p>(2) その他主要施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)</td> </tr> <tr> <td>消火装置</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助系</td> <td>原子炉機器冷却系</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>クレーン設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>			施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)	消火装置	圧縮空気系	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	-	-	クレーン設備	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																														
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)																														
		消火装置																														
		圧縮空気系																														
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系																														
-	-	クレーン設備																														
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																														
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)																														
		消火装置																														
		圧縮空気系																														
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系																														
-	-	クレーン設備																														

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前				変更後			理由
表4-3 核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量 平成21年4月1日現在				表4-3 核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量 平成21年4月1日現在			
種別	貯蔵場所	体数		種別	貯蔵場所	体数	
		1号炉	2号炉				
使用済燃料	<u>使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)</u>	<u>138体</u>	<u>—</u>	使用済燃料	使用済燃料貯蔵設備 (4号炉原子炉建屋原子炉室内)	0体	
	<u>使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内) (冷温臨界試験*1のみを経験した燃料)</u>	<u>68体</u>	<u>—</u>		使用済燃料貯蔵設備 (5号炉原子炉建屋原子炉室内)	330体	
	使用済燃料貯蔵設備 (4号炉原子炉建屋原子炉室内)	<u>220体</u>	0体		使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	1,164体	
	使用済燃料貯蔵設備 (5号炉原子炉建屋原子炉室内)	<u>220体</u>	330体	新燃料	2号炉新燃料貯蔵庫	52体	
	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	<u>—</u>	1,164体		使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	148体	
	1号炉新燃料貯蔵庫	<u>96体</u>	<u>—</u>				
新燃料	2号炉新燃料貯蔵庫	<u>—</u>	52体				
	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	<u>—</u>	148体				

*1 炉心設計コードによる停止余裕（最大価値制御棒1本が引き抜かれた状態で、炉心が臨界状態からどれだけ余裕があるかを示す量）の予測が適切であることを確認するため、炉心を短時間局所に臨界状態にする試験。

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変 更 前	変 更 後	理 由																												
<p style="text-align: center;">表 4-4 (1) 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (1号炉)</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th style="width: 50%;">貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td style="text-align: right;">約 14,100 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td style="text-align: right;">約 328m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td style="text-align: right;">約 52m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td style="text-align: right;">約 20m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td style="text-align: right;">約 25m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td style="text-align: right;">約 16m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td style="text-align: right;">約 375m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> <td style="text-align: right;">約 1m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 84 本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス 1,620 本</td> </tr> <tr> <td>中性子検出器 209 本</td> </tr> <tr> <td>その他 約 12m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 28 本</td> </tr> <tr> <td>チャンネルボックス 58 本</td> </tr> <tr> <td>中性子検出器 2 本</td> </tr> <tr> <td>その他 約 1m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>	廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 14,100 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 328m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 52m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 20m ³	燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 25m ³	使用済樹脂貯蔵タンク	約 16m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 375m ³	フィルタスラッジ貯蔵タンク	約 1m ³	サイトバンカ*2	制御棒 84 本	チャンネルボックス 1,620 本	中性子検出器 209 本	その他 約 12m ³	使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)	制御棒 28 本	チャンネルボックス 58 本	中性子検出器 2 本	その他 約 1m ³		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																													
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 14,100 本*1																													
雑固体廃棄物保管室*2	約 328m ³																													
濃縮廃液貯蔵タンク	約 52m ³																													
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 20m ³																													
燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 25m ³																													
使用済樹脂貯蔵タンク	約 16m ³																													
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 375m ³																													
フィルタスラッジ貯蔵タンク	約 1m ³																													
サイトバンカ*2	制御棒 84 本																													
	チャンネルボックス 1,620 本																													
	中性子検出器 209 本																													
	その他 約 12m ³																													
使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)	制御棒 28 本																													
	チャンネルボックス 58 本																													
	中性子検出器 2 本																													
	その他 約 1m ³																													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前		変更後		理由																																																				
<p>表 4-4 (2) 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 (2号炉) 平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td>約 9,800 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td>約 273 m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>約 70 m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 33 m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 20 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>約 84 m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 844 m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> <td>0 m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用濃縮廃液受入タンク*2</td> <td>約 114 m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用粉末樹脂受入槽*2</td> <td>約 203 m³</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m³</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 273 m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 70 m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33 m ³	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20 m ³	使用済樹脂貯蔵槽	約 84 m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844 m ³	フィルタスラッジ貯蔵槽	0 m ³	減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114 m ³	減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203 m ³	サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m ³	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m ³	<p>表 4-4 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管状況 平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td>約 9,800 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td>約 273 m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>約 70 m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 33 m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 20 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>約 84 m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 844 m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> <td>0 m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用濃縮廃液受入タンク*2</td> <td>約 114 m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用粉末樹脂受入槽*2</td> <td>約 203 m³</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m³</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m³</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 273 m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 70 m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33 m ³	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20 m ³	使用済樹脂貯蔵槽	約 84 m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844 m ³	フィルタスラッジ貯蔵槽	0 m ³	減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114 m ³	減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203 m ³	サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m ³	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m ³	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																																																							
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1																																																							
雑固体廃棄物保管室*2	約 273 m ³																																																							
濃縮廃液貯蔵タンク	約 70 m ³																																																							
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33 m ³																																																							
燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20 m ³																																																							
使用済樹脂貯蔵槽	約 84 m ³																																																							
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844 m ³																																																							
フィルタスラッジ貯蔵槽	0 m ³																																																							
減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114 m ³																																																							
減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203 m ³																																																							
サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m ³																																																							
使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m ³																																																							
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																																																							
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1																																																							
雑固体廃棄物保管室*2	約 273 m ³																																																							
濃縮廃液貯蔵タンク	約 70 m ³																																																							
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33 m ³																																																							
燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20 m ³																																																							
使用済樹脂貯蔵槽	約 84 m ³																																																							
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844 m ³																																																							
フィルタスラッジ貯蔵槽	0 m ³																																																							
減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114 m ³																																																							
減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203 m ³																																																							
サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10 m ³																																																							
使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1 m ³																																																							
<p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>		<p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>																																																						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

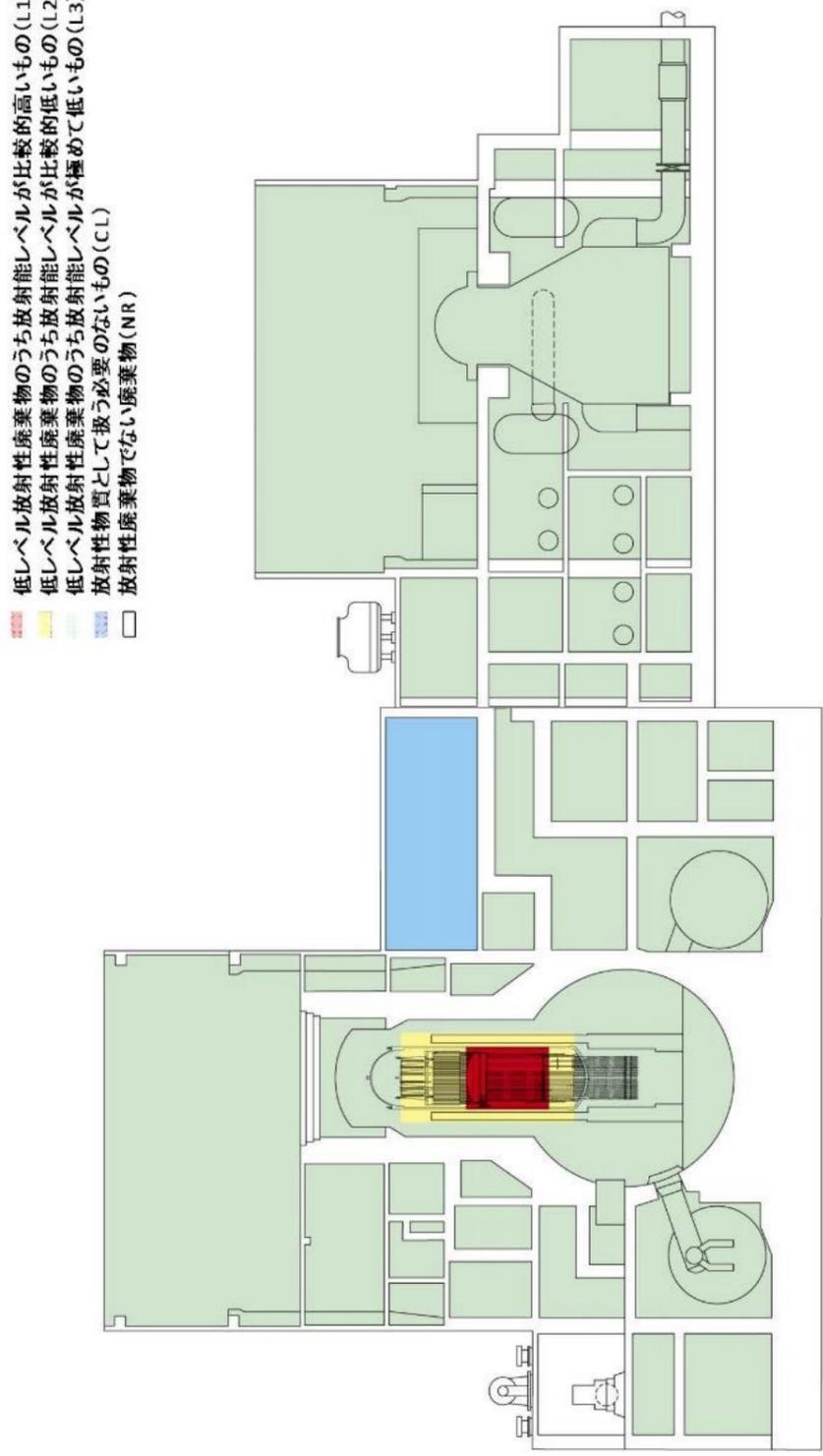
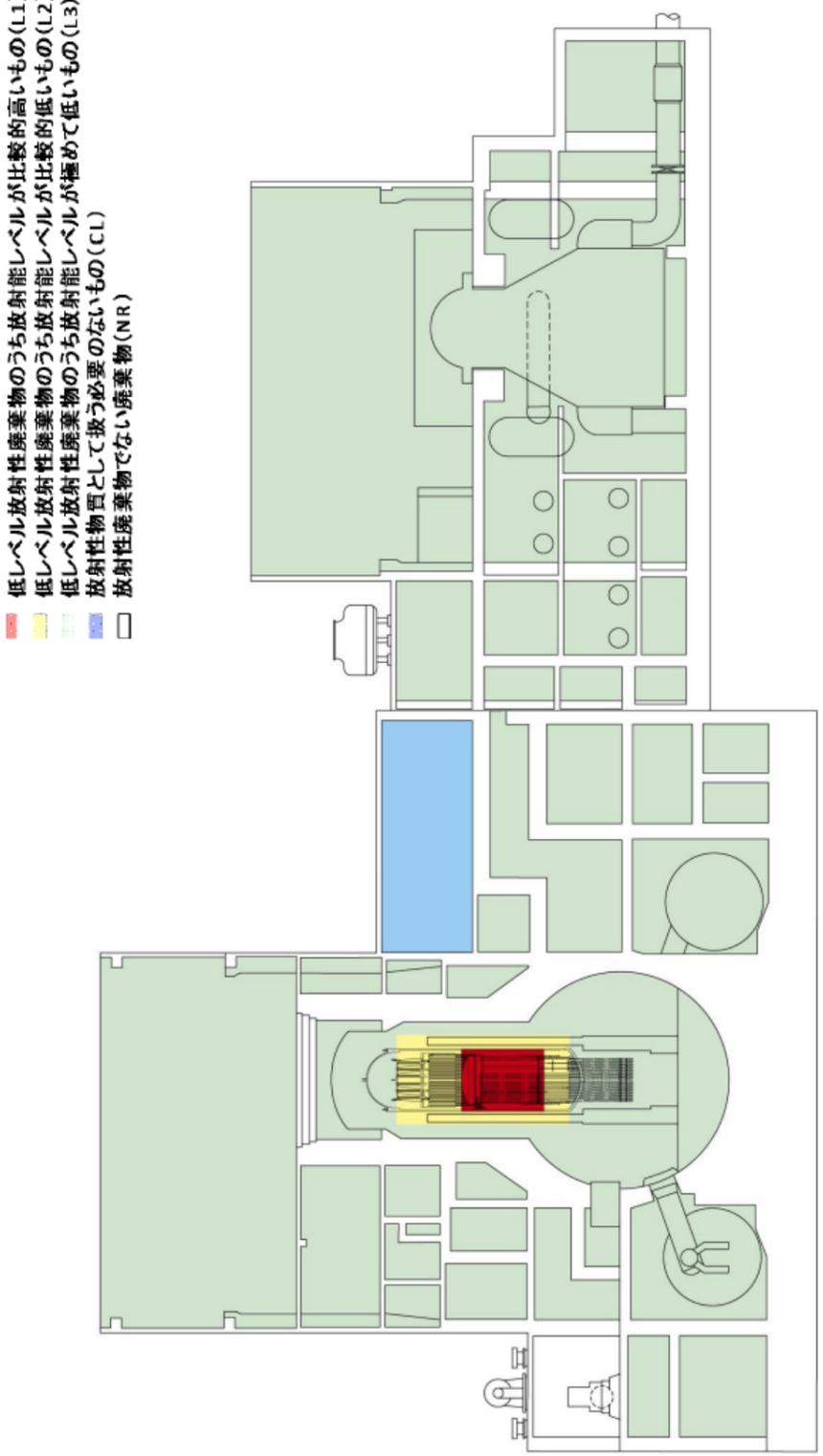
変 更 前	変 更 後	理 由
<p>本頁は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文四】

変更前	変更後	理由
<div data-bbox="216 394 359 1073" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p> ■ 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的高いもの(L1) ■ 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが比較的低いもの(L2) ■ 低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルが極めて低いもの(L3) ■ 放射性物質として扱う必要のないもの(CL) 放射性廃棄物でない廃棄物(NR) </p> </div> <div data-bbox="341 357 1113 1911" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1240 682 1282 1696" style="text-align: center;"> <p>図4-3 (1) 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布 (1号炉)</p> </div>		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	理由
 <p style="text-align: center;">図 4-3 (2) 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布 (2号炉)</p>	 <p style="text-align: center;">図 4-3 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由
(中略)		(中略)		
区 分	期間中の主な実施事項	区 分	期間中の主な実施事項	
第1段階 解体工事準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置対象施設からの燃料搬出 ・系統除染 ・汚染状況の調査 ・設備・機器の解体撤去工事*2 	第1段階 解体工事準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置対象施設からの燃料搬出 ・系統除染 ・汚染状況の調査 ・設備・機器の解体撤去工事*2 	
第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3 ・系統除染(継続) ・汚染状況の調査(継続) ・<u>建屋の解体撤去工事*4</u> 	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3 ・系統除染(継続) ・汚染状況の調査(継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
第3段階 原子炉領域*1解体撤 去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域の解体撤去工事 ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3(継続) ・<u>建屋の解体撤去工事*4(継続)</u> 	第3段階 原子炉領域*1解体撤 去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉領域の解体撤去工事 ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3(継続) 	
第4段階 建屋等解体撤去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の解除後、建屋の解体撤去工事 ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3(継続) 	第4段階 建屋等解体撤去期間	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の解除後、建屋の解体撤去工事 ・原子炉領域周辺設備の解体撤去工事*3(継続) 	
<p>*1 原子炉領域とは、放射化による汚染が主となる領域であり、炉心支持構造物等の炉内構造物(以下、「炉心支持構造物等」という。)、原子炉容器及び原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域をいう。</p> <p>*2 管理区域内においては、廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去工事に限る。</p> <p>*3 管理区域外の設備の解体撤去工事を含む。</p> <p>*4 <u>1号炉希ガスホールドアップ装置建家に限る。</u></p>		<p>*1 原子炉領域とは、放射化による汚染が主となる領域であり、炉心支持構造物等の炉内構造物(以下、「炉心支持構造物等」という。)、原子炉容器及び原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域をいう。</p> <p>*2 管理区域内においては、廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去工事に限る。</p> <p>*3 管理区域外の設備の解体撤去工事を含む。</p>		
(中略)		(中略)		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前	変更後	理由
<p>3 廃止措置の全体概要</p> <p>我が国における原子力発電所の廃止措置に係る標準工程(総合エネルギー調査会原子力部会報告：昭和60年7月，平成9年1月)では，運転終了後，使用済燃料の搬出，系統除染を実施した後，放射能を減衰させるため5年から10年程度安全貯蔵を行った後，解体撤去を行う手順となっている。</p> <p><u>1号原子炉施設は，平成13年11月7日に原子炉を停止した以降，原子炉起動に先立ち定期検査毎に実施する冷温臨界試験を平成15年3月6日に行った以外は，原子炉は停止状態である。2号原子炉施設は，平成16年2月22日に原子炉を停止した以降，原子炉は停止状態である。</u></p> <p>第1段階においては，燃料を1号及び2号原子炉施設から搬出するとともに，系統除染，汚染状況の調査に着手する。第2段階中に実施する解体撤去の工法及び手順に係る検討を進め，解体撤去工事計画を策定する。安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で，供用を終了した設備のうち，管理区域外の設備の解体撤去に着手する。</p> <p>管理区域内においては，廃止措置対象施設の設備を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限り実施する。この場合，事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないこと，当該廃止措置対象施設の安全確保対策を講じていることを確認する。</p> <p>第2段階においては，原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去に着手するとともに，原子炉領域解体準備工事，解体撤去物等搬出準備工事，解体撤去物処理設備設置工事を行う。第1段階中に着手した系統除染，汚染状況の調査を継続して実施する。排気筒(1号及び2号炉共用)の風渦励振対策として，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を行い，既設排気筒(1号及び2号炉共用)は解体撤去する。<u>これに伴い不要となる1号炉希ガスホールドアップ装置建家は管理区域の解除後，解体撤去に着手する。</u></p> <p>第3段階においては，放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等，原子炉容器，原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体，格納容器等の解体撤去を行う。原子炉領域の解体撤去は，安全貯蔵期間の終了後に着手し，原子炉領域以外の設備の解体撤去で蓄積した廃止措置に関する経験等を活かして行う。原子炉領域の解体撤去は，工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p> <p>第4段階においては，残りの汚染された設備，建屋等の解体撤去を行う。汚染設備の撤去後，建屋に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。換気系及び放射性廃棄物の廃棄施設を汚染拡大防止等を考慮しながら解体撤去し，汚染状況を確認した上で管理区域を解除する。建屋ごとに全ての管理区域を解除した後，解体の対象となる施設を解体撤去する。建屋等の解体撤去は，工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p> <p>廃止措置終了後の状態を図5-2に示す。</p>	<p>3 廃止措置の全体概要</p> <p>我が国における原子力発電所の廃止措置に係る標準工程(総合エネルギー調査会原子力部会報告：昭和60年7月，平成9年1月)では，運転終了後，使用済燃料の搬出，系統除染を実施した後，放射能を減衰させるため5年から10年程度安全貯蔵を行った後，解体撤去を行う手順となっている。</p> <p>2号原子炉施設は，平成16年2月22日に原子炉を停止した以降，原子炉は停止状態である。</p> <p>第1段階においては，燃料を2号原子炉施設から搬出するとともに，系統除染，汚染状況の調査に着手する。第2段階中に実施する解体撤去の工法及び手順に係る検討を進め，解体撤去工事計画を策定する。安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で，供用を終了した設備のうち，管理区域外の設備の解体撤去に着手する。</p> <p>管理区域内においては，廃止措置対象施設の設備を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限り実施する。この場合，事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないこと，当該廃止措置対象施設の安全確保対策を講じていることを確認する。</p> <p><u>これらの第1段階から解体する設備を「第1段階対象設備」と言う。</u></p> <p>第2段階においては，原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去に着手するとともに，原子炉領域解体準備工事，解体撤去物等搬出準備工事，解体撤去物処理設備設置工事を行う。第1段階中に着手した系統除染，汚染状況の調査を継続して実施する。排気筒(1号及び2号炉共用)の風渦励振対策として，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を行い，既設排気筒(1号及び2号炉共用)は解体撤去する。</p> <p>第3段階においては，放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等，原子炉容器，原子炉容器を取り囲む放射線遮へい体，格納容器等の解体撤去を行う。原子炉領域の解体撤去は，安全貯蔵期間の終了後に着手し，原子炉領域以外の設備の解体撤去で蓄積した廃止措置に関する経験等を活かして行う。原子炉領域の解体撤去は，工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p> <p>第4段階においては，残りの汚染された設備，建屋等の解体撤去を行う。汚染設備の撤去後，建屋に残っている汚染をはつり等の方法で除去する。換気系及び放射性廃棄物の廃棄施設を汚染拡大防止等を考慮しながら解体撤去し，汚染状況を確認した上で管理区域を解除する。建屋ごとに全ての管理区域を解除した後，解体の対象となる施設を解体撤去する。建屋等の解体撤去は，工事方法等を廃止措置計画に反映し変更認可を受けた後に着手する。</p> <p>廃止措置終了後の状態を図5-2に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 • 記載の適正化(用語定義の記載追加) • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(中略)</p> <p>6.2 第2段階</p> <p>第2段階では、原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去に着手するとともに、原子炉領域解体準備工事、解体撤去物等搬出準備工事、解体撤去物処理設備設置工事を行う。放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を行い、既設排気筒(1号及び2号炉共用)は解体撤去する。<u>これに伴い不要となる1号炉希ガスホールドアップ装置建家は管理区域の解除後、解体撤去に着手する。</u>また、第1段階中に着手した供用を終了した管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施する。</p> <p><u>第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備</u>を表5-1に示す。</p> <p>第2段階においては、解体撤去後のエリアを解体物の処理、測定、保管エリアとして利用することを目的として、エリア単位で解体撤去を行うとともに、原子炉領域解体撤去で発生する解体撤去物の搬出ルート^{の確保}、資機材置場の確保を考慮して、解体撤去工事を進める。</p> <p>解体撤去に伴い発生する放射性固体廃棄物は、廃棄先決定後、廃棄施設に廃棄することから、放射性廃棄物として扱う必要のないもの及び分別、除染により放射性物質として扱う必要がなくなるものが主体となる設備から解体撤去する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>6.2 第2段階</p> <p>第2段階では、原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去に着手するとともに、原子炉領域解体準備工事、解体撤去物等搬出準備工事、解体撤去物処理設備設置工事を行う。放射性気体廃棄物の放出経路変更工事を行い、既設排気筒(1号及び2号炉共用)は解体撤去する。また、第1段階中に着手した供用を終了した管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施する。</p> <p><u>第2段階から解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備(以下「第2段階対象設備」という。)</u>を表5-1に示す。</p> <p>第2段階においては、解体撤去後のエリアを解体物の処理、測定、保管エリアとして利用することを目的として、エリア単位で解体撤去を行うとともに、原子炉領域解体撤去で発生する解体撤去物の搬出ルート^{の確保}、資機材置場の確保を考慮して、解体撤去工事を進める。</p> <p>解体撤去に伴い発生する放射性固体廃棄物は、廃棄先決定後、廃棄施設に廃棄することから、放射性廃棄物として扱う必要のないもの及び分別、除染により放射性物質として扱う必要がなくなるものが主体となる設備から解体撤去する。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 • 記載の適正化(用語定義の記載位置変更)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第2段階中に実施する解体撤去の工事方法を表5-2に示す。</p> <p>第2段階では、原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検、設備取替え等での経験・実績を活かし、「廃止措置の基本方針」に基づき解体撤去を行う。工事にあたっては、作業量の平坦化を考慮しつつ、安全に解体撤去工事を進め、廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図っていく。廃止措置対象施設の解体撤去は、工具等を用いて分解・取外しを行うとともに、機械的切断装置若しくは熱的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等を行う。切断にあたっては、機械的切断を基本とし、放射性粉じん等の影響を考慮した上で適用可能な場合、熱的切断も採用する。</p> <p>これらの解体撤去工事は、放射能レベルが比較的低い又はそれ以下の設備を対象とした工事であるが、工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち「九 核燃料物質による汚染の除去」の「<u>表9-2(1)「工事件名(1)系統除染工事」</u>」及び「<u>表9-2(2)「工事件名(1)系統除染工事」</u>」の除染工事対象機器並びに<u>1号炉希ガスホールドアップ装置建家</u>の解体撤去は、「九 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手する。</p> <p>系統除染等の汚染の除去を、第1段階から継続して実施する。具体的な汚染の除去は、「九 核燃料物質による汚染の除去」に示す。</p> <p>原子炉施設のうち、建屋及び構築物、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他安全確保上必要な設備は、必要な機能の維持管理を行う。その他放射性物質を内包している系統及び機器は、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。具体的な維持管理は、「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2段階対象設備の解体撤去の工事方法を表5-2に示す。</p> <p>第2段階では、原子炉運転中に行ってきた定期点検時における分解・開放点検、設備取替え等での経験・実績を活かし、「廃止措置の基本方針」に基づき解体撤去を行う。工事にあたっては、作業量の平坦化を考慮しつつ、安全に解体撤去工事を進め、廃止措置工事に関するデータ取得、経験・実績の蓄積を図っていく。廃止措置対象施設の解体撤去は、工具等を用いて分解・取外しを行うとともに、機械的切断装置若しくは熱的切断装置で切断又はブレーカ等で破砕等を行う。切断にあたっては、機械的切断を基本とし、放射性粉じん等の影響を考慮した上で適用可能な場合、熱的切断も採用する。</p> <p>これらの解体撤去工事は、放射能レベルが比較的低い又はそれ以下の設備を対象とした工事であるが、工事に伴う環境への放射性物質の放出を抑制するために、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ及び局所排風機等を導入する。</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち「九 核燃料物質による汚染の除去」の「<u>表9-2「工事件名(1)系統除染工事」</u>」の除染工事対象機器の解体撤去は、「九 核燃料物質による汚染の除去」の方法に従って行う汚染の除去工事の完了後に着手する。</p> <p>系統除染等の汚染の除去を、第1段階から継続して実施する。具体的な汚染の除去は、「九 核燃料物質による汚染の除去」に示す。</p> <p>原子炉施設のうち、建屋及び構築物、核燃料物質の取扱及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他安全確保上必要な設備は、必要な機能の維持管理を行う。その他放射性物質を内包している系統及び機器は、放射性物質が飛散・拡散しないよう処置を施して解体まで保管する。具体的な維持管理は、「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化(用語の統一)</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由																																																																							
<p>○：第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備（原子炉領域周辺設備のうち、供用を終了した設備） △：第2段階中に一部のみ解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 ×：第2段階中に解体撤去に着手しない設備 -：対象外</p> <p>表5-1(1) 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (1号炉) (1/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>解体区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="5">その他の主要な構造</td> <td>原子炉建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>タービン建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置建家</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>復水ろ過脱塩装置建家</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>燃料体, 制御材, 炉心支持構造物</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>減速材及び反射材</td> <td>軽水</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外側の壁</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外壁</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">核燃料物質の取扱及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替機(1号炉原子炉建家内)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>再循環系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="7">1次冷却設備</td> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主蒸気系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主復水器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>タービン・バイパス系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>給水系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td>炉心スプレイ系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低圧注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>余熱除去系</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×	廃棄物処理建家	×	タービン建家	×	希ガスホールドアップ装置建家	○	復水ろ過脱塩装置建家	×	原子炉本体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物	×	減速材及び反射材	軽水	-	原子炉容器	原子炉容器	×	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×	ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去)	△	原子炉建家外壁	×	核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)	×	原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	×	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)	△	再循環系	○	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	原子炉冷却材浄化系	○	主蒸気系	○	タービン	○	主復水器	○	タービン・バイパス系	○	給水系	○	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	○	高圧注入系	○	低圧注入系	○	原子炉隔離冷却系	○	その他の主要な事項	余熱除去系	○		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分																																																																								
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×																																																																								
		廃棄物処理建家	×																																																																								
		タービン建家	×																																																																								
		希ガスホールドアップ装置建家	○																																																																								
		復水ろ過脱塩装置建家	×																																																																								
原子炉本体	炉心	燃料体, 制御材, 炉心支持構造物	×																																																																								
	減速材及び反射材	軽水	-																																																																								
	原子炉容器	原子炉容器	×																																																																								
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×																																																																								
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去)	△																																																																								
		原子炉建家外壁	×																																																																								
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)	×																																																																								
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	×																																																																								
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○																																																																								
		使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内) (使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去)	△																																																																								
		再循環系	○																																																																								
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	原子炉冷却材浄化系	○																																																																								
		主蒸気系	○																																																																								
		タービン	○																																																																								
		主復水器	○																																																																								
		タービン・バイパス系	○																																																																								
		給水系	○																																																																								
		非常用冷却設備	炉心スプレイ系	○																																																																							
	高圧注入系		○																																																																								
	低圧注入系		○																																																																								
	原子炉隔離冷却系		○																																																																								
	その他の主要な事項	余熱除去系	○																																																																								

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後	理由																																																																				
<p>表5-1(1)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (1号炉)(2/4)</p> <p>(1)原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>解体区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設</td> <td rowspan="2">計装</td> <td>核計装</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材(制御棒)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用制御設備</td> <td>ほう酸注入系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>制御棒価値ミニマイザ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>再循環流量制御</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>初圧調整装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の廃棄施設</td> <td>再結合器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>空気抽出器排ガス減衰管</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>希ガスホールドアップ装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排気筒(1号及び2号炉共用)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>機器ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>床ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>再生廃液処理系</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>シャワードレン系</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水路</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>固化装置(セメント固化式)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>				施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	計測制御系統施設	計装	核計装	○	その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○	安全保護回路	原子炉停止回路	○	その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○	制御設備	制御材(制御棒)	×	制御材駆動設備	○	非常用制御設備	ほう酸注入系	○	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	再循環流量制御	○	初圧調整装置	○	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○	空気抽出器排ガス減衰管	○	希ガスホールドアップ装置	○	排気筒(1号及び2号炉共用)	○	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△	床ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△	再生廃液処理系	×	シャワードレン系	×	復水器冷却水放水路	×	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	×	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×	燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×	使用済樹脂貯蔵タンク	×	復水系粉末樹脂貯蔵槽	×	フィルタスラッジ貯蔵タンク	×	固化装置(セメント固化式)	○	減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分																																																																						
計測制御系統施設	計装	核計装	○																																																																						
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○																																																																						
	安全保護回路	原子炉停止回路	○																																																																						
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○																																																																						
	制御設備	制御材(制御棒)	×																																																																						
		制御材駆動設備	○																																																																						
	非常用制御設備	ほう酸注入系	○																																																																						
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○																																																																						
		再循環流量制御	○																																																																						
		初圧調整装置	○																																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○																																																																						
		空気抽出器排ガス減衰管	○																																																																						
		希ガスホールドアップ装置	○																																																																						
		排気筒(1号及び2号炉共用)	○																																																																						
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																																																																						
		床ドレン処理系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																																																																						
		再生廃液処理系	×																																																																						
		シャワードレン系	×																																																																						
		復水器冷却水放水路	×																																																																						
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	×																																																																						
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×																																																																						
		燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	×																																																																						
		使用済樹脂貯蔵タンク	×																																																																						
復水系粉末樹脂貯蔵槽		×																																																																							
フィルタスラッジ貯蔵タンク		×																																																																							
固化装置(セメント固化式)		○																																																																							
減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○																																																																								

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由																																													
<p>表5-1(1)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (1号炉)(3/4)</p> <p>(1)原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>解体区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の 主要な設備</td> <td>エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (エリア・モニタのうち、希ガスホールドアップ装置建家内のみ解体撤去) (プロセス・モニタのうち、プロセス系液体モニタを除き解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室(1号及び2号炉共用)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>汚染除去室(1号及び2号炉共用)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の 主要な設備</td> <td>排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替後、解体撤去)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング装置</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>格納容器(ドライウエル、サブプレッション・チェンバ) (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の 主要な事項</td> <td>ドライウエル内ガス冷却装置</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家常用換気系</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ジーゼル発電機</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (所内用を除き解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>その他の 主要な事項</td> <td>タービン帯蒸気発生器</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)減容機以外の3号、4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物並びに建屋基礎は、廃止措置対象施設から除く。</p>				施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (エリア・モニタのうち、希ガスホールドアップ装置建家内のみ解体撤去) (プロセス・モニタのうち、プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	△	試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×	屋外管理用の 主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替後、解体撤去)	○	排水モニタ	×	排水のサンプリング装置	×	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル、サブプレッション・チェンバ) (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)	△	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系)	○	その他の 主要な事項	ドライウエル内ガス冷却装置	○	格納容器冷却系	○	原子炉建家常用換気系	×	非常用ガス処理系	○	その他原子炉の 附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	○	蓄電池 (所内用を除き解体撤去)	△	その他の 主要な事項	タービン帯蒸気発生器	○					<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (エリア・モニタのうち、希ガスホールドアップ装置建家内のみ解体撤去) (プロセス・モニタのうち、プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	△																																																		
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×																																																		
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×																																																		
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×																																																		
	屋外管理用の 主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替後、解体撤去)	○																																																		
		排水モニタ	×																																																		
		排水のサンプリング装置	×																																																		
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル、サブプレッション・チェンバ) (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)	△																																																		
		格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系、不活性ガス系)	○																																																		
	その他の 主要な事項	ドライウエル内ガス冷却装置	○																																																		
		格納容器冷却系	○																																																		
		原子炉建家常用換気系	×																																																		
		非常用ガス処理系	○																																																		
その他原子炉の 附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	○																																																		
		蓄電池 (所内用を除き解体撤去)	△																																																		
	その他の 主要な事項	タービン帯蒸気発生器	○																																																		

注)下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変 更 前	変 更 後	理 由																			
<p>表5-1 (1) 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (1号炉) (4/4)</p> <p>(2) その他主要施設</p> <table border="1" data-bbox="210 436 1285 1073"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>解体区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="3">発電所補助系</td> <td>換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系) (希ガスホールドアップ装置建家換気系のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>消火装置 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助系</td> <td>原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>クレーン設備 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系) (希ガスホールドアップ装置建家換気系のみ解体撤去)	△	消火装置 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△	圧縮空気系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△	原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△	-	-	クレーン設備 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分																		
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系, 希ガスホールドアップ装置建家換気系, 復水ろ過脱塩装置建家換気系) (希ガスホールドアップ装置建家換気系のみ解体撤去)	△																		
		消火装置 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																		
		圧縮空気系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																		
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																		
-	-	クレーン設備 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	△																		

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
○：第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備（原子炉領域周辺設備のうち、供用を終了した設備） △：第2段階中に一部のみの解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 ×：第2段階中に解体撤去に着手しない設備 -：対象外				○：第2段階対象設備（原子炉領域周辺設備のうち、供用を終了した設備） ×：第2段階中に解体撤去に着手しない設備 -：対象外				・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・記載の適正化（用語の統一、凡例の見直しに伴う変更） ・記載の適正化（凡例の見直しに伴う変更） ・記載の適正化（凡例の見直しに伴う変更）
表5-1 (2) 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (2号炉) (1/4) (1) 原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1 第2段階対象設備 (1/4) (1) 原子炉設置変更許可を受けた施設				
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体区分	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	×	
		廃棄物処理建家	×			廃棄物処理建家	×	
		タービン建家	×			タービン建家	×	
原子炉本体	炉心	燃料体，制御材，炉心支持構造物	×	原子炉本体	炉心	燃料体，制御材，炉心支持構造物	×	
	減速材及び反射材	軽水	-		減速材及び反射材	軽水	-	
	原子炉容器	原子炉容器	×		原子炉容器	原子炉容器	×	
	放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×		放射線遮へい体	原子炉容器外側の壁	×	
		ドライウエル外周の壁 （原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去）	△			ドライウエル外周の壁 （原子炉ウエル上の遮へいプラグのみ解体撤去）	○*	
		原子炉建家外壁	×			原子炉建家外壁	×	
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機（2号炉原子炉建家内）	×	核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機（2号炉原子炉建家内）	×	
		原子炉建家クレーン（2号炉原子炉建家内）	×			原子炉建家クレーン（2号炉原子炉建家内）	×	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵施設（2号炉原子炉建家内） （使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去）	△	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵施設（2号炉原子炉建家内） （使用済燃料貯蔵ラックのみ解体撤去）	△	○*	
		再循環系	○			再循環系	○	
		原子炉冷却材浄化系	○			原子炉冷却材浄化系	○	
		主蒸気系	○			主蒸気系	○	
		タービン	○			タービン	○	
		主復水器	○			主復水器	○	
		タービン・バイパス系	○			タービン・バイパス系	○	
	非常用冷却設備	給水系	○	非常用冷却設備	給水系	○		
		炉心スプレイ系	○		炉心スプレイ系	○		
		高圧注入系	○		高圧注入系	○		
		低圧注入系	○		低圧注入系	○		
	原子炉隔離冷却系	○	原子炉隔離冷却系	○				
	その他の主要な事項	余熱除去系	○	その他の主要な事項	余熱除去系	○		
注) 減容機以外の3号，4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋，地下構造物並びに建屋基礎は，廃止措置対象施設から除く。				注) 減容機以外の3号，4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋，地下構造物並びに建屋基礎は，廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみのみ				

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1(2)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (2号炉)(2/4) (1)原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1第2段階対象設備(2/4) (1)原子炉設置変更許可を受けた施設				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
計測制御系統施設	計装	核計装	○	計装	計装	核計装	○	
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○			その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力など)	○	
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	安全保護回路	安全保護回路	原子炉停止回路	○	
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○			その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報, 連動回路)	○	
	制御設備	制御材(制御棒)	×	制御設備	制御設備	制御材(制御棒)	×	
		制御材駆動設備	○			制御材駆動設備	○	
	非常用制御設備	ほう酸注入系	○	非常用制御設備	ほう酸注入系	○		
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	その他の主要な事項	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	
		再循環流量制御	○			再循環流量制御	○	
		圧力制御装置	○			圧力制御装置	○	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	再結合器	○	
		減衰管	○			減衰管	○	
		活性炭式希ガスホールドアップ装置	○			活性炭式希ガスホールドアップ装置	○	
		排気筒(1号及び2号炉共用)	○			排気筒(1号及び2号炉共用)	○	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	×	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	×	
		床ドレン処理系	×			床ドレン処理系	×	
		化学廃液処理系	×			化学廃液処理系	×	
		シャワードレン系	×			シャワードレン系	×	
		復水器冷却水放水路	×			復水器冷却水放水路	×	
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	×	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	×	
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	×			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	×	
		燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	×			燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	×	
		使用済樹脂貯蔵槽	×			使用済樹脂貯蔵槽	×	
		復水系粉末樹脂貯蔵槽	×			復水系粉末樹脂貯蔵槽	×	
フィルタスラッジ貯蔵槽		×	フィルタスラッジ貯蔵槽			×		
固化装置(セメント固化式)	○	固化装置(セメント固化式)	○					
減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○	減容機(1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用)	○					
注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。				注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。 ※一部のみ				<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(凡例の見直しに伴う変更)

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1(2)第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (2号炉)(3/4) (1)原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた施設				表5-1第2段階対象設備(3/4) (1)原子炉設置変更許可を受けた施設				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一,凡例の見直しに伴う変更) 記載の適正化(凡例の見直しに伴う変更) 記載の適正化(凡例の見直しに伴う変更) 記載の適正化(凡例の見直しに伴う変更)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (プロセス・モニタのうち,プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	<u>△</u>	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ及びプロセス・モニタ (プロセス・モニタのうち,プロセス系液体モニタを除き解体撤去)	<u>○*</u>	
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×			試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	×	
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×			放射線管理室(1号及び2号炉共用)	×	
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	×	
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替え後,解体撤去)	○	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用) (排気口モニタへ切替え後,解体撤去)	○		
		排水モニタ	×		排水モニタ	×		
排水のサンプリング装置		×	排水のサンプリング装置		×			
原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル,サブプレッション・チェンバ) (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)	<u>△</u>	原子炉格納施設	構造	格納容器(ドライウエル,サブプレッション・チェンバ) (ドライウエル・ヘッドのみ解体撤去)	<u>○*</u>	
		その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系,不活性ガス系)			○	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系(可燃性ガス濃度制御系,不活性ガス系)
	ドライウエル内ガス冷却装置		○	ドライウエル内ガス冷却装置	○			
	格納容器冷却系		○	格納容器冷却系	○			
	原子炉建家常用換気系		×	原子炉建家常用換気系	×			
	非常用ガス処理系	○	非常用ガス処理系	○				
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	○	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	○	
		蓄電池 (所内用250V(A系),125Vを除き解体撤去)	<u>△</u>			蓄電池 (所内用250V(A系),125Vを除き解体撤去)	<u>○*</u>	
注)減容機以外の3号,4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋,地下構造物並びに建屋基礎は,廃止措置対象施設から除く。				注)減容機以外の3号,4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋,地下構造物並びに建屋基礎は,廃止措置対象施設から除く。 <u>※一部のみ</u>				

注)下線及び点線枠は,変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前				変更後				理由
表5-1 (2) 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備 (2号炉) (4/4) (2) その他主要施設				表5-1 第2段階対象設備 (4/4) (2) その他主要施設				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 記載の適正化(凡例の見直しに伴う変更)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体区分	
その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)	×	その他主要施設	発電所補助系	換気系 (タービン建家換気系, 中央制御室換気系, 廃棄物処理建家換気系)	×	
		消火装置 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>△</u>			消火装置 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>○*</u>	
		圧縮空気系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>△</u>			圧縮空気系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>○*</u>	
	原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>△</u>	原子炉補助系	原子炉機器冷却系 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>○*</u>		
	—	クレーン設備 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>△</u>	—	クレーン設備 (エリア解体に合わせ, 供用を終了した箇所のみ解体撤去)	<u>○*</u>		
注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。				注) 減容機以外の3号, 4号又は5号炉との共用施設及び放射性物質による汚染のない地下建屋, 地下構造物並びに建屋基礎は, 廃止措置対象施設から除く。 <u>※一部のみ</u>				

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由				
<p>表5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (1/7)</p>								
<p>工事件名</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 タービン建家 復水器過脱塩装置建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却設備 非常用冷却設備 その他の主要な事項 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 「九 核燃料物質による汚染の除去」の表 9-2(1)「工事件名 (1) 系統除染工事」の除染工事の対象設備は、汚染の除去工事が完了していること。 	<p>工事内容</p> <p>原子炉冷却系統施設を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去にあたっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。機器の手洗等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、可能な限り非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、機械的切断装置又は熱的切断装置により切断する。 汚染機器は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。放射性廃棄物として扱う必要のないものは、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて、1号炉及び2号炉のタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。可燃性の質機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断を基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 工事にあたっては、目標量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績値と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建家、タービン建家、復水器過脱塩装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の解体撤去が完了すること。 	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前						変更後						理由
<p>表 5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (2/7)</p>												<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
<p>工事件名</p> <p>(2) 計測制御系統施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 タービン建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装 安全保護回路 制御設備(制御材(制御棒)を除く) 非常用制御設備 その他の主要な事項 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 	<p>工事内容</p> <p>計測制御系統施設のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。 					
<p>工事件名</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> タービン建家 廃棄物処理建家 希ガスホールドアップ装置建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の廃棄施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 気体廃棄物の廃棄施設(排気筒(1号及び2号炉共用)は、「工事件名(10) 建家及び構築物解体撤去工事①」に記載) 機器ドレン処理系 床ドレン処理系 固化装置(セメント固化式)及び減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用) 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)は必要な法手続きが完了していること。 	<p>工事内容</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設(解体対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。 					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由			
<p>表 5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (3/7)</p>							
<p>工事件名</p> <p>(4) 放射線管理施設 解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・施設全域</p>	<p>施設名称</p> <p>・放射線管理 施設</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・エリア・モニ タ (希ガスホ ールドアップ 装置内) 及びプロセ モニタ (プロ セス系液体モ ニタを除く)</p> <p>・排気筒モニタ</p>	<p>着手要件</p> <p>・対象設備が供用を 終了しているこ と。</p> <p>・排気筒モニタへ切 替え後</p>	<p>工事内容</p> <p>放射線管理施設のうち、対象設備 を解体撤去する。</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系 統施設解体撤去工事」の工事内 容と同じ。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解 体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維 持管理に関する事項を除く)。</p> <p>・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン 建家、希ガスホールドアップ装置建家、 復水ろ過脱塩装置建家、放射性廃棄物の 廃棄施設、放射線管理施設 (解体対象設 備を除く)、換気設備等を維持管理す る。</p>	<p>完了要件</p> <p>・放射線管理 設備のう ち、対象設 備の解体撤 去が完了す ること。</p>
<p>工事件名</p> <p>(6) 原子炉格納施設 解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉建家</p>	<p>施設名称</p> <p>・原子炉格納 施設</p>	<p>対象区分</p> <p>格納容器のう ちドライウエ ル・ヘッド</p> <p>・その他の主要 な事項 (原子 炉建家常用換 気系を除く)</p>	<p>着手要件</p> <p>・対象設備が供用を 終了しているこ と。</p>	<p>工事内容</p> <p>原子炉格納施設のうち、対象設備 を解体撤去する。</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系 統施設解体撤去工事」の工事内 容と同じ。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解 体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維 持管理に関する事項を除く)。</p> <p>・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、 放射線管理施設、換気設備等を維持管理 する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・原子炉格納 施設のう ち、対象設 備の解体撤 去が完了す ること。</p>
				<p>理由</p> <p>・1号炉及び2 号炉の号炉 分割に伴う 変更</p>			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由
<p>表 5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (4/7)</p>				
<p>工事件名</p> <p>(6) その他原子炉の附属施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 タービン建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> その他原子炉の附属施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源設備 (蓄電池 (所内用) を除く) その他の主要な事項 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。
	<p>工事内容</p> <p>その他原子炉の附属施設のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> その他原子炉の附属施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。 	
<p>工事件名</p> <p>(7) 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵施設 (1号原子炉建家内)のうち使用済燃料貯蔵ラック 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。
	<p>工事内容</p> <p>核燃料物質の取扱及び貯蔵施設の解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設の解体撤去のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。 	
				<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前						変更後						理由																								
表 5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (5/7)													・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事件名</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="2">対象区分</th> <th rowspan="2">着手要件</th> <th rowspan="2">工事内容</th> <th rowspan="2">安全確保対策</th> <th rowspan="2">完了要件</th> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <th>設備名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8) 原子炉本体の解体撤去工事</td> <td>・原子炉建家</td> <td>・原子炉本体</td> <td>・ドライウエルの外周の壁のうち原子炉ウエルの運へいプラグ</td> <td>・対象設備が供用を終了していること。</td> <td>原子炉本体のうち、対象設備を解体撤去する。 ・機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。</td> <td>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</td> </tr> <tr> <td>(9) その他主要施設の解体撤去工事</td> <td>・施設全般</td> <td>・その他主要施設</td> <td>・希ガスホルドアップ装置建家換気系 ・圧縮空気系 ・原子炉機器冷却系 ・クレーン設備 ・消火装置</td> <td>・対象設備が供用を終了していること。 ・希ガスホルドアップ装置建家換気系内の汚染設備の解体撤去が完了していること。</td> <td>その他主要施設のうち、対象設備を解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。</td> <td>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホルドアップ装置建家、復水ろ過脱塩装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等 (解体対象設備を除く) を維持管理する。</td> <td>・その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</td> </tr> </tbody> </table>	工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	施設名称	設備名称	(8) 原子炉本体の解体撤去工事	・原子炉建家		・原子炉本体	・ドライウエルの外周の壁のうち原子炉ウエルの運へいプラグ	・対象設備が供用を終了していること。	原子炉本体のうち、対象設備を解体撤去する。 ・機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	(9) その他主要施設の解体撤去工事	・施設全般	・その他主要施設	・希ガスホルドアップ装置建家換気系 ・圧縮空気系 ・原子炉機器冷却系 ・クレーン設備 ・消火装置	・対象設備が供用を終了していること。 ・希ガスホルドアップ装置建家換気系内の汚染設備の解体撤去が完了していること。	その他主要施設のうち、対象設備を解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホルドアップ装置建家、復水ろ過脱塩装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等 (解体対象設備を除く) を維持管理する。	・その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。									
工事件名			場所	対象区分					着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件																								
	施設名称	設備名称																																		
(8) 原子炉本体の解体撤去工事	・原子炉建家	・原子炉本体	・ドライウエルの外周の壁のうち原子炉ウエルの運へいプラグ	・対象設備が供用を終了していること。	原子炉本体のうち、対象設備を解体撤去する。 ・機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡散防止措置を講じて搬送する。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。																													
(9) その他主要施設の解体撤去工事	・施設全般	・その他主要施設	・希ガスホルドアップ装置建家換気系 ・圧縮空気系 ・原子炉機器冷却系 ・クレーン設備 ・消火装置	・対象設備が供用を終了していること。 ・希ガスホルドアップ装置建家換気系内の汚染設備の解体撤去が完了していること。	その他主要施設のうち、対象設備を解体撤去する。 ・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 ・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、希ガスホルドアップ装置建家、復水ろ過脱塩装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等 (解体対象設備を除く) を維持管理する。	・その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。																													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前					変更後					理由
<p>表 5-2 (1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (1号炉) (6/7)</p>										
<p>工事件名</p> <p>(10) 建屋及び構築物解体工事①</p>	<p>場所</p> <p>・屋外</p>	<p>施設名称</p> <p>・放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・排気筒(1号及び2号炉共用)</p>	<p>着手要件</p> <p>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉内の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。</p>	<p>工事内容</p> <p>放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉内の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。</p> <p>・機械的切断装置若しくは熱的切断装置等により、切断又は破碎等により解体する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>・解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。</p> <p>・汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルター、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断を基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。</p> <p>・必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。</p>	<p>完了要件</p> <p>・排気筒(1号及び2号炉共用)の解体が完了すること</p>			
<p>理由</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>										

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由
<p>表5-2(1) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法(1号炉)(7/7)</p>				
<p>工事件名</p> <p>(10) 建屋及び構築物解体工事②</p>	<p>場所</p> <p>・希ガスホールドアップ装置 建家</p>	<p>施設名称</p> <p>・原子炉施設 の一般構造</p>	<p>設備名称</p> <p>・希ガスホールドアップ装置 建家</p>	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内の汚染設備の解体撤去が完了していること。 ・「九、核燃料物質による汚染の除去」の表9-2(1)「工事件名(3) 建家及び構築物の汚染の除去工事」の汚染の除去工事が完了していること。 ・管理区域の解除が完了していること
	<p>工事内容</p> <p>建屋を解体する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ブレーカ等の重機を用いて解体する。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。燃焼性の腐蝕材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生する場所の管理の徹底、重機物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・一般の鉄筋コンクリート建造物の解体工事における安全確保対策に準ずる。 ・必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋の解体が完了すること 	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前					変更後					理由
<p>表5-2 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (1/6)</p>										
<p>工事件名</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 タービン建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却設備 非常用冷却設備 その他の主要な事項 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 「九核燃料物質による汚染の除去」の表9-2(2)「工事件名(1)系統除染工事」の除染工事の対象設備は、汚染の除去工事が完了していること。 	<p>工事内容</p> <p>原子炉冷却系統施設を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去にあたっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、可能な限り非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、機械的切断装置又は熱的切断装置により切断する。 汚染機器は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて、1号炉及び2号炉のタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。 	<p>安全確保対策</p> <p>解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場重合設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアラランス相当程度である場合に限り採用する。 工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の解体撤去が完了すること。 			
								<p>表5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (1/6)</p>		
<p>工事件名</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建家 タービン建家 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設 	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却設備 非常用冷却設備 その他の主要な事項 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 「九核燃料物質による汚染の除去」の表9-2(2)「工事件名(1)系統除染工事」の除染工事の対象設備は、汚染の除去工事が完了していること。 	<p>工事内容</p> <p>原子炉冷却系統施設を解体撤去する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器等の解体撤去にあたっては、原則として非汚染機器から汚染機器の順に解体撤去する。機器の干渉等やむを得ず汚染機器から解体撤去する場合は、可能な限り非汚染機器が汚染しない措置を講じてから解体撤去を行う。 機器等は、工具等を用いて分解・取外し、機械的切断装置又は熱的切断装置により切断する。 汚染機器は、分別、除染により可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて、1号炉及び2号炉のタービン建家内及び原子炉建家内に設ける保管区域に貯蔵保管するか、又は固体廃棄物貯蔵庫等の既存の設備内に貯蔵保管する。 	<p>安全確保対策</p> <p>解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場重合設備の使用等の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアラランス相当程度である場合に限り採用する。 工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却系統施設の解体撤去が完了すること。 			
								<p>表5-2 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (1/6)</p>		
<p>理由</p>										
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 										

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由
表5-2 (2) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (2/6)				
工事件名 (2) 計測制御系統施設解体撤去工事	場所	原子炉建家 タービン建家	原子炉建家 タービン建家	
	施設名称 計測制御系統施設	計測制御系統施設	計測制御系統施設	
対象区分		設備名称	設備名称	
		計装 安全保護回路 制御設備(制御材(制御棒)を除く) 非常用制御設備 その他の主要な事項	計装 安全保護回路 制御設備(制御材(制御棒)を除く) 非常用制御設備 その他の主要な事項	
着手要件		対象設備が供用を完了していること。	対象設備が供用を完了していること。	
工事内容		計測制御系統施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	計測制御系統施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	
安全確保対策		「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設(解体対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	
完了要件		計測制御系統施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
表5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (2/6)				
工事件名 (2) 計測制御系統施設解体撤去工事	場所	原子炉建家 タービン建家	原子炉建家 タービン建家	
	施設名称 計測制御系統施設	計測制御系統施設	計測制御系統施設	
対象区分		設備名称	設備名称	
		計装 安全保護回路 制御設備(制御材(制御棒)を除く) 非常用制御設備 その他の主要な事項	計装 安全保護回路 制御設備(制御材(制御棒)を除く) 非常用制御設備 その他の主要な事項	
着手要件		対象設備が供用を完了していること。	対象設備が供用を完了していること。	
工事内容		計測制御系統施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	計測制御系統施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	
安全確保対策		「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設(解体対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	
完了要件		計測制御系統施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
表5-2 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設解体撤去工事				
工事件名 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設解体撤去工事	場所	タービン建家 廃棄物処理建家	タービン建家 廃棄物処理建家	
	施設名称 放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄施設	
対象区分		設備名称	設備名称	
		氦体廃棄物の廃棄施設(排気筒(1号及び2号炉共用)は、「工事件名 (10) 建設及び構築物解体工事」に記載) 固化装置(セメント固化式)及び減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)	氦体廃棄物の廃棄施設(排気筒(1号及び2号炉共用)は、「工事件名 (10) 建設及び構築物解体工事」に記載) 固化装置(セメント固化式)及び減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)	
着手要件		対象設備が供用を完了していること。 減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)は必要な法手続きが完了していること。	対象設備が供用を完了していること。 減容機(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)は必要な法手続きが完了していること。	
工事内容		放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の工事内容と同じ。	
安全確保対策		「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	「工事件名 (1) 原子炉冷却系統施設解体撤去工事」の安全確保対策と同じ(維持管理に関する事項を除く)。 廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設(解体対象設備を除く)、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	
完了要件		放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
理由				
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由				
表 5-2 (2) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (3/6)								
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	
		施設名称	設備名称					
(4) 放射線管理施設 解体撤去工事	施設全域	放射線管理施設	プロセスマニピュレータ (プロセスマニピュレータを除外) 排気筒モニタ	対象設備が供用を完了していること。 排気筒モニタへ切替え後	放射線管理施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。	(1) 原子炉冷却系統解体撤去工事の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設 (解体対象設備を除く)、換気設備等を維持管理する。	放射線管理施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
(5) 原子炉格納施設 解体撤去工事	原子炉建家	原子炉格納施設	格納容器のうち、ドラム・ヘッド その他の主要な事項 (原子炉建家常用換気系を除く)	対象設備が供用を完了していること。	原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。	(1) 原子炉冷却系統解体撤去工事の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等を維持管理する。	原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
表 5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (3/6)								
工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	
		施設名称	設備名称					
(4) 放射線管理施設 解体撤去工事	施設全域	放射線管理施設	プロセスマニピュレータ (プロセスマニピュレータを除外) 排気筒モニタ	対象設備が供用を完了していること。 排気筒モニタへ切替え後	放射線管理施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。	(1) 原子炉冷却系統解体撤去工事の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設 (解体対象設備を除く)、換気設備等を維持管理する。	放射線管理施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
(5) 原子炉格納施設 解体撤去工事	原子炉建家	原子炉格納施設	格納容器のうち、ドラム・ヘッド その他の主要な事項 (原子炉建家常用換気系を除く)	対象設備が供用を完了していること。	原子炉格納施設のうち、対象設備を解体撤去する。 「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。	(1) 原子炉冷却系統解体撤去工事の安全確保対策と同じ (維持管理に関する事項を除く)。 原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等を維持管理する。	原子炉格納施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。	
								理由
								<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化 (用語の統一)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由
表5-2 (2) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (4/6)				
工事件名	場所	対象区分		
		施設名称	設備名称	着手要件
(6) その他原子炉の附属施設解体撤去工事	原子炉建家	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備(蓄電池(所内用)250V(A系)及び125Vを除く)	対象設備が供用を終了していること。
(7) 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設解体撤去工事	原子炉建家	核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵施設(2号原子炉建家内)のうち使用済燃料貯蔵ラック	対象設備が供用を終了していること。
		工事内容		
		安全確保対策		
		完了要件		
表5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (4/6)				
工事件名	場所	対象区分		
		施設名称	設備名称	着手要件
(6) その他原子炉の附属施設解体撤去工事	原子炉建家	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備(蓄電池(所内用)250V(A系)及び125Vを除く)	対象設備が供用を終了していること。
(7) 核燃料物質の取扱及び貯蔵施設解体撤去工事	原子炉建家	核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	新燃料貯蔵庫及び使用済燃料貯蔵施設(2号原子炉建家内)のうち使用済燃料貯蔵ラック	対象設備が供用を終了していること。
		工事内容		
		安全確保対策		
		完了要件		
理由				
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変更前		変更後		理由			
<p>表 5-2 (2) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (5/6)</p>							
<p>工事件名</p> <p>(8) 原子炉本体の解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉建家</p>	<p>施設名称</p> <p>・原子炉本体</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・ドライウエール外周の壁のうち原子炉ウエール上の遮へいブラグ</p>	<p>着手要件</p> <p>・対象設備が供用を終了していること。</p>	<p>工事内容</p> <p>原子炉本体のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <p>・機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>「工事件名」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。</p> <p>・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</p>
	<p>施設名称</p> <p>・その他主要施設</p>	<p>その他主要設備</p> <p>・圧縮空気系</p> <p>・原子炉機器冷却系</p> <p>・クレーン設備</p> <p>・消火装置</p>	<p>対象設備が供用を終了していること。</p>	<p>その他主要施設のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。</p>	<p>「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。</p> <p>・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理すること。</p>	<p>その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</p>	
<p>表 5-2 第2段階対象設備の解体撤去の工事方法 (5/6)</p>							
<p>工事件名</p> <p>(8) 原子炉本体の解体撤去工事</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉建家</p>	<p>施設名称</p> <p>・原子炉本体</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・ドライウエール外周の壁のうち原子炉ウエール上の遮へいブラグ</p>	<p>着手要件</p> <p>・対象設備が供用を終了していること。</p>	<p>工事内容</p> <p>原子炉本体のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <p>・機械的切断装置等により切断又は破砕等を行い、必要に応じて容器に収納する等の汚染拡大防止措置を講じて搬送する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>「工事件名」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。</p> <p>・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・原子炉本体のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</p>
	<p>施設名称</p> <p>・その他主要施設</p>	<p>その他主要設備</p> <p>・圧縮空気系</p> <p>・原子炉機器冷却系</p> <p>・クレーン設備</p> <p>・消火装置</p>	<p>対象設備が供用を終了していること。</p>	<p>その他主要施設のうち、対象設備を解体撤去する。</p> <p>・「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の工事内容と同じ。</p>	<p>「工事件名 (1) 原子炉冷却系統解体撤去工事」の安全確保対策と同じ（維持管理に関する事項を除く）。</p> <p>・原子炉建家、廃棄物処理建家、タービン建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理すること。</p>	<p>その他主要施設のうち、対象設備の解体撤去が完了すること。</p>	
<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・記載の適正化（用語の統一） 							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

表5-2 (2) 第2段階中に実施する又は着手する解体撤去の工事方法 (2号炉) (6/6)

変更前		変更後		理由																										
<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <td>(10) 建屋及び構築物解体工事</td> </tr> <tr> <th>場所</th> <td>・屋外</td> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <th>対象区分</th> <td> <table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>・排気筒(1号及び2号炉共用)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <th>着手要件</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 </td> </tr> <tr> <th>安全確保対策</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び汚染拡大防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 </td> </tr> </table>	工事件名	(10) 建屋及び構築物解体工事	場所	・屋外	施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設	対象区分	<table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>・排気筒(1号及び2号炉共用)</td> </tr> </table>	施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設	設備名称	・排気筒(1号及び2号炉共用)	着手要件	<ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 	安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び汚染拡大防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 	<table border="1"> <tr> <th>工事件名</th> <td>(10) 建屋及び構築物解体工事</td> </tr> <tr> <th>場所</th> <td>・屋外</td> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <th>対象区分</th> <td> <table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 </td> </tr> <tr> <th>安全確保対策</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 </td> </tr> </table> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) </td> </tr> </table>	工事件名	(10) 建屋及び構築物解体工事	場所	・屋外	施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設	対象区分	<table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 </td> </tr> <tr> <th>安全確保対策</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 </td> </tr> </table>	施設名称	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。	安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一)
工事件名	(10) 建屋及び構築物解体工事																													
場所	・屋外																													
施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設																													
対象区分	<table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <td>・排気筒(1号及び2号炉共用)</td> </tr> </table>	施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設	設備名称	・排気筒(1号及び2号炉共用)																									
施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設																													
設備名称	・排気筒(1号及び2号炉共用)																													
着手要件	<ul style="list-style-type: none"> 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 																													
安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び汚染拡大防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 																													
工事件名	(10) 建屋及び構築物解体工事																													
場所	・屋外																													
施設名称	・放射性廃棄物の廃棄施設																													
対象区分	<table border="1"> <tr> <th>施設名称</th> <td>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。 </td> </tr> <tr> <th>安全確保対策</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 </td> </tr> </table>	施設名称	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。	安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 																								
施設名称	・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として、排気筒(1号及び2号炉共用)に通じる主排気ダクトを、1号炉及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し、切断位置に1号炉及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。その後、排気筒(1号及び2号炉共用)を解体すること。																													
安全確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生した場合の管理の徹底、重機に適した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性を考慮し、当該モルタルの解体撤去にあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 汚染機器の切断作業においては、環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所ファイラタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。機械的切断は基本とし、熱的切断は、機械的切断では困難・非効率となる部位を対象に、切断前に汚染状況を再確認し、クリアランス相当程度である場合に限り採用する。 必要に応じて防炎シートの使用等による火災防止対策、低騒音型重機の使用等による騒音対策、重機の低速走行等による振動対策、散水等による防じん対策等を講じる。 																													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前	変更後	理由
<p>※ 第1段階中、管理区域内においては、廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限る。 図5-1 解体撤去工事等の主要な手順</p>	<p>※ 第1段階中、管理区域内においては、廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設又は当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限る。 図5-1 解体撤去工事等の主要な手順</p> <p>・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>	<p>理由</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文五】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>本頁は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前		変更後		理由					
<p>表 6-1 1号炉 性能維持施設 (1/8)</p>									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称	維持台数	機能	性能	維持期間			
		原子炉建家	1式	既許認可どおり			当該建家内の管理区域解除完了まで		
		廃棄物処理建家	1式	既許認可どおり				当該建家内の管理区域解除完了まで	
		タービン建家	1式	既許認可どおり					当該建家内の管理区域解除完了まで
		希ガスホールドアップ装置建家	1式	既許認可どおり					
復水ろ過脱塩装置建家	1式	既許認可どおり	当該建家内の管理区域解除完了まで						
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>									
				理由					
				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前		変更後		理由		
表 6-1 1号炉 性能維持施設 (2/8)						
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数			
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器外側の壁	1式	放射線遮蔽への機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで
		ドライウェル外周の壁 (原子炉ウェル上の遮へいプラグを除く)	1式	放射線遮蔽への機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体が完了するまで
		原子炉建家外壁	1式	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
		廃棄物処理建家外壁	1式	放射線遮蔽への機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	
					<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-1 1号炉 性能維持施設 (3/8)

変更前				変更後				理由
放射線廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称	維持台数	機能	性能	維持期間	・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
			機器ドレン収集タンク	1基	放射線廃棄物 放出経路確保 機能	放射線廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもない状態であること。	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	機器ドレン清水槽	1基	放射線廃棄物 処理機能	放射線廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもない状態であること。	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで	
			機器ドレンサンブルタンク	2基				
			廃液サージタンク	1基				
			ろ過装置(常用)	2基				
			ろ過装置(予備)	1基				
			脱塩装置	1基				
			床ドレン収集タンク	1基				
			床ドレンサンブルタンク(再使用系)	1基				
再生廃液処理系	廃液中和タンク	床ドレンサンブルタンク(放出系)	2基	放射線廃棄物 処理機能	放射線廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもない状態であること。	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで		
		ろ過装置	1基					
シャワーードレン系(1号炉及び2号炉共用)	廃液濃縮器	脱塩装置	1基	放射線廃棄物 処理機能	放射線廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもない状態であること。	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで		
		廃液中和タンク	2基					
シャワーードレン系(1号炉及び2号炉共用)	廃液濃縮器	脱塩装置	2基	放射線廃棄物 処理機能	放射線廃棄物の放出に影響するようないかなる状態でもない状態であること。	放射線気体廃棄物の処理が完了するまで		
		廃液中和タンク	2基					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前		変更後		理由			
表 6-1-1 1号炉 性能維持施設 (4/8)							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	既許認可どおり	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		濃縮廃液系	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉冷却材浄化系粉未樹脂貯蔵タンク	4基	既許認可どおり				
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉未樹脂貯蔵タンク	3基	既許認可どおり		
			使用済樹脂貯蔵タンク	2基	既許認可どおり		
		フィルタスラッジ系	復水系粉未樹脂貯蔵槽	3基	既許認可どおり		
フィルタスラッジ貯蔵タンク			2基	既許認可どおり			
(変更箇所を示す破線枠内)							
理由: 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前		変更後		理由				
放射線管理施設	設備等の区分	表 6-1 1号炉 性能維持施設 (5/8)		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 				
		位置、構造及び設備	維持台数		機能	性能	維持期間	
		プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台		放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能	関連する設備の供用が終了するまで
		エリア・モニタ	14台		放射線監視機能	放射線監視機能	関連する設備の供用が終了するまで	
		試験放射線測定装置 (1号及び2号炉共用)	1式		放射線監視機能	放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	
		放射線管理室 (1号及び2号炉共用)	1式		放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	
汚染除去室 (1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	汚染の管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前				変更後				理由
施設区分 放射線管理施設	設備等の区分 屋外管理用の主要な設備	設備 排気口モニター	位置、構造及び設備 排気口ダストモニター	維持台数 1台	機能 放射線監視機能 放出管理機能	性能 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	維持期間 放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	
		設備 排気口モニター	位置、構造及び設備 排気サンプリング装置	1式	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
		設備 排水モニター	位置、構造及び設備 排水モニター	1台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。		
		設備 排水のサンプリング装置	位置、構造及び設備 排水のサンプリング装置	1式	既許認可どおり	既許認可どおり		

表 6-1-1 1号炉 性能維持施設 (6/8)

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前						変更後						理由	
施設区分 原子炉格納施設 その他主要施設	設備等の区分 その他の主要な事項	設備 原子炉建家用換気系	位置、構造及び設備 給気ファン	維持台数 1台	機能 換気機能	性能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	維持期間 当該建家内の管理区域解除完了まで	既許認可どおり	機能的に問題ない	機能的に問題ない	機能的に問題ない	機能的に問題ない	理由 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
			排気ファン	1台									
			高性能粒子フィルタ	1台									
		タービン建家換気系	給気ファン	1台									
			排気ファン	1台									
			高性能粒子フィルタ	1台									
	廃棄物処理建家換気系	給気ファン	1台										
		排気ファン	1台										
		高性能粒子フィルタ	1台										
	希ガスホールドアップ装置建家換気系	給気ファン	1台										
		排気ファン	1台										
		高性能粒子フィルタ	1台										
復水ろ過脱塩装置建家換気系	給気ファン	1台											
	排気ファン	1台											
	高性能粒子フィルタ	1台											

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前		変更後		理由		
表 6-1-1 1号炉 性能維持施設 (8/8)						
施設区分 その他主要施設	設備等の区分 消火装置	設備(建物)名称 移動形消火器	維持台数 1式	機能 消火機能	理由 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更	
		位置、構造及び設備 消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)	既許認可どおり	性能 消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。		維持期間 各建家を解体する前まで
	設備等の区分 原子炉機器冷却系	設備(建物)名称 原子炉機器冷却海水海水泵	維持台数 2台	機能 放出経路確保機能		理由 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
		位置、構造及び設備 原子炉機器冷却海水海水泵	既許認可どおり	性能 放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。		
設備等の区分 照明設備	位置、構造及び設備 安全確保上必要な照明設備(誘導灯)	維持台数 1式	機能 照明機能	理由 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更		
位置、構造及び設備 安全確保上必要な照明設備(誘導灯)	既許認可どおり	性能 安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	維持期間 各建家を解体する前まで			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (1/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
原子炉施設 の一般 構造	その 他の 主要な 構造	原子炉建家	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい 防止機能 放射線遮へい機能	外部へ放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	当該建家内の 管理区域解除 完了まで
		廃棄物処理建家	1式				
		タービン建家	1式				
原子炉本 体	放射線遮 へい体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	炉心支持構造 物等の解体が 完了するまで
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式				
		原子炉建家外壁	1式				
原子炉本 体	放射線遮 へい体	廃棄物処理建家外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	当該建家内の 管理区域解除 完了まで

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

表 6 性能維持施設 (1/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
原子炉施設 の一般 構造	その 他の 主要な 構造	原子炉建家	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい 防止機能 放射線遮へい機能	外部へ放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態であること。 放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	当該建家内の 管理区域解除 完了まで
		廃棄物処理建家	1式				
		タービン建家	1式				
原子炉本 体	放射線遮 へい体	原子炉容器外側の壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	炉心支持構造 物等の解体が 完了するまで
		ドライウエル外周の壁 (原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く)	1式				
		原子炉建家外壁	1式				
原子炉本 体	放射線遮 へい体	廃棄物処理建家外壁	1式	既許認可どおり	放射線遮へい機能 放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響する ような有意な損傷がない状態 であること。	当該建家内の 管理区域解除 完了まで

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

- ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (2/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建家屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
			機器ドレン収集槽	1基	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	機器ドレン清水槽	1基				
	機器ドレンサンプル槽	2基				
	機器ドレンサーージ槽	1基				
	ろ過装置(常用)	2基				
	ろ過装置(予備)	1基				
	脱塩装置	1基				
	床ドレン収集タンク	1基				
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレンサンプルタンク(再使用系)	1基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。
床ドレンサンプルタンク(放出系)			2基			
化学廃液処理系	化学廃液処理系	ろ過装置	1基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。 放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩装置	1基			
		雑廃液サーージ槽	1基			
		再生廃液収集タンク	2基			
シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系	廃液濃縮器	2基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		シャワーードレンタンク	2基			

表 6 性能維持施設 (2/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気口	・設置場所：タービン建家屋上 ・地上高さ：約23m ・排気口	1基	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで
			機器ドレン収集槽	1基	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
	機器ドレン清水槽	1基				
	機器ドレンサンプル槽	2基				
	機器ドレンサーージ槽	1基				
	ろ過装置(常用)	2基				
	ろ過装置(予備)	1基				
	脱塩装置	1基				
	床ドレン収集タンク	1基				
	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレンサンプルタンク(再使用系)	1基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。
床ドレンサンプルタンク(放出系)			2基			
化学廃液処理系	化学廃液処理系	ろ過装置	1基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。 放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩装置	1基			
		雑廃液サーージ槽	1基			
		再生廃液収集タンク	2基			
シャワーードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワーードレン系	廃液濃縮器	1基	放射線廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいしない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		シャワーードレンタンク	2基			

- ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
- ・ 性能維持施設の変更(維持台数の変更)

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (3/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	濃縮廃液系	1式	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
			濃縮廃液貯蔵タンク	3基			
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
			燃料プールの冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽	3基			
			使用済樹脂貯蔵槽	2基			
			復水系粉末樹脂貯蔵槽	5基			
			フィルタストラッジン貯蔵槽	2基			

変更後

表 6 性能維持施設 (3/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備 (建屋) 名称	維持台数				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	1式	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
			濃縮廃液貯蔵タンク				3基
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	3基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	各設備において放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
			燃料プールの冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽	3基			
			使用済樹脂貯蔵槽	2基			
			復水系粉末樹脂貯蔵槽	5基			
			フィルタストラッジン貯蔵槽	2基			

理由

- ・ 記載の適正化 (維持期間の見直し)
- ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (4/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	放射線監視機能 放射管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	
		エリア・モニタ	13台				
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	1式				
	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式			
			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式			

表 6 性能維持施設 (4/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間
		設備(建屋)名称	維持台数				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンブモニタ	2台 2台 1台	放射線監視機能 放射管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	
		エリア・モニタ	13台				
		試料放射能測定装置(1号及び2号炉共用)	1式				
	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	1式	放射線監視機能	人の出入管理ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式			
			汚染除去室(1号及び2号炉共用)	1式			

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

表 6-2 2号炉 性能維持施設 (5/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備	(建屋)名称				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口 モニタ	排気口ダストモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	
			排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能		放射性物質の濃度を測定できる状態であること。
		排水モニタ	排気サンプリング装置	1式	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいしないようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
			排水モニタ	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	
		排水のサンプリング装置	1式	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいしないようなき裂、変形等の異常がない状態であること。		

表 6 性能維持施設 (5/6)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備	(建屋)名称				
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排気口 モニタ	排気口ダストモニタ	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	
			排気口ダストモニタ	1台	放射線監視機能		放射性物質の濃度を測定できる状態であること。
		排水モニタ	排気サンプリング装置	1式	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいしないようなき裂、変形等の異常がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
			排水モニタ	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	
		排水のサンプリング装置	1式	放出管理機能	内包する放射性物質が漏えいしないようなき裂、変形等の異常がない状態であること。		

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文六】

変更前				変更後				理由					
原子炉格納施設	設備等の区分 その他の主要な事項	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称 給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	維持台数	1台	機能	性能	維持期間	理由					
			原子炉建家用換気系	1台					換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで		
			タービン建家換気系	2台					換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで		
	廃棄物処理建家換気系	1台											
	その他主要施設	移動形消火器 消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称 給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	維持台数	1台	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。		各建家を解体する前まで				
				原子炉機器冷却水系	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。		放射性液体廃棄物の処理が完了するまで				
				安全確保上必要な照明設備(誘導灯)	1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。		各建家を解体する前まで				
	原子炉格納施設	設備等の区分 その他の主要な事項	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称 給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	維持台数	1台	機能	性能		維持期間	理由			
				原子炉建家用換気系	1台						換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
				タービン建家換気系	2台						換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	当該建家内の管理区域解除完了まで
廃棄物処理建家換気系		1台											
その他主要施設		移動形消火器 消火栓(エリア解体に合わせ、供用を終了した範囲を除く)	位置、構造及び設備 設備(建屋)名称 給気ファン 排気ファン 高性能粒子フィルタ	維持台数	1台	消火機能	消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。	各建家を解体する前まで					
				原子炉機器冷却水系	2台	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の放出に必要な希釈水を供給できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで					
				安全確保上必要な照明設備(誘導灯)	1式	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで					

表6 性能維持施設(6/6)

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文七】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は，表 <u>6-1, 2</u> に示すとおりである。</p> <p>表 <u>6-1, 2</u> に示す性能維持施設は，原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり，これを引き続き使用するため，その性能維持施設の仕様等として，設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置，構造及び設備」欄に示すとともに，廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</p> <p>この性能維持施設を維持管理し，使用することを前提としていることから，性能維持施設の性能は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に，廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて，表 <u>6-1, 2</u> に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>七 性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は，表 6 に示すとおりである。</p> <p>表 6 に示す性能維持施設は，原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり，これを引き続き使用するため，その性能維持施設の仕様等として，設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置，構造及び設備」欄に示すとともに，廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</p> <p>この性能維持施設を維持管理し，使用することを前提としていることから，性能維持施設の性能は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に，廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて，表 6 に示す性能維持施設の位置，構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は，廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 • 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文八】

変更前				変更後			理由
八 核燃料物質の管理及び譲渡し 1 核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量 1号及び2号原子炉施設の核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量は、次表のとおりである。廃止措置段階移行後、廃止措置対象施設内には、新たに核燃料物質(当該原子炉施設から搬出した使用済燃料及び新燃料を含む)を持ち込まない。				八 核燃料物質の管理及び譲渡し 1 核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量 2号原子炉施設の核燃料物質の存在場所毎の種類及び数量は、次表のとおりである。廃止措置段階移行後、廃止措置対象施設内には、新たに核燃料物質(当該原子炉施設から搬出した使用済燃料及び新燃料を含む)を持ち込まない。			・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
平成21年4月1日現在				平成21年4月1日現在			
種別	貯蔵場所	体数		種別	貯蔵場所	体数	
		1号炉	2号炉				
使用済燃料	<u>使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内)</u>	<u>138体</u>	<u>—</u>	使用済燃料	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋原子炉室内)	0体	
	<u>使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内)(冷温臨界試験*1のみを経験した燃料)</u>	<u>68体</u>	<u>—</u>		使用済燃料貯蔵設備(5号炉原子炉建屋原子炉室内)	330体	
	使用済燃料貯蔵設備(4号炉原子炉建屋原子炉室内)	<u>220体</u>	0体		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	1,164体	
	使用済燃料貯蔵設備(5号炉原子炉建屋原子炉室内)	<u>220体</u>	330体	新燃料	2号炉新燃料貯蔵庫	52体	
	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	<u>—</u>	1,164体		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	148体	
新燃料	<u>1号炉新燃料貯蔵庫</u>	<u>96体</u>	<u>—</u>				
	<u>2号炉新燃料貯蔵庫</u>	<u>—</u>	52体				
	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	<u>—</u>	148体				
*1 <u>炉心設計コードによる停止余裕(最大価値制御棒1本が引き抜かれた状態で、炉心が臨界状態からどれだけ余裕があるかを示す量)の予測が適切であることを確認するため、炉心を短時間局所に臨界状態にする試験。</u>							
1号炉は平成25年1月22日に、2号炉は平成27年2月19日に、全ての核燃料物質を当該原子炉施設から搬出済みである。				2号炉は平成27年2月19日に、全ての核燃料物質を当該原子炉施設から搬出済みである。			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文八】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 核燃料物質の管理</p> <p><u>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設及び2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の「使用済燃料(冷温臨界試験のみを経験した燃料を除く)」</u>は、譲渡しまでの期間、当該原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設又は使用済燃料貯蔵設備に貯蔵するか、あるいは、必要に応じて所定の認可を取得した後、専用のキャスクに収納し当該原子炉施設から4号又は5号炉に搬出し、4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号及び4号炉共用)又は5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)に貯蔵する。これらの燃料の取り扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備、及び使用済燃料貯蔵施設又は使用済燃料貯蔵設備で取扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止、崩壊熱除去及び閉じ込めの機能を有する既設の設備を維持管理する。</p>	<p>2 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵中の「使用済燃料」は、譲渡しまでの期間、当該原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設又は使用済燃料貯蔵設備に貯蔵するか、あるいは、必要に応じて所定の認可を取得した後、専用のキャスクに収納し当該原子炉施設から4号又は5号炉に搬出し、4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号及び4号炉共用)又は5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号、3号、4号及び5号炉共用)に貯蔵する。これらの燃料の取り扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備、及び使用済燃料貯蔵施設又は使用済燃料貯蔵設備で取扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止、崩壊熱除去及び閉じ込めの機能を有する既設の設備を維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文八】

変更前	変更後	理由
<p><u>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設に貯蔵している「使用済燃料（冷温臨界試験のみを経験した燃料）」は、譲渡しまでの間、当該原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設に貯蔵するか、又は当該原子炉施設の燃料取替機で使用済燃料貯蔵ラックから燃料チャンネル着脱機に移動した後、原子炉建家クレーンで使用済燃料貯蔵施設より燃料を気中に取り出し、ポリエチレン袋で養生するなどの汚染拡大防止を行い、必要に応じて当該原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵し、所定の認可を取得した専用の輸送容器に収納して、5号炉に搬出し、5号炉原子炉建屋原子炉室内の原子炉建屋天井クレーン（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）を用いて気中で専用の輸送容器から燃料を取り出し使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。この燃料の取り扱い及び貯蔵においては、安全確保のために必要な臨界防止及び閉じ込めの機能を有する既設の設備を維持管理する。また、この燃料は低濃縮ウラン燃料であり冷温臨界試験のみしか経験していないことから放射能は低く、燃料の放射化による線量当量率の評価結果は、燃料集合体の表面で約0.4mSv/h（周囲の使用済燃料からの中性子照射を受けている状態での当該燃料からの値）、表面のクラッドなどの付着物からの線量当量率を含めた評価結果は、燃料集合体の表面で約0.7mSv/hであり、1mSv/hを下回ることから、保安規定に定めている特別な措置を要する区域に該当しない。また、この燃料68体を新燃料貯蔵庫に貯蔵する時には、貯蔵された燃料による新燃料貯蔵庫上部ハッチ外側表面の線量当量率が0.1mSv/h以下となるように管理する。したがって、この燃料を気中で取り扱い、新燃料貯蔵庫に貯蔵しても、崩壊熱除去及び遮へいは特別な考慮を要しない。この燃料の気中での取り扱い及び新燃料貯蔵庫での貯蔵に際しては、適宜線量当量率を測定し適切に放射線管理を行う。なお、この燃料は燃料プール等において長期間保管されていることから、この燃料の表面にはクラッドが付着しており、表面汚染密度に関しては、保安規定に定めている特別な措置を要する区域に該当するが、運転中の定期点検での放射線管理と同様、エリアの区画や防護服やマスクの着用、また、養生することなどにより、放射性物質の飛散などの汚染の拡大防止措置を実施することにより、適切に放射線管理を実施する。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文八】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>これらの「使用済燃料」は、第1段階中に当該原子炉施設から搬出する。</p> <p>「新燃料」のうち1号及び2号炉の原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料は、譲渡しまでの期間、当該原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。これらの燃料の取り扱い及び貯蔵においては、安全確保のために必要な臨界防止の機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、これらの燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいは特別な考慮を要しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 核燃料物質の譲渡し</p> <p>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設又は2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している「<u>使用済燃料(冷温臨界試験のみを経験した燃料を除く)</u>」は、当該原子炉施設から再処理事業者に搬出するか、あるいは専用のキャスクに収納し4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備又は5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備に搬出及び貯蔵し、4号又は5号炉において管理する。なお、4号又は5号炉に搬出された「<u>使用済燃料(冷温臨界試験のみを経験した燃料を除く)</u>」は、廃止措置段階に移行した後、約20年かけて再処理事業者に搬出し、再処理する。</p> <p>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵施設に貯蔵している「<u>使用済燃料(冷温臨界試験のみを経験した燃料)</u>」は、所定の認可を取得した専用の輸送容器に収納し当該原子炉施設から5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備に搬出及び貯蔵し、5号炉において管理する。また、使用済燃料として処分するにあたっては、「<u>原子炉等規制法(昭和32年6月10日法律第166号。ただし、平成24年6月27日法律第47号改正前のもの。)</u>」第26条に基づき原子炉設置変更許可を受けている処分の方法に従い処分する</p> <p>「新燃料」のうち1号及び2号炉の原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料及び2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している燃料は、第1段階中に加工業者に譲渡す。</p> <p>核燃料物質の運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p>	<p>これらの「使用済燃料」は、第1段階中に当該原子炉施設から搬出する。</p> <p>「新燃料」のうち2号炉の原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料は、譲渡しまでの期間、当該原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。これらの燃料の取り扱い及び貯蔵においては、安全確保のために必要な臨界防止の機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、これらの燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいは特別な考慮を要しない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 核燃料物質の譲渡し</p> <p>2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している「使用済燃料」は、当該原子炉施設から再処理事業者に搬出するか、あるいは専用のキャスクに収納し4号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備又は5号炉原子炉建屋原子炉室内の使用済燃料貯蔵設備に搬出及び貯蔵し、4号又は5号炉において管理する。なお、4号又は5号炉に搬出された「使用済燃料」は、廃止措置段階に移行した後、約20年かけて再処理事業者に搬出し、再処理する。</p> <p>「新燃料」のうち2号炉の原子炉建家内の新燃料貯蔵庫に貯蔵している燃料及び2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している燃料は、第1段階中に加工業者に譲渡す。</p> <p>核燃料物質の運搬は、関係法令を遵守して実施するとともに、保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

九 核燃料物質による汚染の除去

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 廃止措置対象施設の汚染の特徴</p> <p><u>1号及び2号</u>原子炉施設の廃止措置対象施設の一部においては、核燃料物質によって汚染された物がある。これらの汚染は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染及び冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され施設の機器・配管等の内面に付着して残存する二次的な汚染に起因している。このうち二次的な汚染が除染の対象となる。</p> <p>汚染の除去にあたっては、事前に対象設備の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、実施要否及び方法を確定するとともに、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び廃棄物低減の観点から、合理的に達成可能な限り汚染を除去する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 1 系統除染の計画</p> <p>主要な二次的な汚染を除去するため、再循環系、原子炉冷却材浄化系及び余熱除去系を系統除染の対象とする。対象とする施設・設備は、上記系統の格納容器内の配管、弁等であり、あらかじめ目標値を定め、第1段階中に実施する。</p> <p>なお、<u>1号及び2号</u>炉の再循環系の一部は、すでに実施済みである。</p> <p>系統除染に係る安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることが基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p>使用する装置は、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮する。除染液等の化学薬品類を使用する場合は、関係法令及び関係告示を遵守し、火災の発生及び人体への影響を防止する対策を講じる。また、系統外への漏洩防止対策を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>九 核燃料物質による汚染の除去</p> <p>1 廃止措置対象施設の汚染の特徴</p> <p>2号原子炉施設の廃止措置対象施設の一部においては、核燃料物質によって汚染された物がある。これらの汚染は、原子炉運転中の中性子照射により炉心部等の構造材が放射化して生成される放射化汚染及び冷却材中の腐食生成物が炉心部で放射化され施設の機器・配管等の内面に付着して残存する二次的な汚染に起因している。このうち二次的な汚染が除染の対象となる。</p> <p>汚染の除去にあたっては、事前に対象設備の汚染状況等の確認を行い、その結果に基づき、実施要否及び方法を確定するとともに、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止及び廃棄物低減の観点から、合理的に達成可能な限り汚染を除去する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 1 系統除染の計画</p> <p>主要な二次的な汚染を除去するため、再循環系、原子炉冷却材浄化系及び余熱除去系を系統除染の対象とする。対象とする施設・設備は、上記系統の格納容器内の配管、弁等であり、あらかじめ目標値を定め、第1段階中に実施する。</p> <p>なお、2号炉の再循環系の一部は、すでに実施済みである。</p> <p>系統除染に係る安全確保対策として、放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることが基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p>使用する装置は、放射性物質の漏えい防止機能及び遮へい機能を考慮する。除染液等の化学薬品類を使用する場合は、関係法令及び関係告示を遵守し、火災の発生及び人体への影響を防止する対策を講じる。また、系統外への漏洩防止対策を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変更前	変更後	理由
<p>(2) 機器除染</p> <p>原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうち、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>(3) 解体後除染</p> <p><u>第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射性廃棄物として扱う必要のないものとする</u>ことができるものは、<u>放射性廃棄物低減の観点から、機械的除染法による解体後除染を行い、可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</u></p>	<p>(2) 機器除染</p> <p>原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうち、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p><u>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射性廃棄物として扱う必要のないものとする</u>ことができるものは、<u>放射性廃棄物低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射性廃棄物として扱う必要のないものとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</u></p> <p><u>解体中除染は、「五廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（用語の統一、解体物の除染は、機器除染の範囲であるため、記載を統合する） ・記載の適正化（解体物の除染は、機器除染の範囲であるため、記載を統合する）

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>(4) 建屋及び構築物の汚染の除去</u> 放射性廃棄物の廃棄施設のうち排気筒（1号及び2号炉共用）は、放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後、排気筒内の汚染設備を解体撤去した後、廃棄物低減の観点から汚染部位を特定・分離する。<u>1号炉希ガスホールドアップ装置建家は、建屋内の汚染設備を解体撤去した後、廃棄物低減の観点から汚染部位を特定・分離する。</u>汚染部位の特定・分離後、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物でないものとする。汚染部位の分離は、はつり等の方法で行う。汚染部位の分離後、念のため放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>はつり等の方法による汚染部位の分離に係る安全確保対策として、必要に応じて放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p><u>(3) 構築物の汚染の除去</u> 放射性廃棄物の廃棄施設のうち排気筒（1号及び2号炉共用）は、放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後、排気筒内の汚染設備を解体撤去した後、廃棄物低減の観点から汚染部位を特定・分離する。汚染部位の特定・分離後、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物でないものとする。汚染部位の分離は、はつり等の方法で行う。汚染部位の分離後、念のため放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>はつり等の方法による汚染部位の分離に係る安全確保対策として、必要に応じて放射性物質の施設内外への漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策を講じることを基本とし、これらは「五 4 安全確保対策」、「五 5 解体撤去物等の取り扱い」に準じて行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（記載統合に伴う付番繰り上げ） ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		理由		
<p>表 9-1 (1) 第1段階中における汚染の除去の工事方法 (1号炉)</p>						
<p>工事件名</p> <p>(1) 系統除染工事</p>	<p>場所</p> <p>・原子炉建家</p>	<p>対象区分</p> <p>施設名称</p> <p>・原子炉冷却系統施設</p> <p>設備名称</p> <p>・1次冷却設備のうち再循環系及び原子炉冷却材浄化系</p> <p>・余熱除去系の一部</p>	<p>着手要件</p> <p>・対象設備の機器が供用を終了していること。</p> <p>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</p>	<p>工事内容</p> <p>・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。</p> <p>・化学的除染法により除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を適用する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。</p> <p>汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の溶機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の徹底の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。</p> <p>外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。</p> <p>環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</p> <p>原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・あらかじめ定められた目標値を達成すること。</p>
<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

表9-1(2) 第1段階中における汚染の除去の工事方法(2号炉)

変更前				変更後				理由
工事件名	場所	施設名称	対象区分	着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件	理由
(1) 系統除染工事	原子炉建家	原子炉冷却システム施設	設備名称 ・1次冷却設備のうち再循環系及び原子炉冷却材浄化系 ・余熱除去系の一部	対象設備の機器が使用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との離隔を行う。 ・化学的除染法により除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を適用する。	安全確保対策 ・除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。 ・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡散防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。	・あらかじめ目標値を達成すること。	
(1) 系統除染工事	原子炉建家	原子炉冷却システム施設	設備名称 ・1次冷却設備のうち再循環系及び原子炉冷却材浄化系 ・余熱除去系の一部	対象設備の機器が使用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。	・弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との離隔を行う。 ・化学的除染法により除染を行う。また、必要に応じて機械的除染法を適用する。	安全確保対策 ・除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。 ・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。また、作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡散防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。また、工事区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。	・あらかじめ目標値を達成すること。	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

表 9-2 (1) 第2段階中における汚染の除去の工事方法 (1号炉) (1/3)

変更前				変更後				理由
工事件名 (1) 系統除染工事	場所 ・原子炉建家	対象区分 施設名称 ・原子炉容器	着手要件 ・対象設備が使用を終了していること。 ・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。 ・原子炉容器内に燃料制御材等を燃料プールの一時保管するために必要な燃料プールの改造工事が完了し、制御材等の原子炉容器内からの取出しが終了していること。	工事内容 ・手操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 ・化学的除染法により除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。	安全確保対策 ・除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。 ・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを発生する場の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 ・工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。	完了要件 ・あらかじめ定められた目標値を達成すること。	・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更	
		設備名称 ・原子炉容器 ・再循環系及び原子炉冷却材浄化系 ・余熱除去系						
* 「1号炉制御棒駆動機構ハウジング貫通孔スタブチューブ及び制御棒駆動機構ハウジング」については、取替工事実施中に運転を終了したことから、運転終了に伴う対応として、最高使用圧力を原子炉圧力容器蒸気出口ロノズル下端までの水位に相当する静水頭、最高使用温度を100℃に変更し、工事計画の変更認可を得るとともに、使用前検査に合格している。系統除染にあたり、使用前検査で合格した最高使用圧力を超える圧力がかかることから、除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。								

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文九】

変更前						変更後						理由
表9-2 (1) 第2段階中における汚染の除去の工事方法 (1号炉) (2/3)												<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
工事件名 (2) 機器除染工事	場所 ・原子炉建家	施設名称 ・原子炉本体	対象区分 ・スチームドラ イヤ、気水分 離器等	着手要件 ・対象設備が供用を 終了しているこ と。 ・除染に使用する機 器が使用可能な状 態であること。	工事内容 ・対象設備を原子炉容器に収納し た状態で、化学的除染法により 除染を行う。必要に応じて機械 的除染法を適用する。	安全確保対策 ・汚染の除去にあたっては、一般労働災害 防止対策を講じる。難燃性の資機材の使 用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを 使用する場合の管理の徹底、重量物に適 合した揚重設備の使用等の措置を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮 へいマット等を用い、遮へい措置を講じ る。作業の効率化又は立入制限等による 被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部 被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡 大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機 等の設置、マスク等の防護具を着用す る。 ・工事にあたっては、目標線量を設定する とともに、工事の進捗に伴い実績線量と 比較し、必要に応じて改善策を検討す る等して被ばく低減に努める。工事区域内 の放射線環境に応じてサーベイ・メータ 等により線量当量率を測定するとともに 線量当量率が著しく変動するおそれ のある工事は、可搬式エリア・モニタ装 置等を用いて作業中の線量当量率を監視 する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、 放射線管理施設、換気設備、除染装置等 を維持管理する。	完了要件 ・あらかじめ 定めた目標 値を達成す ること。	対象物質 の取扱及び 貯蔵施設	使用済燃料貯 蔵ラック	対象設備が供用を 終了しているこ と。 ・除染に使用する機 器が使用可能な状 態であること。	対象設備を除染用タンクに収納 する。 ・化学的除染法により除染を行 う。必要に応じて機械的除染法 を適用する。	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

変更前		変更後		理由
<p>表 9-2 (1) 第2段階中における汚染の除去の工事方法 (1号炉) (3/3)</p>				
<p>工事件名</p> <p>(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事</p>	<p>場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 希ガスホールドアップ装置建家 屋外 	<p>施設名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の一般構造 	<p>対象区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備名称 希ガスホールドアップ装置建家 	<p>着手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋内の機器等の解体撤去を完了していること 除染に使用する機器が使用可能な状態であること。
	<p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。 表面汚染密度、はつりによる空気中の放射性物質濃度が「線量告示」に定める管理区域の設定基準以下であることを確認した後、汚染の恐れのない管理区域とする。 はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、タービン建家内等の管理区域に貯蔵保管する。 汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界未満であることを確認する。 汚染部位の分離後、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物でないものとする。 管理区域を解除する。 	<p>安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適した搬送設備の使用等の措置を講じる。排気筒(1号及び2号炉共用)内モルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルのはつりにあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとも、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 排気筒、希ガスホールドアップ装置建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、除染装置等を維持管理する。 	<p>完了要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染部位の分離後、残った汚染していない部位が放射性廃棄物でないものとして判断できること 管理区域の解除を完了すること。 	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

表9-2 (2) 第2段階中における汚染の除去の工事方法 (2号炉) (1/3)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 系統除染工事	・原子炉建家	・原子炉容器	・原子炉容器	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 除染に使用する機器が使用可能な状態であること。 原子炉容器内に燃料プールの改修工管するために行う燃料プールの改修工事が完了し、制御材等の原子炉容器内からの取出しが終了していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 化学的除染法により除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。* 汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染機大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標値を達成すること。
<p>* 「2号炉の原子炉再循環系の一部配管」については、取替工事実施中に運転を終了したことから、運転終了に伴う対応として、最高使用圧力を原子炉压力容器蒸気出口ノズル下端までの水位に相当する静水頭、最高使用温度を100℃に変更し、工事計画の変更認可を得るとともに、使用前検査に合格している。系統除染にあたり、使用前検査で合格した最高使用圧力を超える圧力がかかることから、除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。</p>							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(1) 系統除染工事	・原子炉建家	・原子炉容器	・原子炉容器	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備が供用を終了していること。 除染に使用する機器が使用可能な状態であること。 原子炉容器内に燃料プールの改修工管するために行う燃料プールの改修工事が完了し、制御材等の原子炉容器内からの取出しが終了していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 弁操作等により、除染対象外の機器・配管類との隔離を行う。 化学的除染法により除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。* 汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 外部被ばく低減のため、必要に応じて遮へいマット等を用い、遮へい措置を講じる。作業の効率化又は立入制限等による被ばく低減を図る。 環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染機大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。 工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実績線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、除染装置等を維持管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定められた目標値を達成すること。
<p>* 「2号炉の原子炉再循環系の一部配管」については、取替工事実施中に運転を終了したことから、運転終了に伴う対応として、最高使用圧力を原子炉压力容器蒸気出口ノズル下端までの水位に相当する静水頭、最高使用温度を100℃に変更し、工事計画の変更認可を得るとともに、使用前検査に合格している。系統除染にあたり、使用前検査で合格した最高使用圧力を超える圧力がかかることから、除染時の使用条件を考慮して事前評価を行い、除染による影響がないよう工事計画を策定する。</p>							

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

理由

表9-2(2) 第2段階中における汚染の除去の工事方法(2号炉)(2/3)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(2) 機器除染工事	・原子炉建家	・原子炉本体	・スチームドラ イヤ、気水分 離器等	・対象設備が供用を 終了しているこ と。 ・除染に使用する機 器が使用可能な状 態であること。	・対象設備を原子炉容器に収納し た状態で、化学的除染法により 除染を行う。必要に応じて機械 的除染法を適用する。	・汚染の除去にあたっては、一般労働災害 防止対策を講じる。難燃性の資機材の使 用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを 使用する場合の管理の徹底、重量物に適 合した揚重設備の使用等の措置を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮 へいマット等を用い、遮へい措置を講じ る。作業の効率化又は立入制限等による 被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部 被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡 大防止用、局所フィルタ、局所排風機 等の設置、マスク等の防護具を着用す る。 ・工事にあたっては、目標線量を設定する とともに、工事の進捗に伴い実績線量と 比較し、必要に応じて改善策を検討する 等して被ばく低減に努める。工事区域内 の放射線環境に応じてサーベイ・メータ 等により線量当量率を測定するなども に、線量当量率が著しく変動するおそれ のある工事は、可搬式エリア・モニタ装 置等を用いて作業中の線量当量率を監視 する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、 放射線管理施設、換気設備、除染装置等 を維持管理する。	・あらかじめ目 標値を設定す ること。

表9-2 第2段階中における汚染の除去の工事方法(2/3)

工事件名	場所	対象区分		着手要件	工事内容	安全確保対策	完了要件
		施設名称	設備名称				
(2) 機器除染工事	・原子炉建家	・原子炉本体	・スチームドラ イヤ、気水分 離器等	・対象設備が供用を 終了しているこ と。 ・除染に使用する機 器が使用可能な状 態であること。	・対象設備を原子炉容器に収納し た状態で、化学的除染法により 除染を行う。必要に応じて機械 的除染法を適用する。	・汚染の除去にあたっては、一般労働災害 防止対策を講じる。難燃性の資機材の使 用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスを 使用する場合の管理の徹底、重量物に適 合した揚重設備の使用等の措置を講じ る。 ・外部被ばく低減のため、必要に応じて遮 へいマット等を用い、遮へい措置を講じ る。作業の効率化又は立入制限等による 被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部 被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡 大防止用、局所フィルタ、局所排風機 等の設置、マスク等の防護具を着用す る。 ・工事にあたっては、目標線量を設定する とともに、工事の進捗に伴い実績線量と 比較し、必要に応じて改善策を検討する 等して被ばく低減に努める。工事区域内 の放射線環境に応じてサーベイ・メータ 等により線量当量率を測定するなども に、線量当量率が著しく変動するおそれ のある工事は、可搬式エリア・モニタ装 置等を用いて作業中の線量当量率を監視 する。 ・原子炉建家、放射性廃棄物の廃棄施設、 放射線管理施設、換気設備、除染装置等 を維持管理する。	・あらかじめ目 標値を設定す ること。

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

表9-2 (2) 第2段階中における汚染の除去の工事方法 (2号炉) (3/3)

変更前		変更後		理由				
<p>工事件名</p> <p>(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事</p>	<p>場所</p> <p>・屋外</p>	<p>施設名称</p> <p>・放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・排気筒 (1号炉及び2号炉共用)</p>	<p>着手要件</p> <p>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事が完了していること。</p> <p>・排気筒 (1号炉及び2号炉共用) 内の機器等の解体除去を完了していること。</p> <p>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</p>	<p>工事内容</p> <p>・はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。</p> <p>・表面汚染密度、はつりによる空気中の放射性物質濃度が「線量告示」に定める管理区域の設定基準以下であることを確認した後、汚染の恐れのない管理区域とする。</p> <p>・はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、タービン建家内等の管理区域に貯蔵保管すること。</p> <p>・汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>・汚染部位の分離後、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物を解除する。</p> <p>・管理区域を解除する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスの使用、可燃性物質の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒 (1号炉及び2号炉共用) 内モルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルのはつりにあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。</p> <p>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡散防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>・工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</p> <p>・排気筒、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、除染装置等を維持管理する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・汚染部位の分離後、残った汚染されていない部位が放射性廃棄物でないものとの判断ができること。</p> <p>・管理区域の解除を完了すること。</p>	<p>理由</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 (表現の統一)</p>
<p>工事件名</p> <p>(3) 建屋及び構築物の汚染の除去工事</p>	<p>場所</p> <p>・屋外</p>	<p>施設名称</p> <p>・放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>対象区分</p> <p>設備名称</p> <p>・排気筒 (1号炉及び2号炉共用)</p>	<p>着手要件</p> <p>・放射性気体廃棄物の放出経路変更工事が完了していること。</p> <p>・排気筒 (1号炉及び2号炉共用) 内の機器等の解体除去を完了していること。</p> <p>・除染に使用する機器が使用可能な状態であること。</p>	<p>工事内容</p> <p>・はつりにより汚染部位を分離する。はつり装置と粉じん回収装置を組み合わせ、はつり片及び粉じんの再付着を防止する。</p> <p>・表面汚染密度、はつりによる空気中の放射性物質濃度が「線量告示」に定める管理区域の設定基準以下であることを確認した後、汚染の恐れのない管理区域とする。</p> <p>・はつりにより発生した廃棄物は、容器に収納し、タービン建家内等の管理区域に貯蔵保管すること。</p> <p>・汚染部位の分離後、適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>・汚染部位の分離後、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物を解除する。</p> <p>・管理区域を解除する。</p>	<p>安全確保対策</p> <p>・汚染の除去にあたっては、一般労働災害防止対策を講じる。難燃性の資機材の使用、可燃性物質の保管及び可燃性ガスの使用、可燃性物質の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。排気筒 (1号炉及び2号炉共用) 内モルタルは、石綿含有の可能性が否定できないことから、当該モルタルのはつりにあたっては、石綿障害予防規則に従った措置を講じる。</p> <p>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、必要に応じて汚染拡散防止用、局所フィルタ、局所排風機等の設置、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>・工事にあたっては、目標線量を設定するとともに、工事の進捗に伴い実線量と比較し、必要に応じて改善策を検討する等して被ばく低減に努める。工事区域内の放射線環境に応じてサーベイ・メータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エリア・モニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。</p> <p>・排気筒、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、除染装置等を維持管理する。</p>	<p>完了要件</p> <p>・汚染部位の分離後、残った汚染されていない部位が放射性廃棄物でないものとの判断ができること。</p> <p>・管理区域の解除を完了すること。</p>	<p>理由</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 (表現の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 核燃料物質は、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、管理及び譲渡しを行う。 核燃料物質によって汚染された物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。これらの廃棄に係る計画は以下のとおりである。</p> <p>1 放射性気体廃棄物 1. 1 放射性気体廃棄物の種類及び数量 1. 1. 1 原子炉運転中の放射性気体廃棄物の種類及び数量 原子炉運転中（原子炉の運転を行わないこととした平成21年1月30日まで）に発生した放射性気体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って管理放出した。それ以降に発生した放射性気体廃棄物（換気系からの排気）についても同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って管理放出している。</p> <p><u>A. 1号炉</u> ① <u>タービン復水器の空気抽出器からの排ガス</u> ② <u>タービン衛帯蒸気復水器からの排ガス</u> ③ <u>復水器真空ポンプからの排ガス</u> ④ <u>換気系からの排気</u> ⑤ <u>定期検査時に放出されるよう素-131</u></p> <p><u>B. 2号炉</u> ① タービン復水器の空気抽出器からの排ガス ② 復水器真空ポンプからの排ガス ③ 換気系からの排気 ④ 定期検査時に放出されるよう素-131</p> <p>(中略)</p>	<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 核燃料物質は、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、管理及び譲渡しを行う。 核燃料物質によって汚染された物は、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物に分類される。これらの廃棄に係る計画は以下のとおりである。</p> <p>1 放射性気体廃棄物 1. 1 放射性気体廃棄物の種類及び数量 1. 1. 1 原子炉運転中の放射性気体廃棄物の種類及び数量 原子炉運転中（原子炉の運転を行わないこととした平成21年1月30日まで）に発生した放射性気体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って管理放出した。それ以降に発生した放射性気体廃棄物（換気系からの排気）についても同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って管理放出している。</p> <p>① タービン復水器の空気抽出器からの排ガス ② 復水器真空ポンプからの排ガス ③ 換気系からの排気 ④ 定期検査時に放出されるよう素-131</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化（表現の統一）</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>A. 1号炉</u> <u>原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事，原子炉領域解体準備工事，解体撤去物等搬出準備工事等に伴う放射性気体廃棄物の推定放出量は約 $3.6 \times 10^8 \text{Bq}$ である。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u> 原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事，原子炉領域解体準備工事，解体撤去物等搬出準備工事等に伴う放射性気体廃棄物の推定放出量は約 $2.5 \times 10^8 \text{Bq}$ である。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) - 2 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後 第2段階中，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として，排気筒（1号及び2号炉共用）に通じる主排気ダクトを，1号及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し，切断位置に1号及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。 第2段階のうち，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後に発生する放射性気体廃棄物は，「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり，必要な設備の機能を維持し，廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って，以下のとおり処理処分を行う。<u>1号及び2号炉の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図10-3に示す。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子炉領域を除く供用を終了した設備の解体撤去工事，原子炉領域解体準備工事，解体撤去物等搬出準備工事等に伴う放射性気体廃棄物の推定放出量は約 $2.5 \times 10^8 \text{Bq}$ である。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) - 2 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後 第2段階中，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事として，排気筒（1号及び2号炉共用）に通じる主排気ダクトを，1号及び2号炉主排気ダクトの合流点の上流側で切断し，切断位置に1号及び2号炉用の排気口をそれぞれ1基設置する工事を行う。 第2段階のうち，放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後に発生する放射性気体廃棄物は，「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり，必要な設備の機能を維持し，廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って，以下のとおり処理処分を行う。<u>2号炉の放射性気体廃棄物の処理処分フローを図10-3に示す。</u></p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>2 放射性液体廃棄物</p> <p>2.1 放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>2.1.1 原子炉運転中の放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>原子炉運転中（原子炉の運転を行わないこととした平成21年1月30日まで）に発生した放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理を行い、再使用又は管理放出した。それ以降に発生した放射性液体廃棄物についても同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理を行い、再使用又は管理放出している。</p> <p><u>A. 1号炉</u></p> <p><u>① 機器ドレン</u></p> <p><u>② 床ドレン</u></p> <p><u>③ 再生廃液</u></p> <p><u>④ 洗濯廃液</u></p> <p><u>⑤ シャワードレン</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>① 機器ドレン</p> <p>② 床ドレン</p> <p>③ 化学廃液</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>⑤ シャワードレン</p> <p>(中略)</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中に発生する放射性液体廃棄物は、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な設備について機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり処理処分を行う。<u>1号及び2号炉</u>の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図10-4に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>2 放射性液体廃棄物</p> <p>2.1 放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>2.1.1 原子炉運転中の放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>原子炉運転中（原子炉の運転を行わないこととした平成21年1月30日まで）に発生した放射性液体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理を行い、再使用又は管理放出した。それ以降に発生した放射性液体廃棄物についても同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理を行い、再使用又は管理放出している。</p> <p>① 機器ドレン</p> <p>② 床ドレン</p> <p>③ 化学廃液</p> <p>④ 洗濯廃液</p> <p>⑤ シャワードレン</p> <p>(中略)</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中に発生する放射性液体廃棄物は、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な設備について機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って、以下のとおり処理処分を行う。2号炉の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図10-4に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>A. 1号炉</u></p> <p><u>①-1 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前）</u> <u>機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</u></p> <p><u>①-2 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後）</u> <u>機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</u></p> <p><u>②-1 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前）</u> <u>床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、復水タンクに回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</u></p> <p><u>②-2 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後）</u> <u>床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</u></p> <p><u>③ 再生廃液</u> <u>再生廃液は、再生廃液処理系で蒸発濃縮処理して固化する。</u></p> <p><u>④ 洗濯廃液</u> <u>洗濯廃液は、洗濯廃液系及びシャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</u></p> <p><u>⑤ シャワードレン</u> <u>シャワードレンは、シャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p><u>⑥-1 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了前）</u> <u>系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</u></p> <p><u>⑥-2 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了後）</u> <u>系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>①-1 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前） 機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</p> <p>①-2 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後） 機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p>②-1 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前） 床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、復水タンクに回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>②-2 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後） 床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>③ 化学廃液 再生廃液は、再生廃液処理系で蒸発濃縮処理して固化する。</p> <p>④ 洗濯廃液 洗濯廃液は、洗濯廃液系及びシャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p>	<p>①-1 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前） 機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</p> <p>①-2 機器ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後） 機器ドレンは、機器ドレン処理系に移送し、フィルタ及び脱塩装置で処理したのち、原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p>②-1 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了前） 床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、復水タンクに回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>②-2 床ドレン（補給水連絡配管設置工事完了後） 床ドレンは、床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち、2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>③ 化学廃液 再生廃液は、再生廃液処理系で蒸発濃縮処理して固化する。</p> <p>④ 洗濯廃液 洗濯廃液は、洗濯廃液系及びシャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>⑤ シャワードレン シャワードレンは、シャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p> <p>⑥-1 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了前） 系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</p> <p>⑥-2 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了後） 系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中に発生する放射性液体廃棄物は、「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って、以下のとおり処理処分を行う。 <u>1号及び2号炉</u>の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図10-4に示す。 放射性液体廃棄物は、液体廃棄物処理系において処理を行い、原則として再使用する。放射性液体廃棄物のうち洗濯廃液系等は、環境に放出する。液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水路出口における放射性物質の濃度が「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないよう管理するとともに、放出管理目標値を設定しこれを超えないよう努める。 放出管理目標値は、第1段階中に実施した放射性液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替えによる希釈水量の減少を考慮し、1号及び2号炉の復水器冷却水放水路出口における放射性物質の年間平均濃度が「原子炉設置許可申請書」に記載の値と同等となるよう、1号及び2号炉それぞれ $3.0 \times 10^8 \text{ Bq/y}$、3号、4号及び5号炉それぞれ $3.7 \times 10^{10} \text{ Bq/y}$ とする（いずれもトリチウムを除く）。</p>	<p>⑤ シャワードレン シャワードレンは、シャワードレン系でろ過処理後、シャワードレン系サンプルタンクに収集し、放射性物質の濃度が低いことを確認した上で、復水器冷却水と混合、希釈して環境へ放出する。</p> <p>⑥-1 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了前） 系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として復水タンクに回収し補給水として再使用する。</p> <p>⑥-2 系統除染廃液（補給水連絡配管設置工事完了後） 系統除染廃液は、機器ドレン処理系又は床ドレン処理系に移送し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p>(2) 第2段階中 第2段階中に発生する放射性液体廃棄物は、「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って、以下のとおり処理処分を行う。 2号炉の放射性液体廃棄物の処理処分フローを図10-4に示す。 放射性液体廃棄物は、液体廃棄物処理系において処理を行い、原則として再使用する。放射性液体廃棄物のうち洗濯廃液系等は、環境に放出する。液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水路出口における放射性物質の濃度が「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないよう管理するとともに、放出管理目標値を設定しこれを超えないよう努める。 放出管理目標値は、第1段階中に実施した放射性液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替えによる希釈水量の減少を考慮し、1号及び2号炉の復水器冷却水放水路出口における放射性物質の年間平均濃度が「原子炉設置許可申請書」に記載の値と同等となるよう、1号及び2号炉それぞれ $3.0 \times 10^8 \text{ Bq/y}$、3号、4号及び5号炉それぞれ $3.7 \times 10^{10} \text{ Bq/y}$ とする（いずれもトリチウムを除く）。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>A. 1号炉</u></p> <p>① <u>機器ドレン</u> <u>第1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）と同様，処理処分を行う。</u></p> <p>② <u>床ドレン</u> <u>1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）同様，処理処分を行う。</u></p> <p>③ <u>再生廃液</u> <u>第1段階中と同様，処理処分を行う。</u></p> <p>④ <u>洗濯廃液</u> <u>第1段階中と同様，処理処分を行う。</u></p> <p>⑤ <u>シャワードレン</u> <u>第1段階中と同様，処理処分を行う。</u></p> <p>⑥ <u>系統除染廃液等</u> <u>系統除染廃液，解体廃棄物の除染廃液等は，機器ドレン処理系，床ドレン処理系又は再生廃液処理系に移送又は排水し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>B. 2号炉</u></p> <p>① 機器ドレン 第1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）と同様，処理処分を行う。</p> <p>② 床ドレン 第1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）と同様，処理処分を行う。</p> <p>③ 化学廃液 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>④ 洗濯廃液 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>⑤ シャワードレン 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>⑥ 系統除染廃液等 系統除染廃液，解体廃棄物の除染廃液等は，機器ドレン処理系，床ドレン処理系又は再生廃液処理系に移送又は排水し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>① 機器ドレン 第1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）と同様，処理処分を行う。</p> <p>② 床ドレン 第1段階中（補給水連絡配管設置工事完了後）と同様，処理処分を行う。</p> <p>③ 化学廃液 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>④ 洗濯廃液 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>⑤ シャワードレン 第1段階中と同様，処理処分を行う。</p> <p>⑥ 系統除染廃液等 系統除染廃液，解体廃棄物の除染廃液等は，機器ドレン処理系，床ドレン処理系又は再生廃液処理系に移送又は排水し処理等をしたのち原則として2号炉復水タンク（1号及び2号炉共用）に回収し補給水として再使用する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>3 放射性固体廃棄物</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>3.1.1 原子炉運転中の放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>1号及び2号原子炉施設で発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理又は貯蔵保管を行ってきている。また、放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所毎の種類及び数量を表10-1に示す。</p> <p><u>A. 1号炉</u></p> <p>① <u>液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液</u></p> <p>② <u>復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液</u></p> <p>③ <u>原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂</u></p> <p>④ <u>復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂</u></p> <p>⑤ <u>液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ</u></p> <p>⑥ <u>可燃性雑固体廃棄物</u></p> <p>⑦ <u>不燃性雑固体廃棄物</u></p> <p>⑧ <u>使用済制御棒, 使用済燃料チャンネルボックス等の放射化された機器</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液</p> <p>② 復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液</p> <p>③ 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂</p> <p>④ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂</p> <p>⑤ 液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ</p> <p>⑥ 可燃性雑固体廃棄物</p> <p>⑦ 不燃性雑固体廃棄物</p> <p>⑧ 使用済制御棒, 使用済燃料チャンネルボックス等の放射化された機器</p>	<p>3 放射性固体廃棄物</p> <p>3.1 放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>3.1.1 原子炉運転中の放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>2号原子炉施設で発生した放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりであり、「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に従って処理又は貯蔵保管を行ってきている。また、放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所毎の種類及び数量を表10-1に示す。</p> <p>① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液</p> <p>② 復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液</p> <p>③ 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂</p> <p>④ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂</p> <p>⑤ 液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ</p> <p>⑥ 可燃性雑固体廃棄物</p> <p>⑦ 不燃性雑固体廃棄物</p> <p>⑧ 使用済制御棒, 使用済燃料チャンネルボックス等の放射化された機器</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>3. 1. 2 廃止措置中の放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中に廃止措置対象施設から発生する放射性固体廃棄物の種類としては、系統除染に伴い発生する使用済樹脂等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>その他、2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の譲渡しに伴い、燃料部品（支持格子，上下部支持板等），チャンネルボックス等の発生が想定される。第2段階中にこれらの放射能レベル区分及び処理方法を決定する。</p> <p><u>A. 1号炉</u></p> <p><u>系統除染に伴い発生する使用済樹脂等放射能レベルの比較的高い廃棄物約1トン，施設の維持管理で発生する不燃性雑固体廃棄物等放射能レベルの比較的低い廃棄物約30トンの発生が想定される。</u></p> <p><u>その他，管理区域外の設備・機器の解体撤去から放射性廃棄物でないもの約120トンの発生が想定される。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u></p> <p>系統除染に伴い発生する使用済樹脂等放射能レベルの比較的高い廃棄物約1トン，施設の維持管理で発生する不燃性雑固体廃棄物等放射能レベルの比較的低い廃棄物約30トンの発生が想定される。</p> <p>その他，管理区域外の設備・機器の解体撤去から放射性廃棄物でないもの約110トンの発生が想定される。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の譲渡しに伴い，燃料部品（支持格子，上下部支持板等），チャンネルボックス等約10トンの発生が想定される。第2段階中にこれらの放射能レベル区分及び処理方法を決定する。</p> <p>第1段階中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を表10-2に示す。</p>	<p>3. 1. 2 廃止措置中の放射性固体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中に廃止措置対象施設から発生する放射性固体廃棄物の種類としては，系統除染に伴い発生する使用済樹脂等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>その他，2号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の譲渡しに伴い，燃料部品（支持格子，上下部支持板等），チャンネルボックス等の発生が想定される。第2段階中にこれらの放射能レベル区分及び処理方法を決定する。</p> <p>系統除染に伴い発生する使用済樹脂等放射能レベルの比較的高い廃棄物約1トン，施設の維持管理で発生する不燃性雑固体廃棄物等放射能レベルの比較的低い廃棄物約30トンの発生が想定される。</p> <p>その他，管理区域外の設備・機器の解体撤去から放射性廃棄物でないもの約110トンの発生が想定される。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の譲渡しに伴い，燃料部品（支持格子，上下部支持板等），チャンネルボックス等約10トンの発生が想定される。第2段階中にこれらの放射能レベル区分及び処理方法を決定する。</p> <p>第1段階中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を表10-2に示す。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(2) 第2段階中 第2段階中に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液 ② クラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液 ③ 燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂 ④ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂 ⑤ 液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ ⑥ <u>第2段階中に実施する解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置により発生する可燃性雑固体廃棄物</u> ⑦ <u>第2段階中に実施する解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置により発生する不燃性雑固体廃棄物</u> ⑧ 使用済制御棒等の放射化された機器 ⑨ 系統除染に伴い発生する使用済樹脂等 ⑩ 解体撤去物等のうち放射性物質として扱う必要のないもの <p>第2段階中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を表10-2に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 第2段階中 第2段階中に発生する放射性固体廃棄物の種類は、主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液 ② クラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液 ③ 燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂 ④ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂 ⑤ 液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ ⑥ <u>第2段階対象設備の解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置により発生する可燃性雑固体廃棄物</u> ⑦ <u>第2段階対象設備の解体撤去及び汚染の除去に係る工事等の廃止措置により発生する不燃性雑固体廃棄物</u> ⑧ 使用済制御棒等の放射化された機器 ⑨ 系統除染に伴い発生する使用済樹脂等 ⑩ 解体撤去物等のうち放射性物質として扱う必要のないもの <p>第2段階中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量を表10-2に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (用語の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>3. 2 放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中，放射性固体廃棄物は「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な設備について機能を維持し，廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って，以下のとおり適切に処理及び管理を行う（3号，4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。<u>1号及び2号炉</u>の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5に示す。</p> <p>第1段階中，放射性固体廃棄物の量が，「原子炉設置許可申請書」に記載されている固体廃棄物貯蔵庫，雑固体廃棄物保管室等の貯蔵容量を超えないよう系統除染，処理，貯蔵，運搬，廃棄等を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p>	<p>3. 2 放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画</p> <p>(1) 第1段階中</p> <p>第1段階中，放射性固体廃棄物は「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり必要な設備について機能を維持し，廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」の記載の方法に従って，以下のとおり適切に処理及び管理を行う（3号，4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。2号炉の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5に示す。</p> <p>第1段階中，放射性固体廃棄物の量が，「原子炉設置許可申請書」に記載されている固体廃棄物貯蔵庫，雑固体廃棄物保管室等の貯蔵容量を超えないよう系統除染，処理，貯蔵，運搬，廃棄等を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p><u>A. 1号炉</u></p> <p><u>① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液</u> <u>濃縮廃液は、固化材（セメント）*1と混合し、ドラム缶内に</u> <u>固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>*1 平成23年1月28日付け、平成21・10・16原第1号</u> <u>をもって原子炉設置変更許可を受けた固体廃棄物処理系</u> <u>の固化装置（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）の</u> <u>固化材の変更（プラスチックからセメント）の反映。当</u> <u>該装置は、3号、4号、5号炉との共用設備として、電気</u> <u>事業法に基づく使用前検査合格（平成25年2月19日）</u> <u>後から使用する（以下、「3.2放射性固体廃棄物の処理</u> <u>及び管理の計画」において同じ）。</u></p> <p><u>② 復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセ</u> <u>パレータから発生するクラッドセパレータ廃液</u> <u>復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセ</u> <u>パレータから発生するクラッドセパレータ廃液は、貯蔵し放</u> <u>射能を減衰させた後、可燃性固体廃棄物焼却炉で焼却するか、</u> <u>又は必要に応じて固化材（セメント）*1と混合し、ドラム缶</u> <u>内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。焼却灰はド</u> <u>ラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑</u> <u>固体廃棄物熔融処理装置で熔融した後、ドラム缶に入れて固</u> <u>体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）</u> <u>を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保</u> <u>管する。</u></p> <p><u>③ 原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩</u> <u>装置から発生する使用済樹脂</u> <u>原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系の粉末樹脂</u> <u>は貯蔵タンクに貯蔵するが、固化材（セメント）と混合し、</u> <u>ドラム缶内に固化することも考慮する。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p><u>④ 復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂</u> <u>復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂は、貯蔵し放射能を減衰させた後、可燃性固体廃棄物焼却炉で焼却するか、又は必要に応じて固化材（セメント）*1と混合し、ドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。焼却灰はドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物溶解処理装置で溶解した後、ドラム缶に入れて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑤ 液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ</u> <u>フィルタスラッジは、固化材（セメント）と混合し、ドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑥ 可燃性雑固体廃棄物</u> <u>可燃性雑固体廃棄物は焼却し、焼却灰は、ドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物溶解処理装置で溶解した後、ドラム缶に入れて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑦ 不燃性雑固体廃棄物</u> <u>不燃性雑固体廃棄物は放射性物質が飛散しないような措置を講じて廃棄物減容処理装置建屋内の雑固体廃棄物保管室に貯蔵保管するか、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物溶解処理装置で溶解した後、ドラム缶に入れて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</u></p> <p><u>⑧ 使用済制御棒、使用済燃料チャンネルボックス等の放射化された機器</u> <u>使用済制御棒等は、燃料プール又はサイトバンカに貯蔵する。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>⑨ <u>系統除染に伴い発生する使用済樹脂等</u> <u>系統除染に伴い発生する使用済樹脂等は、燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク、雑固体廃棄物保管室、サイトバンカ等に貯蔵する。</u></p> <p>B. 2号炉</p> <p>① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液 濃縮廃液は、固化材（セメント）*1と混合し、ドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>	<p>① 液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液 濃縮廃液は、固化材（セメント）*1と混合し、ドラム缶内に固化し、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p><u>*1 平成23年1月28日付け、平成21・10・16原第1号をもって原子炉設置変更許可を受けた固体廃棄物処理系の固化装置（1号、2号、3号、4号及び5号炉共用）の固化材の変更（プラスチックからセメント）の反映。当該装置は、3号、4号、5号炉との共用設備として、電気事業法に基づく使用前検査合格（平成25年2月19日）後から使用する（以下、「3.2放射性固体廃棄物の処理及び管理の計画」において同じ）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(2) 第2段階中 第2段階中、放射性固体廃棄物は「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に準じ、以下の「<u>A. 1号炉①～⑨</u>」, 「<u>B. 2号炉①～⑩</u>」のとおり適切に処理及び管理を行う（3号、4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。<u>1号及び2号炉</u>の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5及び図10-6に示す。放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共用で使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p>	<p>(2) 第2段階中 第2段階中、放射性固体廃棄物は「六 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設」及び「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す設備の機能を維持し、廃棄物の種類・性状等に応じて「原子炉設置許可申請書」に記載の方法に準じ、以下の「①～⑩」のとおり適切に処理及び管理を行う（3号、4号又は5号炉との共用施設での処理及び管理を含む）。2号炉の放射性固体廃棄物の処理フローを図10-5及び図10-6に示す。放射性廃棄物処理設備を設置し、3号、4号又は5号炉と共用で使用する場合には、必要に応じて原子炉設置変更許可等を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>A. 1号炉</u></p> <p>① <u>液体廃棄物処理系の廃液濃縮器濃縮廃液</u> <u>第1段階中と同様、処理及び管理を行う。</u></p> <p>② <u>復水ろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂及びクラッドセパレータから発生するクラッドセパレータ廃液</u> <u>第1段階中と同様、処理及び管理を行う。</u></p> <p>③ <u>原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩装置から発生する使用済樹脂</u> <u>原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系の粉末樹脂は貯蔵タンクに貯蔵する。必要な法手続きを行った後、当該廃棄物等</u> <u>を処理する処理設備を設置して処理する。固化装置（セメント固化式）は、解体撤去する。</u></p> <p>④ <u>復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系の脱塩装置から発生する使用済樹脂</u> <u>第1段階中と同様、処理及び管理を行う。</u></p> <p>⑤ <u>液体廃棄物処理系のろ過装置から発生するフィルタスラッジ</u> <u>固化装置（セメント固化式）は解体撤去する。フィルタスラッジは、貯蔵タンクに貯蔵するとともに、処理方法を決定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受けた後、処理を行う。</u></p> <p>⑥ <u>可燃性雑固体廃棄物</u> <u>第1段階中と同様、処理及び管理を行う。</u></p>		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由																						
<p>表 10-1 (1) 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所毎の種類及び数量 (1号炉)</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="195 464 1279 1293"> <thead> <tr> <th>廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td>約 14,100 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td>約 328m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>約 52m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>約 20m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</td> <td>約 25m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>約 16m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 375m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵タンク</td> <td>約 1m³</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 84 本 チャンネルボックス 1,620 本 中性子検出器 209 本 その他 約 12m³</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 28 本 チャンネルボックス 58 本 中性子検出器 2 本 その他 約 1m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>	廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 14,100 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 328m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 52m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 20m ³	燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 25m ³	使用済樹脂貯蔵タンク	約 16m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 375m ³	フィルタスラッジ貯蔵タンク	約 1m ³	サイトバンカ*2	制御棒 84 本 チャンネルボックス 1,620 本 中性子検出器 209 本 その他 約 12m ³	使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)	制御棒 28 本 チャンネルボックス 58 本 中性子検出器 2 本 その他 約 1m ³		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																							
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 14,100 本*1																							
雑固体廃棄物保管室*2	約 328m ³																							
濃縮廃液貯蔵タンク	約 52m ³																							
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 20m ³																							
燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	約 25m ³																							
使用済樹脂貯蔵タンク	約 16m ³																							
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 375m ³																							
フィルタスラッジ貯蔵タンク	約 1m ³																							
サイトバンカ*2	制御棒 84 本 チャンネルボックス 1,620 本 中性子検出器 209 本 その他 約 12m ³																							
使用済燃料貯蔵施設 (1号炉原子炉建家内)	制御棒 28 本 チャンネルボックス 58 本 中性子検出器 2 本 その他 約 1m ³																							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由																																																				
<p>表 10-1 (2) 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所毎の種類及び数量 (2号炉) 平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="201 478 1291 1255"> <thead> <tr> <th>廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td>約 9,800 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td>約 273m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>約 70m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 33m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 20m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>約 84m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 844m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用濃縮廃液受入タンク*2</td> <td>約 114m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用粉末樹脂受入槽*2</td> <td>約 203m³</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m³</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>	廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 273m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 70m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33m ³	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20m ³	使用済樹脂貯蔵槽	約 84m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844m ³	フィルタスラッジ貯蔵槽	0m ³	減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114m ³	減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203m ³	サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m ³	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m ³	<p>表 10-1 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所毎の種類及び数量 平成 21 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1418 436 2507 1213"> <thead> <tr> <th>廃棄物の貯蔵・保管場所</th> <th>貯蔵・保管量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫*2</td> <td>約 9,800 本*1</td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物保管室*2</td> <td>約 273m³</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>約 70m³</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 33m³</td> </tr> <tr> <td>燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 20m³</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵槽</td> <td>約 84m³</td> </tr> <tr> <td>復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> <td>約 844m³</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> <td>0m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用濃縮廃液受入タンク*2</td> <td>約 114m³</td> </tr> <tr> <td>減容固化用粉末樹脂受入槽*2</td> <td>約 203m³</td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ*2</td> <td>制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m³</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)</td> <td>制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 200 リットルドラム缶換算値を示す。 *2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用</p>	廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量	固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1	雑固体廃棄物保管室*2	約 273m ³	濃縮廃液貯蔵タンク	約 70m ³	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33m ³	燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20m ³	使用済樹脂貯蔵槽	約 84m ³	復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844m ³	フィルタスラッジ貯蔵槽	0m ³	減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114m ³	減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203m ³	サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m ³	使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m ³	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																																																					
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1																																																					
雑固体廃棄物保管室*2	約 273m ³																																																					
濃縮廃液貯蔵タンク	約 70m ³																																																					
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33m ³																																																					
燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20m ³																																																					
使用済樹脂貯蔵槽	約 84m ³																																																					
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844m ³																																																					
フィルタスラッジ貯蔵槽	0m ³																																																					
減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114m ³																																																					
減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203m ³																																																					
サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m ³																																																					
使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m ³																																																					
廃棄物の貯蔵・保管場所	貯蔵・保管量																																																					
固体廃棄物貯蔵庫*2	約 9,800 本*1																																																					
雑固体廃棄物保管室*2	約 273m ³																																																					
濃縮廃液貯蔵タンク	約 70m ³																																																					
原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽	約 33m ³																																																					
燃料プール系粉末樹脂貯蔵槽	約 20m ³																																																					
使用済樹脂貯蔵槽	約 84m ³																																																					
復水系粉末樹脂貯蔵槽	約 844m ³																																																					
フィルタスラッジ貯蔵槽	0m ³																																																					
減容固化用濃縮廃液受入タンク*2	約 114m ³																																																					
減容固化用粉末樹脂受入槽*2	約 203m ³																																																					
サイトバンカ*2	制御棒 20 本 チャンネルボックス 1,938 本 中性子検出器 138 本 その他 約 10m ³																																																					
使用済燃料貯蔵設備 (2号炉原子炉建家内)	制御棒 131 本 チャンネルボックス 55 本 中性子検出器 81 本 その他 約 1m ³																																																					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前		変更後				理由																																																
<p>表 10-2 (1) 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (1号炉) 平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>第 1 段階</th> <th>第 2 段階</th> <th>第 3 段階以降</th> <th>合計</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低 レ ベ ル 放 射 性 廃 棄 物</td> <td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 1 [約 1]</td> <td>約 20 [約 20]</td> <td>約 40 [約 40]</td> <td>約 100 [約 100]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 30 [約 30]</td> <td>約 610 [約 130]</td> <td>約 880 [約 370]</td> <td>約 1,600 [約 600]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>0 [0]</td> <td>約 5,190 [約 2,930]</td> <td>約 7,080 [約 7,070]</td> <td>約 12,300 [約 10,000]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>0 [0]</td> <td>約 2,980 [約 5,710]</td> <td>約 27,820 [約 28,340]</td> <td>約 30,800 [約 34,100]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)</td> <td>約 120</td> <td>約 5,000</td> <td>約 150,500</td> <td>約 155,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>約 200 [約 200]</td> <td>約 13,800 [約 13,800]</td> <td>約 186,300 [約 186,300]</td> <td>約 200,200 [約 200,200]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 推定発生量 ・十トン単位で切り上げ (第 1 段階中の L1 を除く), 放射性廃棄物でないものの推定発生量 (第 1 段階中を除く) と合計値は百トン単位で切り上げた値である。 (端数処理のため合計値が一致しないことがある。) ・[] は, 解体後除染処理後の物量を示す。(除染係数を 100 とした。) ・第 2 段階及び第 3 段階以降の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。</p> <p>2. 評価条件 ・運転期間・放射能減衰期間は, 運転開始から平成 27 年 4 月 1 日までの期間における, 原子炉起動停止の運転履歴を基に設定した。 ・放射能濃度は, 設計情報を基に設定した。</p> <p>3. 放射能レベル区分値は, 以下のとおり。 ・L1 の区分値の上限は, 「原子炉等規制法施行令」第 31 条に定める放射能濃度 ・L1 と L2 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 1 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L2 と L3 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 2 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L3 と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は, 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第 1 第 1 欄の 33 種類の放射性物質の放射能濃度を, 別表第 1 第 2 欄の放射能濃度で除した割合の合計値として 0.5</p>							放射能レベル区分		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計		低 レ ベ ル 放 射 性 廃 棄 物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 40 [約 40]	約 100 [約 100]		放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 610 [約 130]	約 880 [約 370]	約 1,600 [約 600]		放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 5,190 [約 2,930]	約 7,080 [約 7,070]	約 12,300 [約 10,000]		放射性物質として扱う必要のないもの		0 [0]	約 2,980 [約 5,710]	約 27,820 [約 28,340]	約 30,800 [約 34,100]		放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)		約 120	約 5,000	約 150,500	約 155,600		合計		約 200 [約 200]	約 13,800 [約 13,800]	約 186,300 [約 186,300]	約 200,200 [約 200,200]		<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
放射能レベル区分		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計																																																	
低 レ ベ ル 放 射 性 廃 棄 物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 40 [約 40]	約 100 [約 100]																																																	
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 610 [約 130]	約 880 [約 370]	約 1,600 [約 600]																																																	
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 5,190 [約 2,930]	約 7,080 [約 7,070]	約 12,300 [約 10,000]																																																	
放射性物質として扱う必要のないもの		0 [0]	約 2,980 [約 5,710]	約 27,820 [約 28,340]	約 30,800 [約 34,100]																																																	
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)		約 120	約 5,000	約 150,500	約 155,600																																																	
合計		約 200 [約 200]	約 13,800 [約 13,800]	約 186,300 [約 186,300]	約 200,200 [約 200,200]																																																	

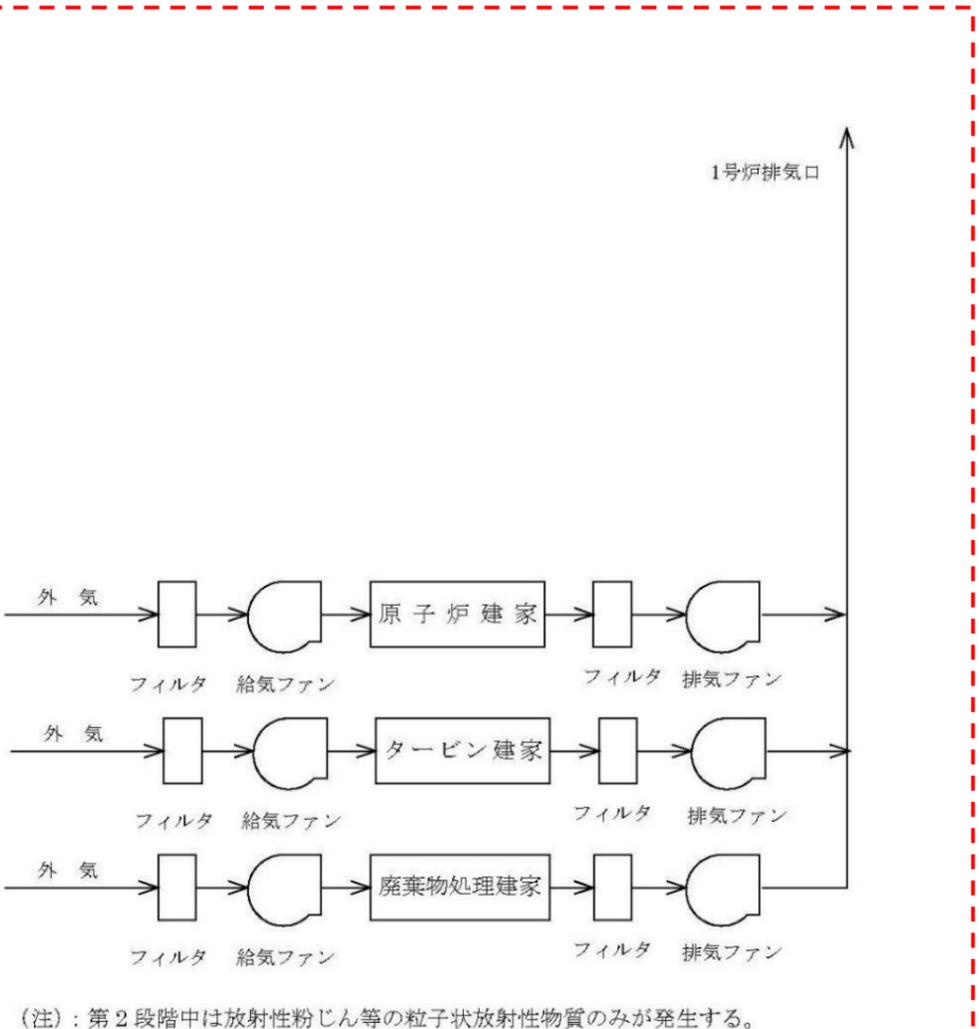
注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前					変更後					理由																																																																						
<p>表 10-2 (2) 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (2号炉) 平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分</th> <th>第 1 段階</th> <th>第 2 段階</th> <th>第 3 段階以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 1 [約 1]</td> <td>約 20 [約 20]</td> <td>約 50 [約 50]</td> <td>約 100 [約 100]</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 30 [約 30]</td> <td>約 710 [約 200]</td> <td>約 1,240 [約 570]</td> <td>約 2,000 [約 800]</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>0 [0]</td> <td>約 8,140 [約 1,470]</td> <td>約 7,390 [約 7,400]</td> <td>約 15,600 [約 8,900]</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>0 [0]</td> <td>約 5,200 [約 12,380]</td> <td>約 30,550 [約 31,210]</td> <td>約 35,800 [約 43,600]</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)</td> <td>約 110 [約 110]</td> <td>約 900</td> <td>約 197,400</td> <td>約 198,300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 200 [約 200]</td> <td>約 14,900 [約 14,900]</td> <td>約 236,600 [約 236,600]</td> <td>約 251,600 [約 251,600]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料部品 (支持格子, 上下部支持板等), チャンネルボックス等約 10 トンの発生が想定されるが, 第 2 段階中にこれらの放射能レベル区分を決定することから表中に記載していない。</p>					放射能レベル区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計	低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 50 [約 50]	約 100 [約 100]	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 710 [約 200]	約 1,240 [約 570]	約 2,000 [約 800]	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 8,140 [約 1,470]	約 7,390 [約 7,400]	約 15,600 [約 8,900]	放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 5,200 [約 12,380]	約 30,550 [約 31,210]	約 35,800 [約 43,600]	放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 110 [約 110]	約 900	約 197,400	約 198,300	合計	約 200 [約 200]	約 14,900 [約 14,900]	約 236,600 [約 236,600]	約 251,600 [約 251,600]	<p>表 10-2 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 平成 27 年 4 月 1 日時点 (単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分</th> <th>第 1 段階</th> <th>第 2 段階</th> <th>第 3 段階以降</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td> <td>約 1 [約 1]</td> <td>約 20 [約 20]</td> <td>約 50 [約 50]</td> <td>約 100 [約 100]</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td> <td>約 30 [約 30]</td> <td>約 710 [約 200]</td> <td>約 1,240 [約 570]</td> <td>約 2,000 [約 800]</td> </tr> <tr> <td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td> <td>0 [0]</td> <td>約 8,140 [約 1,470]</td> <td>約 7,390 [約 7,400]</td> <td>約 15,600 [約 8,900]</td> </tr> <tr> <td>放射性物質として扱う必要のないもの</td> <td>0 [0]</td> <td>約 5,200 [約 12,380]</td> <td>約 30,550 [約 31,210]</td> <td>約 35,800 [約 43,600]</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)</td> <td>約 110 [約 110]</td> <td>約 900</td> <td>約 197,400</td> <td>約 198,300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 200 [約 200]</td> <td>約 14,900 [約 14,900]</td> <td>約 236,600 [約 236,600]</td> <td>約 251,600 [約 251,600]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃料部品 (支持格子, 上下部支持板等), チャンネルボックス等約 10 トンの発生が想定されるが, 第 2 段階中にこれらの放射能レベル区分を決定することから表中に記載していない。</p>					放射能レベル区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計	低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 50 [約 50]	約 100 [約 100]	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 710 [約 200]	約 1,240 [約 570]	約 2,000 [約 800]	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 8,140 [約 1,470]	約 7,390 [約 7,400]	約 15,600 [約 8,900]	放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 5,200 [約 12,380]	約 30,550 [約 31,210]	約 35,800 [約 43,600]	放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 110 [約 110]	約 900	約 197,400	約 198,300	合計	約 200 [約 200]	約 14,900 [約 14,900]	約 236,600 [約 236,600]	約 251,600 [約 251,600]	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
放射能レベル区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計																																																																												
低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 50 [約 50]	約 100 [約 100]																																																																												
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 710 [約 200]	約 1,240 [約 570]	約 2,000 [約 800]																																																																												
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 8,140 [約 1,470]	約 7,390 [約 7,400]	約 15,600 [約 8,900]																																																																												
放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 5,200 [約 12,380]	約 30,550 [約 31,210]	約 35,800 [約 43,600]																																																																												
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 110 [約 110]	約 900	約 197,400	約 198,300																																																																												
合計	約 200 [約 200]	約 14,900 [約 14,900]	約 236,600 [約 236,600]	約 251,600 [約 251,600]																																																																												
放射能レベル区分	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階以降	合計																																																																												
低レベル放射線廃棄物 放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 1 [約 1]	約 20 [約 20]	約 50 [約 50]	約 100 [約 100]																																																																												
放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 30 [約 30]	約 710 [約 200]	約 1,240 [約 570]	約 2,000 [約 800]																																																																												
放射能レベルの極めて低いもの (L3)	0 [0]	約 8,140 [約 1,470]	約 7,390 [約 7,400]	約 15,600 [約 8,900]																																																																												
放射性物質として扱う必要のないもの	0 [0]	約 5,200 [約 12,380]	約 30,550 [約 31,210]	約 35,800 [約 43,600]																																																																												
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生した廃棄物を含む)	約 110 [約 110]	約 900	約 197,400	約 198,300																																																																												
合計	約 200 [約 200]	約 14,900 [約 14,900]	約 236,600 [約 236,600]	約 251,600 [約 251,600]																																																																												
<p>1. 推定発生量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十トン単位で切り上げ (第 1 段階中の L1 を除く), 放射性廃棄物でないものの推定発生量 (第 1 段階中を除く) と合計値は百トン単位で切り上げた値である。 (端数処理のため合計値が一致しないことがある。) ・[] は, 解体後除染処理後の物量を示す。(除染係数を 100 とした。) ・第 2 段階及び第 3 段階以降の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 <p>2. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転期間・放射能減衰期間は, 運転開始から平成 27 年 4 月 1 日までの期間における, 原子炉起動停止の運転履歴を基に設定した。 ・放射能濃度は, 設計情報を基に設定した。 <p>3. 放射能レベル区分値は, 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L1 の区分値の上限は, 「原子炉等規制法施行令」第 31 条に定める放射能濃度 ・L1 と L2 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 1 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L2 と L3 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 2 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L3 と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は, 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第 1 第 1 欄の 33 種類の放射性物質の放射能濃度を, 別表第 1 第 2 欄の放射能濃度で除した割合の合計値として 0.5 					<p>1. 推定発生量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十トン単位で切り上げ (第 1 段階中の L1 を除く), 放射性廃棄物でないものの推定発生量 (第 1 段階中を除く) と合計値は百トン単位で切り上げた値である。 (端数処理のため合計値が一致しないことがある。) ・[] は, 解体後除染処理後の物量を示す。(除染係数を 100 とした。) ・第 2 段階及び第 3 段階以降の推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。 <p>2. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転期間・放射能減衰期間は, 運転開始から平成 27 年 4 月 1 日までの期間における, 原子炉起動停止の運転履歴を基に設定した。 ・放射能濃度は, 設計情報を基に設定した。 <p>3. 放射能レベル区分値は, 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L1 の区分値の上限は, 「原子炉等規制法施行令」第 31 条に定める放射能濃度 ・L1 と L2 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 1 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L2 と L3 の区分値は, 「第二種廃棄物埋設規則」別表第 2 に定める放射能濃度の 10 分の 1 ・L3 と放射性物質として扱う必要のないものの区分値は, 「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第 1 第 1 欄の 33 種類の放射性物質の放射能濃度を, 別表第 1 第 2 欄の放射能濃度で除した割合の合計値として 0.5 																																																																											

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>(中略)</p>  <p>(注)：第2段階中は放射性粉じん等の粒子状放射性物質のみが発生する。</p> <p>図10-3(1) 放射性気体廃棄物の処理処分フロー(1号炉) 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後</p>	<p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>(注)：第2段階中は放射性粉じん等の粒子状放射性物質のみが発生する。</p> <p>図 10-3 (2) <u>放射性気体廃棄物の処理処分フロー</u> (2号炉) 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後</p>	<p>(注)：第2段階中は放射性粉じん等の粒子状放射性物質のみが発生する。</p> <p>図 10-3 放射性気体廃棄物の処理処分フロー 放射性気体廃棄物の放出経路変更工事完了後</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p>機器ドレン処理系 機器ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 機器ドレンサンプルタンク → 再使用 ろ過装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 脱塩装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>床ドレン処理系 床ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 床ドレンサンプルタンク → 再使用 ろ過装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>再生廃液処理系 廃液中和タンク → 廃液濃縮器 → 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>洗濯廃液系 受タンク → ろ過装置 → 3号炉高電導度廃液収集タンクへ</p> <p>シャワードレン系 シャワードレンタンク → ろ過装置 → ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出 受タンク → ろ過装置 → ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>3号炉各建屋ストームドレンより</p> <p>1号または2号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>図 10-4 (1) 放射性液体廃棄物の処理処分フロー (1号炉)</p> <p>(注) * : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 ** : 1号及び2号炉共用 は必要に応じて使用する</p>	<p>機器ドレン処理系 機器ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 機器ドレンサンプルタンク → 再使用 ろ過装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 脱塩装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>床ドレン処理系 床ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 床ドレンサンプルタンク → 再使用 ろ過装置 → フィルタスラッジ貯蔵タンクへ 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>再生廃液処理系 廃液中和タンク → 廃液濃縮器 → 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>洗濯廃液系 受タンク → ろ過装置 → 3号炉高電導度廃液収集タンクへ</p> <p>シャワードレン系 シャワードレンタンク → ろ過装置 → ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出 受タンク → ろ過装置 → ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>3号炉各建屋ストームドレンより</p> <p>1号または2号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>図 10-4 (1) 放射性液体廃棄物の処理処分フロー (1号炉)</p> <p>(注) * : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 ** : 1号及び2号炉共用 は必要に応じて使用する</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

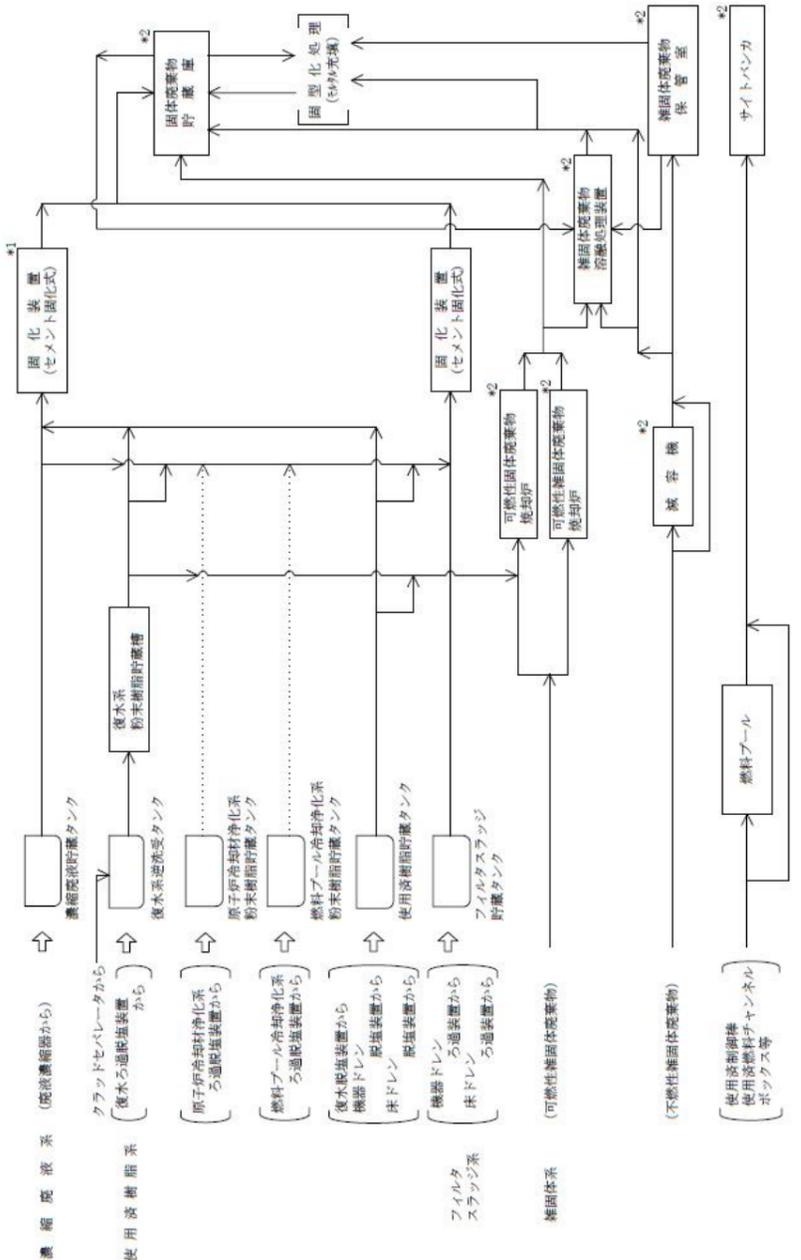
変更前	変更後	理由
<p>機器ドレン処理系 機器ドレン収集槽 → ろ過装置 → 脱塩装置 → 機器ドレンサンプルタンク → 使用済樹脂貯蔵タンク → 再使用</p> <p>床ドレン処理系 機器ドレンサージ槽 → 床ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 床ドレンサンプルタンク → 使用済樹脂貯蔵タンク → 再使用</p> <p>化学廃液処理系 雑廃液処理系 再生廃液処理系 ろ過装置 → 廃液濃縮器 → 濃縮廃液貯蔵タンク → 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>洗濯廃液系 ろ過装置 → 3号炉高電導度廃液収集タンクへ</p> <p>シャワードレン系 3号炉各建屋 ストームドレンより ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>(注) * : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 ** : 1号及び2号炉共用, 既設 は必要に応じて使用する</p>	<p>機器ドレン処理系 機器ドレン収集槽 → ろ過装置 → 脱塩装置 → 機器ドレンサンプルタンク → 使用済樹脂貯蔵タンク → 再使用</p> <p>床ドレン処理系 機器ドレンサージ槽 → 床ドレン収集タンク → ろ過装置 → 脱塩装置 → 床ドレンサンプルタンク → 使用済樹脂貯蔵タンク → 再使用</p> <p>化学廃液処理系 雑廃液処理系 再生廃液処理系 ろ過装置 → 廃液濃縮器 → 濃縮廃液貯蔵タンク → 濃縮廃液貯蔵タンクへ</p> <p>洗濯廃液系 ろ過装置 → 3号炉高電導度廃液収集タンクへ</p> <p>シャワードレン系 3号炉各建屋 ストームドレンより ろ過装置 → サンプルタンク → 3号または4号炉復水器冷却水放水路へ放出</p> <p>(注) * : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用 ** : 1号及び2号炉共用, 既設 は必要に応じて使用する</p>	<p>・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

図10-4 (2) 放射性液体廃棄物の処理処分フロー (2号炉)

図10-4 放射性液体廃棄物の処理処分フロー

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">*1 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用 平成23年1月28日付け, 平成21・10・16原第1号をもって原子炉設置変更許可を受けた固体廃棄物処理系の固化装置 (1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用) の 固化材の変更 (プラスチックからセメント) の反映。当該装置は, 3号, 4号, 5号炉との共用設備として, 電気事業法に基づく使用前検査合格後から使用する。</p> <p style="text-align: center;">*2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用, 既設</p> </div> <p style="text-align: center;">図 10-5 (1) 放射性固体廃棄物の処理フロー (1号炉) 第1段階及び第2段階当初</p>		<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十】

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">*1 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用 平成23年1月28日付け, 平成21・10・16原第1号をもって原子炉設置変更許可を受けた固体廃棄物処理系の固化装置 (1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用) の固化材の変更 (プラスチックからセメント) の反映。当該装置は, 3号, 4号, 5号炉との共用設備として, 電気事業法に基づく使用前検査合格後から使用する。</p> <p style="text-align: center;">*2 1号, 2号, 3号, 4号及び5号炉共用, 既設</p> <p style="text-align: center;">図10-6 (1) 放射性固体廃棄物の処理フロー (1号炉) 第2段階終了時点</p>		<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十一 廃止措置の工程

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【本文十一】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、<u>1号及び2号原子炉施設ともに</u>2036年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表11-1に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、表11-1の工程表の終了時期以外の時間軸は、図5-1に記載した工事の順序を遵守して、各段階毎に管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2036年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表11-1に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期にわたるものであるため、表11-1の工程表の終了時期以外の時間軸は、図5-1に記載した工事の順序を遵守して、各段階毎に管理しつつ工事を実施していく。</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添 付 書 類

今回の変更申請に係る浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

- 添付書類一 既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
- 添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
- 添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
- 添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書
- 添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
- 添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
- 添付書類七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書
- 添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

添付書類一 既に使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付一】

変更前	変更後	理由
<p><u>A. 1号炉</u> <u>使用済燃料は平成17年11月11日に原子炉の炉心から取り出す作業を完了し、これを「実用炉規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。ただし、平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号改正前のもの。）」第7条の規定に基づく記録（浜岡1号機炉心配置図）に記載している。本記録は燃料体の配置又は配置替えの都度作成することとなっており、1号炉については、平成17年11月11日以降、新たな炉心配置図は作成していない。空白は燃料が装荷されていない状態を示す。</u> <u>平成21年2月5日から2月6日にかけて、「原子炉等規制法」第68条第1項の規定に基づき、原子力安全・保安院による立入検査が実施され、原子炉内に燃料が装荷されていないこと、「保安規定」に基づく「原子炉運転終了に伴う措置」として原子炉内に燃料を装荷しないこと等が遵守されていることの確認を受けた。</u></p> <p><u>B. 2号炉</u> 使用済燃料は平成16年3月1日に原子炉の炉心から取り出す作業を完了し、これを「実用炉規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。ただし、平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号改正前のもの。）」第7条の規定に基づく記録（浜岡2号機炉心配置図）に記載している。本記録は燃料体の配置又は配置替えの都度作成することとなっており、2号炉については、平成16年3月1日以降、新たな炉心配置図は作成していない。空白は燃料が装荷されていない状態を示す。 平成21年2月5日から2月6日にかけて、「原子炉等規制法」第68条第1項の規定に基づき、原子力安全・保安院による立入検査が実施され、原子炉内に燃料が装荷されていないこと、「保安規定」に基づく「原子炉運転終了に伴う措置」として原子炉内に燃料を装荷しないこと等が遵守されていることの確認を受けた。</p>	<p>使用済燃料は平成16年3月1日に原子炉の炉心から取り出す作業を完了し、これを「実用炉規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。ただし、平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号改正前のもの。）」第7条の規定に基づく記録（浜岡2号機炉心配置図）に記載している。本記録は燃料体の配置又は配置替えの都度作成することとなっており、2号炉については、平成16年3月1日以降、新たな炉心配置図は作成していない。空白は燃料が装荷されていない状態を示す。 平成21年2月5日から2月6日にかけて、「原子炉等規制法」第68条第1項の規定に基づき、原子力安全・保安院による立入検査が実施され、原子炉内に燃料が装荷されていないこと、「保安規定」に基づく「原子炉運転終了に伴う措置」として原子炉内に燃料を装荷しないこと等が遵守されていることの確認を受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付一】

変更前	変更後	理由															
<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">保存期間 : 解体後10年間 保存期限 : 無期</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">保安規定第119条に基づく記録</td> <td style="width: 10%;">確認</td> <td style="width: 10%;">確認</td> <td style="width: 20%;">原子炉科課長</td> <td style="width: 10%;">作成</td> </tr> <tr> <td>計量管理規定第40条に基づく記録</td> <td>原子炉主任技術者</td> <td>計量管理責任者</td> <td>承認</td> <td>審査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>署名</td> <td>署名</td> <td>署名</td> <td>署名</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">NO. 246 H17年11月11日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">浜岡1号機 炉心配置図</div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">浜岡1号機 炉心配置図 (平成17年11月11日作成)</div> </div>	保安規定第119条に基づく記録	確認	確認	原子炉科課長	作成	計量管理規定第40条に基づく記録	原子炉主任技術者	計量管理責任者	承認	審査		署名	署名	署名	署名		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
保安規定第119条に基づく記録	確認	確認	原子炉科課長	作成													
計量管理規定第40条に基づく記録	原子炉主任技術者	計量管理責任者	承認	審査													
	署名	署名	署名	署名													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付二】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>本頁は、核物質防護に関わる情報のため、公開しないこととしております。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付三】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置中における放射線管理の方法を示すとともに、想定される被ばく線量評価を実施することにより、<u>1号及び2号原子炉施設の廃止措置に伴う被ばくが合理的に達成可能な限り低いことを確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. 1. 4 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく評価 1号及び2号炉原子炉運転中において、人が居住する可能性のある周辺監視区域境界外における直接線量及びスカイシャイン線量は、空気カーマで $50\mu\text{Gy}/\text{y}$ を下回る。 第1段階中は、廃止措置対象施設内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の定期点検時と同等の状態が継続する。また、既存の建屋及び構築物等を維持する。 原子炉運転中、直接線及びスカイシャイン線に主に寄与する<u>タービン建屋</u>からの線量は、主蒸気中に含まれる N-16 を線源としている。1号及び2号炉は、ともに運転を停止してから長期間が経過していること、N-16 の半減期は約7秒であることから、タービン建家からの線量は無視できる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 ① 評価前提 a. 評価対象設備 <u>第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備</u>を対象とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2号原子炉施設の廃止措置中における放射線管理の方法を示すとともに、想定される被ばく線量評価を実施することにより、2号原子炉施設の廃止措置に伴う被ばくが合理的に達成可能な限り低いことを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 1. 4 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく評価 1号及び2号炉原子炉運転中において、人が居住する可能性のある周辺監視区域境界外における直接線量及びスカイシャイン線量は、空気カーマで $50\mu\text{Gy}/\text{y}$ を下回る。 第1段階中は、廃止措置対象施設内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の定期点検時と同等の状態が継続する。また、既存の建屋及び構築物等を維持する。 原子炉運転中、直接線及びスカイシャイン線に主に寄与する<u>タービン建家</u>からの線量は、主蒸気中に含まれる N-16 を線源としている。1号及び2号炉は、ともに運転を停止してから長期間が経過していること、N-16 の半減期は約7秒であることから、タービン建家からの線量は無視できる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 2. 1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 ① 評価前提 a. 評価対象設備 <u>第2段階対象設備</u>を対象とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・記載の適正化(用語の統一)</p> <p>・記載の適正化(用語の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付三】

変更前	変更後	理由
<p><u>(c) 1号炉希ガスホールドアップ装置建家等の解体撤去工事</u> <u>1号炉希ガスホールドアップ装置建家等の汚染レベル</u> <u>は、「(a) 設備の解体撤去工事」の汚染設備と比較して十分</u> <u>低く、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の放出量はわ</u> <u>ずかであることから、「(a) 設備の解体撤去工事」に包含さ</u> <u>れるとみなす。</u></p> <p>② 推定放出量 汚染設備の解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の放出量は、解体対象物切断部分の存在量に、切断作業に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合を乗じ、建屋排気フィルタ等の捕集効率及び仮設の汚染拡大防止囲いからの漏えい割合を考慮して求め、<u>第2段階で解体又は解体に着手する対象設備</u>を解体撤去した場合に伴う累積放出量として求める。また、切断方法は、気中機械的切断として評価する。</p> <p>被ばく評価に用いる放射性物質の放射エネルギーは、「添付書類五核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」で評価する平成27年4月1日時点のものとし、解体撤去工事の工程による放射能減衰を考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(中略)</p> <p>解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータを表3-3に示す。パラメータのうち汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率(D_{F2})を考慮する場合に加え汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率(D_{F2})を考慮しない場合を想定するとともに、解体撤去工事における放射性核種<i>i</i>の排気中移行率(F_{Ai})の設定において欠損容積率及び欠損面積率のばらつきを考慮し、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を想定する。</p> <p>切断作業時の建屋からの漏えいは、換気設備を維持管理することから、漏えいの可能性は低いため無視する。</p> <p>以上より、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の環境への推定放出量は、表3-4のとおり <u>1号炉約 2.2×10^6 Bq</u>～<u>約 3.6×10^8 Bq</u>、<u>2号炉約 1.5×10^6 Bq</u>～<u>約 2.5×10^8 Bq</u>となる。</p> <p>(中略)</p>	<p>② 推定放出量 汚染設備の解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の放出量は、解体対象物切断部分の存在量に、切断作業に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合を乗じ、建屋排気フィルタ等の捕集効率及び仮設の汚染拡大防止囲いからの漏えい割合を考慮して求め、<u>第2段階対象設備</u>を解体撤去した場合に伴う累積放出量として求める。また、切断方法は、気中機械的切断として評価する。</p> <p>被ばく評価に用いる放射性物質の放射エネルギーは、「添付書類五核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」で評価する平成27年4月1日時点のものとし、解体撤去工事の工程による放射能減衰を考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(中略)</p> <p>解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータを表3-3に示す。パラメータのうち汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率(D_{F2})を考慮する場合に加え汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率(D_{F2})を考慮しない場合を想定するとともに、解体撤去工事における放射性核種<i>i</i>の排気中移行率(F_{Ai})の設定において欠損容積率及び欠損面積率のばらつきを考慮し、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を想定する。</p> <p>切断作業時の建屋からの漏えいは、換気設備を維持管理することから、漏えいの可能性は低いため無視する。</p> <p>以上より、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の環境への推定放出量は、表3-4のとおり <u>2号炉約 1.5×10^6 Bq</u>～<u>約 2.5×10^8 Bq</u>となる。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(用語の統一) 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付三】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(3) 線量評価結果</p> <p>粒子状放射性物質の放出による周辺公衆の実効線量の評価結果を表3-5に示す。</p> <p>1号及び2号炉の粒子状放射性物質による実効線量の最大値は、4号排気筒の西北西約910mの周辺監視区域境界において、合計値約2.5×10^{-2} $\mu\text{Sv}/\text{y}$～約4.2 $\mu\text{Sv}/\text{y}$となる。<u>(第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備の全てを1年間で解体撤去するとした時の評価値。)</u></p> <p>この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$(1号及び2号炉からの放射性希ガスのγ線に起因する実効線量)を下回る。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆の影響が約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$を下回るようにする。放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了までは排気筒において、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後は新たに設ける排気口において粒子状放射性物質を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</p> <p>第2段階中の放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び2号炉合計3.7×10^8 Bq/y(Co-60)と設定する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(3) 線量評価結果</p> <p>粒子状放射性物質の放出による周辺公衆の実効線量の評価結果を表3-5に示す。</p> <p>1号及び2号炉の粒子状放射性物質による実効線量の最大値は、4号排気筒の西北西約910mの周辺監視区域境界において、合計値約2.5×10^{-2} $\mu\text{Sv}/\text{y}$～約4.2 $\mu\text{Sv}/\text{y}$となる。<u>(第2段階対象設備の全てを1年間で解体撤去するとした時の評価値。)</u></p> <p>この値は、廃止措置の基本方針としている「原子炉設置許可申請書」に記載の値約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$(1号及び2号炉からの放射性希ガスのγ線に起因する実効線量)を下回る。</p> <p>放射性気体廃棄物の放出にあたっては、放射性気体廃棄物による周辺公衆の影響が約$12\mu\text{Sv}/\text{y}$を下回るようにする。放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了までは排気筒において、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後は新たに設ける排気口において粒子状放射性物質を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</p> <p>第2段階中の放出管理目標値は、粒子状放射性物質の環境への放出量の変動を考慮し、1号及び2号炉合計3.7×10^8 Bq/y(Co-60)と設定する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (用語の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付三】

変更前					変更後					理由
表 3-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ (第2段階)					表 3-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ (第2段階)					・記載の適正化 (表現の統一)
パラメータ	単位	数値		備考	パラメータ	単位	数値		備考	
F_{Ai} : 解体撤去工事による放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率	-	8.0×10^{-6}	*1	放射化機器の気中切断時	F_{Ai} : 解体撤去工事による放射性核種 <i>i</i> の排気中移行率	-	8.0×10^{-6}	*1	放射化機器の気中切断時	
		2.0×10^{-5}	*2				2.0×10^{-5}	*2		
	-	1.2×10^{-2}	*1	汚染機器の気中切断時		-		1.2×10^{-2}	*1	
		3.0×10^{-2}	*2				3.0×10^{-2}	*2		
D_{F1} : 局所回収設備フィルタの捕集効率	-	0			D_{F1} : 局所回収設備フィルタの捕集効率	-	0			
D_{F2} : 汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	-	0.99	*3	考慮する場合 (高性能粒子フィルタを使用)	D_{F2} : 汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	-	0.99	*3	考慮する場合 (高性能粒子フィルタを使用)	
		0		考慮しない場合			0		考慮しない場合	
D_{F3} : 建屋排気フィルタの捕集効率	-	0.99		高性能粒子フィルタを使用	D_{F3} : 建屋排気フィルタの捕集効率	-	0.99		高性能粒子フィルタを使用	
r_1 : 局所回収設備による吸引割合	-	0			r_1 : 局所回収設備による吸引割合	-	0			
r_2 : 汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	-	1			r_2 : 汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	-	1			
r_3 : 汚染拡大防止囲いの漏えい率	-	0.005	*3		r_3 : 汚染拡大防止囲いの漏えい率	-	0.005	*3		
r_4 : 建屋の漏えい率	-	0			r_4 : 建屋の漏えい率	-	0			
*1 欠損容積率又は欠損面積率を 4%と設定し、 <u>粒子飛散率</u> (*3) を組み合わせた *2 欠損容積率又は欠損面積率を 10%と設定し、 <u>粒子飛散率</u> (*3) を組み合わせた *3 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック (第3次版)」(平成19年)から引用					*1 欠損容積率又は欠損面積率を 4%と設定し、 <u>粒子飛散率</u> (*3) を組み合わせた *2 欠損容積率又は欠損面積率を 10%と設定し、 <u>粒子飛散率</u> (*3) を組み合わせた *3 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック (第3次版)」(平成19年)から引用					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付三】

変更前						変更後						理由
表3-4 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質*の環境への推定放出量(第2段階)						表3-4 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質*の環境への推定放出量(第2段階)						・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
単位	数値				単位	数値						
	欠損容積率又は欠損面積率		4%	欠損容積率又は欠損面積率		4%	欠損容積率又は欠損面積率		10%			
	汚染拡大防止囲いフィルタ		有	汚染拡大防止囲いフィルタ		有	汚染拡大防止囲いフィルタ		無			
1号炉	Bq	<u>Co-60</u>	約 1.3×10^6	<u>Co-60</u>	約 2.2×10^8	2号炉	Bq	Co-60	約 1.0×10^6	Co-60	約 1.7×10^8	
		<u>Cm-244</u>	約 2.7×10^2	<u>Cm-244</u>	約 4.6×10^4			Cm-244	約 1.7×10^2	Cm-244	約 2.9×10^4	
		<u>Pu-241</u>	約 4.8×10^3	<u>Pu-241</u>	約 8.1×10^5			Pu-241	約 3.1×10^3	Pu-241	約 5.2×10^5	
		<u>Pu-238</u>	約 9.5×10^1	<u>Pu-238</u>	約 1.6×10^4			Pu-238	約 5.6×10^1	Pu-238	約 9.4×10^3	
		<u>Pu-239</u>	約 5.7×10^1	<u>Pu-239</u>	約 9.5×10^3			Pu-239	約 3.3×10^1	Pu-239	約 5.5×10^3	
		<u>C-14</u>	約 2.7×10^5	<u>C-14</u>	約 4.5×10^7			C-14	約 1.4×10^5	C-14	約 2.4×10^7	
		<u>Ni-63</u>	約 5.9×10^5	<u>Ni-63</u>	約 9.9×10^7			Ni-63	約 3.5×10^5	Ni-63	約 5.8×10^7	
		合計	約 2.2×10^6	合計	約 3.6×10^8			Cs-137	約 2.3×10^3	Cs-137	約 3.9×10^5	
2号炉	Bq	Co-60	約 1.0×10^6	Co-60	約 1.7×10^8	合計	約 1.5×10^6	合計	約 2.5×10^8			
		Cm-244	約 1.7×10^2	Cm-244	約 2.9×10^4	* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種						
		Pu-241	約 3.1×10^3	Pu-241	約 5.2×10^5							
		Pu-238	約 5.6×10^1	Pu-238	約 9.4×10^3							
		Pu-239	約 3.3×10^1	Pu-239	約 5.5×10^3							
		C-14	約 1.4×10^5	C-14	約 2.4×10^7							
		Ni-63	約 3.5×10^5	Ni-63	約 5.8×10^7							
		Cs-137	約 2.3×10^3	Cs-137	約 3.9×10^5							
合計	約 1.5×10^6	合計	約 2.5×10^8									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類四 廃止措置中の過失，機械又は装置の故障，地震，火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類，程度，影響等に関する説明書

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置に関連して、過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に放射性物質の放出を伴う事故とその影響を選定し、周辺監視区域境界外における周辺公衆の実効線量を評価する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2 事故の想定</p> <p>1号及び2号炉における炉心からの燃料の取り出しは既に完了しており、第1段階は、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、一部期間において使用済燃料を貯蔵していること、廃止措置対象施設内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の定期点検時と同等の状態が継続することから、第1段階中に想定すべき事故は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における事故時評価のうち、定期点検中の代表事象として評価されている「燃料集合体の落下」を参考に、使用済燃料貯蔵施設内の燃料集合体の落下を想定する。</p> <p>地震は、「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計が考慮された原子炉施設（建屋及び設備）のうち必要な機能を必要な期間継続して維持管理することから、事故の誘引になることはないと考えられ、起因事象としては想定しない。</p> <p>火災は、火災防護対策が考慮された原子炉施設のうち必要な機能を必要な期間継続して維持管理することから、事故の誘引になることはないと考えられ、起因事象としては想定しない。</p> <p>(中略)</p>	<p>2号原子炉施設の廃止措置に関連して、過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に放射性物質の放出を伴う事故とその影響を選定し、周辺監視区域境界外における周辺公衆の実効線量を評価する。</p> <p>(中略)</p> <p>1.2 事故の想定</p> <p>2号炉における炉心からの燃料の取り出しは既に完了しており、第1段階は、「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、一部期間において使用済燃料を貯蔵していること、廃止措置対象施設内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の定期点検時と同等の状態が継続することから、第1段階中に想定すべき事故は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における事故時評価のうち、定期点検中の代表事象として評価されている「燃料集合体の落下」を参考に、使用済燃料貯蔵施設内の燃料集合体の落下を想定する。</p> <p>地震は、「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計が考慮された原子炉施設（建屋及び設備）のうち必要な機能を必要な期間継続して維持管理することから、事故の誘引になることはないと考えられ、起因事象としては想定しない。</p> <p>火災は、火災防護対策が考慮された原子炉施設のうち必要な機能を必要な期間継続して維持管理することから、事故の誘引になることはないと考えられ、起因事象としては想定しない。</p> <p>(中略)</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 第2段階中</p> <p>2.1 事故時における周辺公衆の被ばく評価</p> <p>第2段階中の事故時における発電所周辺公衆の被ばく評価は、旧原子力安全委員会指針「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」にもとづき、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、旧原子力安全委員会指針「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>評価にあたっては、以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 旧原子炉安全基準専門部会報告書「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 「学会標準2009」 <p>第1段階中に実施した汚染状況の調査結果「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」及び第2段階における解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質を考慮する。</p> <p>(中略)</p>	<p>2 第2段階中</p> <p>2.1 事故時における周辺公衆の被ばく評価</p> <p>第2段階中の事故時における発電所周辺公衆の被ばく評価は、旧原子力安全委員会指針「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」に基づき、想定する起因事象から放射性物質の放出量が最大である事故を想定し、旧原子力安全委員会指針「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」の拡散式を用いて、放射性物質の放出量を算出した上で、放出放射性物質に起因する実効線量を評価する。</p> <p>評価にあたっては、以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 旧原子炉安全基準専門部会報告書「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」 「学会標準2009」 <p>第1段階中に実施した汚染状況の調査結果「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」及び第2段階における解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質を考慮する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (表現の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変更前	変更後	理由
<p>(9) 地震</p> <p>「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間継続して維持管理すること、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」, 「(4) 動的機器の機能停止」, 「(5) 弁の誤開閉」, 「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」, 「(5) 弁の誤開閉」, 「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することにより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「<u>②建屋排気フィルタの破損事故</u>」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「<u>②建屋排気フィルタの破損事故</u>」を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3. 1 粒子状放射性物質の大気中への放出量</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>a. <u>第2段階中に実施又は着手する工事</u>において、「汚染設備」の解体撤去工事によって発生する粒子状放射性物質が飛散し、汚染拡大防止囲いフィルタ及び建屋排気フィルタに回収されるものとする。作業途中の汚染拡大防止囲いフィルタ及び建屋排気フィルタの交換は考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(9) 地震</p> <p>「原子炉設置許可申請書」に記載の耐震設計を考慮している原子炉施設(建屋及び設備)のうち必要な機能を必要とする期間継続して維持管理すること、第1段階中に1号及び2号炉から、全ての燃料の搬出を完了したことから、地震が周辺公衆の被ばくに大きな影響を与える事故の誘因となることはないため、起因事象として想定しない。</p> <p>以上から、「(1) 火災」, 「(4) 動的機器の機能停止」, 「(5) 弁の誤開閉」, 「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象が想定できる。しかし、「(4) 動的機器の機能停止」, 「(5) 弁の誤開閉」, 「(6) 異常切断」及び「(7) 外部電源の喪失」の事象は、事故が発生した時点で作業を中断することにより、粒子状放射性物質の大気放出を制限できるため、放出源となる放射性物質の移動・挙動が同一になる「(1) 火災」の「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」に包絡される。</p> <p>「(1) 火災」のうち、「①汚染拡大防止囲いフィルタの破損」では、火災によって作業環境中に放出された粒子状放射性物質は、建屋排気フィルタを通して大気に放出されることから「<u>②建屋排気フィルタの破損</u>」に包絡される。したがって、最も影響の大きい事故として「<u>②建屋排気フィルタの破損</u>」を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3. 1 粒子状放射性物質の大気中への放出量</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>a. <u>第2段階対象設備の工事</u>において、「汚染設備」の解体撤去工事によって発生する粒子状放射性物質が飛散し、汚染拡大防止囲いフィルタ及び建屋排気フィルタに回収されるものとする。作業途中の汚染拡大防止囲いフィルタ及び建屋排気フィルタの交換は考慮せず、保守的に評価する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (表現の統一)</p> <p>・記載の適正化 (用語の統一)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変更前	変更後	理由																	
<p>(2) 評価結果 上記の前提条件に基づいて計算した粒子状放射性物質の大気中への放出量は表4-4のとおり <u>1号炉約 8.9×10^7 Bq</u>、2号炉約 <u>6.8×10^7 Bq</u> となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の評価方法に基づき周辺監視区域境界外の実効線量を評価した結果を表4-5に示す。最大の実効線量は、<u>1号炉で約 1.3×10^{-1} mSv</u>、2号炉で約 8.6×10^{-2} mSv であり、<u>いずれも旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5mSv</u> を下回る。なお、評価対象核種としてそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種以外の残り10%に相当する核種の寄与分を考慮して1.2倍しても <u>1号炉で約 1.6×10^{-1} mSv</u>、2号炉で約 1.1×10^{-1} mSv であり、5mSv を下回る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 評価結果 上記の前提条件に基づいて計算した粒子状放射性物質の大気中への放出量は表4-4のとおり 2号炉約 <u>1.1×10^{10} Bq</u> となる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 評価結果 上記の評価方法に基づき周辺監視区域境界外の実効線量を評価した結果を表4-5に示す。最大の実効線量は、2号炉で約 8.6×10^{-2} mSv であり、旧原子力安全委員会指針「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に記載された事故時評価の判断基準である 5mSv を下回る。なお、評価対象核種としてそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種以外の残り10%に相当する核種の寄与分を考慮して1.2倍しても 2号炉で約 1.1×10^{-1} mSv であり、5mSv を下回る。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化(記載内容の整合) 																	
<p>表4-1 核分裂生成物放出量(第1段階)</p> <table border="1" data-bbox="181 1430 1308 1713"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">核分裂生成物放出量 (Bq)</th> </tr> <tr> <th><u>1号炉</u></th> <th><u>2号炉</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)</td> <td><u>約 3.3×10^{11}</u></td> <td>約 3.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>よう素 (I-129)</td> <td><u>約 2.7×10^6</u></td> <td>約 2.7×10^6</td> </tr> </tbody> </table>		核分裂生成物放出量 (Bq)		<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>	希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)	<u>約 3.3×10^{11}</u>	約 3.8×10^{11}	よう素 (I-129)	<u>約 2.7×10^6</u>	約 2.7×10^6	<p>表4-1 核分裂生成物放出量(第1段階)</p> <table border="1" data-bbox="1409 1430 2537 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th>核分裂生成物放出量 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)</td> <td>約 3.8×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>よう素 (I-129)</td> <td>約 2.7×10^6</td> </tr> </tbody> </table>		核分裂生成物放出量 (Bq)	希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)	約 3.8×10^{11}	よう素 (I-129)	約 2.7×10^6	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
		核分裂生成物放出量 (Bq)																	
	<u>1号炉</u>	<u>2号炉</u>																	
希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)	<u>約 3.3×10^{11}</u>	約 3.8×10^{11}																	
よう素 (I-129)	<u>約 2.7×10^6</u>	約 2.7×10^6																	
	核分裂生成物放出量 (Bq)																		
希ガス (Kr-85) (Y線実効エネルギー0.5MeV換算値)	約 3.8×10^{11}																		
よう素 (I-129)	約 2.7×10^6																		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変更前				変更後				理由	
表4-2 実効線量(第1段階)				表4-2 実効線量(第1段階)				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 	
		実効線量(mSv)				実効線量(mSv)			
		1号炉	2号炉						
希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量		約 <u>5.0×10^{-5}</u>	約 5.8×10^{-5}	希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量		約 5.8×10^{-5}			
よう素の内部被ばくによる実効線量		約 <u>2.5×10^{-7}</u>	約 2.5×10^{-7}	よう素の内部被ばくによる実効線量		約 2.5×10^{-7}			
合計		約 <u>5.0×10^{-5}</u>	約 5.8×10^{-5}	合計		約 5.8×10^{-5}			
表4-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ(第2段階)				表4-3 解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の環境への放出量評価に使用するパラメータ(第2段階)				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 	
パラメータ	単位	数値		備考	パラメータ	単位	数値		備考
<u>A_{Ri}</u> : 事故Rに係わる設備中の放射性核種 <i>i</i> の存在量(1号炉)	Bq	<u>Co-60</u>	約 5.0×10^{11}	*1 タービン建家内の「汚染設備」 *2	<u>A_{Ri}</u> : 事故Rに係わる設備中の放射性核種 <i>i</i> の存在量	Bq	Co-60	約 3.8×10^{11}	*1 タービン建家内の「汚染設備」 *2
		<u>Cm-244</u>	約 1.1×10^8				Cm-244	約 6.5×10^7	
		<u>Pu-238</u>	約 3.7×10^7				<u>Pu-238</u>	約 2.1×10^7	
		<u>Pu-241</u>	約 1.9×10^9				<u>Pu-241</u>	約 1.2×10^9	
		<u>Pu-239</u>	約 2.2×10^7						
<u>A_{Ri}</u> : 事故Rに係わる設備中の放射性核種 <i>i</i> の存在量(2号炉)	Bq	Co-60	約 3.8×10^{11}	*1 タービン建家内の「汚染設備」 *2	F_{Ri} : 事故Rにおける放射性核種 <i>i</i> の飛散・漏出率	-	3.0×10^{-2}	*3	気中機械的切断
		Cm-244	約 6.5×10^7		D_{F1} : 局所回収設備フィルタの捕集効率	-	0		
		Pu-238	約 2.1×10^7		D_{F2} : 汚染拡大防止囲いフィルタの捕集効率	-	0		
		Pu-241	約 1.2×10^9		D_{F3} : 建屋排気フィルタの捕集効率	-	0.99		高性能粒子フィルタを使用
r_1 : 局所回収設備による吸引割合	-	0							
r_2 : 汚染拡大防止囲い内で粒子状放射性物質が付着・沈着を逃れる割合	-	1							
r_3 : 汚染拡大防止囲いの漏えい率	-	0.005	*4						
r_4 : 建屋の漏えい率	-	0							
*1 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種				*1 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種				<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(用語の統一、表現の統一) 	
*2 第2段階で解体撤去する対象物から算出				*2 第2段階対象設備から算出					
*3 欠損容積率又は欠損面積率を10%と設定し、粒子飛散率(*4)を組み合わせた				*3 欠損容積率又は欠損面積率を10%と設定し、粒子飛散率(*4)を組み合わせた					
*4 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック(第3次版)」(平成19年)から引用				*4 財団法人電力中央研究所:「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック(第3次版)」(平成19年)から引用					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付四】

変更前				変更後				理由
表4-4 粒子状放射性物質*の大気中への放出量(第2段階)				表4-4 粒子状放射性物質*の大気中への放出量(第2段階)				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
		単位	数値			単位	数値	
1号炉	Bq	Co-60	約 1.5×10^{10}	2号炉	Bq	Co-60	約 1.1×10^{10}	
		Cm-244	約 3.1×10^6			Cm-244	約 1.9×10^6	
		Pu-238	約 1.1×10^6			Pu-238	約 6.3×10^5	
		Pu-241	約 5.6×10^7			Pu-241	約 3.5×10^7	
		Pu-239	約 6.5×10^5					
		合計	約 1.5×10^{10}			合計	約 1.1×10^{10}	
* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種				* 評価対象核種はそれぞれの被ばく経路ごとに実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種				<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
表4-5 実効線量の評価結果*(第2段階)				表4-5 実効線量の評価結果*(第2段階)				
		実効線量(mSv)				実効線量(mSv)		
		1号炉	2号炉					
放射性雲からの外部被ばく		約 1.0×10^{-4}	約 7.7×10^{-5}	放射性雲からの外部被ばく		約 7.7×10^{-5}		
吸入摂取による内部被ばく		約 1.3×10^{-1}	約 8.6×10^{-2}	吸入摂取による内部被ばく		約 8.6×10^{-2}		
合計		約 1.3×10^{-1}	約 8.6×10^{-2}	合計		約 8.6×10^{-2}		
* それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種の合計値。				* それぞれの被ばく経路ごとの実効線量の値は、実効線量へ大きく(90%以上)寄与する核種の合計値。				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

記述の一部を，浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前	変更後	理由																				
<p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="261 478 1240 1192"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L1 区分値の上限</td> <td>「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度</td> </tr> <tr> <td>L1 と L2 の区分値</td> <td>「核燃料物質又は核燃料物質に<u>よって</u>汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1</td> </tr> <tr> <td>L2 と L3 の区分値</td> <td>「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1</td> </tr> <tr> <td>L3 と CL の区分値</td> <td>「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	放射能レベル区分	考え方	L1 区分値の上限	「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度	L1 と L2 の区分値	「核燃料物質又は核燃料物質に <u>よって</u> 汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1	L2 と L3 の区分値	「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1	L3 と CL の区分値	「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5	<p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1481 478 2490 1150"> <thead> <tr> <th>放射能レベル区分</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L1 区分値の上限</td> <td>「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度</td> </tr> <tr> <td>L1 と L2 の区分値</td> <td>「核燃料物質又は核燃料物質に<u>よって</u>汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1</td> </tr> <tr> <td>L2 と L3 の区分値</td> <td>「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1</td> </tr> <tr> <td>L3 と CL の区分値</td> <td>「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	放射能レベル区分	考え方	L1 区分値の上限	「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度	L1 と L2 の区分値	「核燃料物質又は核燃料物質に <u>よって</u> 汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1	L2 と L3 の区分値	「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1	L3 と CL の区分値	「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5	<p>・記載の適正化 (表現の統一)</p>
放射能レベル区分	考え方																					
L1 区分値の上限	「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度																					
L1 と L2 の区分値	「核燃料物質又は核燃料物質に <u>よって</u> 汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1																					
L2 と L3 の区分値	「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1																					
L3 と CL の区分値	「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5																					
放射能レベル区分	考え方																					
L1 区分値の上限	「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度																					
L1 と L2 の区分値	「核燃料物質又は核燃料物質に <u>よって</u> 汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(以下、「第二種廃棄物埋設規則」という。)別表第1に定める放射能濃度の10分の1																					
L2 と L3 の区分値	「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1																					
L3 と CL の区分値	「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5																					
<p>3. 2 <u>第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備</u> <u>第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備</u>(以下、「第2段階対象設備」という。)の放射エネルギーを核種ごとに放射化汚染及び二次的な汚染に分けて評価した結果を表5-4に示す。 第2段階対象設備の物量を放射能レベル区分ごとに整理した結果を表5-5に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>3. 2 <u>第2段階対象設備</u> <u>第2段階対象設備</u>の放射エネルギーを核種ごとに放射化汚染及び二次的な汚染に分けて評価した結果を表5-4に示す。 第2段階対象設備の物量を放射能レベル区分ごとに整理した結果を表5-5に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化 (用語の統一、用語定義の記載位置変更)</p>																				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前		変更後			理由
表5-2(1) 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果(1号炉)(1/2) 平成27年4月1日時点(単位: Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
1	H-3	2.4E+13	3.6E+10	2.4E+13	
2	Be-10	2.6E+08	2.1E+03	2.6E+08	
3	C-14	4.6E+12	2.7E+11	4.8E+12	
4	S-35	5.0E+01	1.8E-09	5.0E+01	
5	Cl-36	1.4E+09	1.1E+07	1.4E+09	
6	Ca-41	1.4E+10	4.0E+04	1.4E+10	
7	Sc-46	3.6E+03	8.6E-09	3.6E+03	
8	Mn-54	1.8E+10	8.6E+07	1.8E+10	
9	Fe-55	1.4E+15	5.2E+11	1.4E+15	
10	Fe-59	1.0E+00	1.8E-21	1.0E+00	
11	Co-58	8.4E+01	2.0E-08	8.4E+01	
12	Co-60	3.3E+15	5.1E+12	3.3E+15	
13	Ni-59	2.4E+13	2.1E+10	2.4E+13	
14	Ni-63	2.6E+15	2.3E+12	2.6E+15	
15	Zn-65	1.6E+08	8.9E+04	1.6E+08	
16	Se-79	5.4E+07	5.9E+03	5.4E+07	
17	Sr-90	1.4E+08	2.8E+10	2.8E+10	
18	Zr-93	5.7E+05	2.6E+05	8.3E+05	
19	Nb-94	6.3E+10	1.1E+09	6.4E+10	
20	Nb-95	1.5E-01	5.3E-31	1.5E-01	
21	Mo-93	3.3E+10	5.7E+06	3.3E+10	
22	Tc-99	5.5E+09	1.4E+08	5.6E+09	
23	Ru-106	1.1E+04	1.6E+07	1.6E+07	
24	Ag-108m	4.5E+10	1.2E+06	4.5E+10	
25	Ag-110m	3.8E+07	3.9E+04	3.8E+07	
26	Cd-113m	7.8E+11	2.0E+06	7.8E+11	
27	Sn-126	1.7E+03	7.4E+04	7.6E+04	
28	Sb-124	1.1E+01	9.1E-15	1.1E+01	
29	Sb-125	1.2E+10	4.2E+07	1.2E+10	
30	Te-123m	1.7E+02	1.1E-02	1.7E+02	
31	Te-125m	3.0E+09	1.4E-17	3.0E+09	
32	I-129	2.9E+07	3.6E+05	3.0E+07	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前		変更後			理由
表5-2(1) 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果(1号炉)(2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
33	Cs-134	9.4E+13	9.8E+07	9.4E+13	
34	Cs-137	2.8E+08	3.8E+09	4.1E+09	
35	Ba-133	1.7E+12	3.9E+07	1.7E+12	
36	La-137	2.8E+05	1.2E+01	2.8E+05	
37	Ce-144	3.0E+03	1.1E+06	1.1E+06	
38	Pm-147	1.4E+12	9.7E+08	1.4E+12	
39	Sm-151	4.8E+11	1.2E+08	4.8E+11	
40	Eu-152	1.7E+11	7.1E+05	1.7E+11	
41	Eu-154	3.2E+12	4.6E+08	3.2E+12	
42	Tb-160	5.2E+02	4.6E-10	5.2E+02	
43	Ho-166m	3.5E+09	6.3E+06	3.5E+09	
44	Lu-176	2.1E+07	9.4E-02	2.1E+07	
45	Ta-182	1.5E+04	1.5E+00	1.5E+04	
46	Ir-192m	2.1E+11	9.4E+07	2.1E+11	
47	Pt-193	1.2E+14	2.8E+09	1.2E+14	
48	U-234	3.3E+08	2.9E+05	3.4E+08	
49	U-235	1.5E+07	1.0E+04	1.5E+07	
50	U-236	4.6E+02	3.0E+04	3.0E+04	
51	U-238	3.3E+08	3.4E+05	3.3E+08	
52	Np-237	1.1E+02	3.0E+04	3.0E+04	
53	Pu-238	1.4E+06	3.8E+08	3.8E+08	
54	Pu-239	3.1E+06	2.2E+08	2.3E+08	
55	Pu-240	7.7E+05	1.5E+08	1.5E+08	
56	Pu-241	3.0E+07	1.9E+10	1.9E+10	
57	Pu-242	1.6E+03	7.0E+05	7.0E+05	
58	Am-241	1.3E+06	4.1E+07	4.2E+07	
59	Am-242m	1.9E+04	1.7E+06	1.7E+06	
60	Am-243	1.2E+04	9.8E+06	9.8E+06	
61	Cm-242	1.5E+04	1.4E+01	1.5E+04	
62	Cm-244	6.8E+05	1.1E+09	1.1E+09	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前					変更後					理由
表5-2(2) 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果(2号炉)(1/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					表5-2 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果(1/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
1	H-3	3.6E+13	5.0E+10	3.6E+13	1	H-3	3.6E+13	5.0E+10	3.6E+13	
2	Be-10	3.4E+08	2.0E+03	3.4E+08	2	Be-10	3.4E+08	2.0E+03	3.4E+08	
3	C-14	5.9E+12	2.7E+11	6.1E+12	3	C-14	5.9E+12	2.7E+11	6.1E+12	
4	S-35	1.3E+03	1.3E-06	1.3E+03	4	S-35	1.3E+03	1.3E-06	1.3E+03	
5	Cl-36	1.7E+09	1.4E+07	1.7E+09	5	Cl-36	1.7E+09	1.4E+07	1.7E+09	
6	Ca-41	9.6E+09	3.7E+04	9.6E+09	6	Ca-41	9.6E+09	3.7E+04	9.6E+09	
7	Sc-46	1.1E+05	8.1E-06	1.1E+05	7	Sc-46	1.1E+05	8.1E-06	1.1E+05	
8	Mn-54	1.4E+11	5.1E+08	1.4E+11	8	Mn-54	1.4E+11	5.1E+08	1.4E+11	
9	Fe-55	2.9E+15	8.7E+11	2.9E+15	9	Fe-55	2.9E+15	8.7E+11	2.9E+15	
10	Fe-59	5.8E+02	7.4E-16	5.8E+02	10	Fe-59	5.8E+02	7.4E-16	5.8E+02	
11	Co-58	4.7E+03	6.7E-05	4.7E+03	11	Co-58	4.7E+03	6.7E-05	4.7E+03	
12	Co-60	5.4E+15	6.4E+12	5.4E+15	12	Co-60	5.4E+15	6.4E+12	5.4E+15	
13	Ni-59	3.1E+13	1.9E+10	3.1E+13	13	Ni-59	3.1E+13	1.9E+10	3.1E+13	
14	Ni-63	3.4E+15	2.2E+12	3.4E+15	14	Ni-63	3.4E+15	2.2E+12	3.4E+15	
15	Zn-65	2.1E+09	9.0E+05	2.1E+09	15	Zn-65	2.1E+09	9.0E+05	2.1E+09	
16	Se-79	7.5E+07	5.5E+03	7.5E+07	16	Se-79	7.5E+07	5.5E+03	7.5E+07	
17	Sr-90	1.7E+08	2.7E+10	2.8E+10	17	Sr-90	1.7E+08	2.7E+10	2.8E+10	
18	Zr-93	7.4E+05	2.4E+05	9.9E+05	18	Zr-93	7.4E+05	2.4E+05	9.9E+05	
19	Nb-94	8.8E+10	9.9E+08	8.9E+10	19	Nb-94	8.8E+10	9.9E+08	8.9E+10	
20	Nb-95	1.2E+01	7.7E-24	1.2E+01	20	Nb-95	1.2E+01	7.7E-24	1.2E+01	
21	Mo-93	4.9E+10	5.4E+06	4.9E+10	21	Mo-93	4.9E+10	5.4E+06	4.9E+10	
22	Tc-99	8.1E+09	1.3E+08	8.2E+09	22	Tc-99	8.1E+09	1.3E+08	8.2E+09	
23	Ru-106	6.2E+04	7.1E+07	7.1E+07	23	Ru-106	6.2E+04	7.1E+07	7.1E+07	
24	Ag-108m	5.9E+10	1.1E+06	5.9E+10	24	Ag-108m	5.9E+10	1.1E+06	5.9E+10	
25	Ag-110m	5.6E+08	3.7E+05	5.6E+08	25	Ag-110m	5.6E+08	3.7E+05	5.6E+08	
26	Cd-113m	1.1E+12	2.1E+06	1.1E+12	26	Cd-113m	1.1E+12	2.1E+06	1.1E+12	
27	Sn-126	2.2E+03	6.9E+04	7.2E+04	27	Sn-126	2.2E+03	6.9E+04	7.2E+04	
28	Sb-124	1.2E+03	1.3E-10	1.2E+03	28	Sb-124	1.2E+03	1.3E-10	1.2E+03	
29	Sb-125	2.8E+10	7.0E+07	2.8E+10	29	Sb-125	2.8E+10	7.0E+07	2.8E+10	
30	Te-123m	5.3E+03	1.3E+00	5.3E+03	30	Te-123m	5.3E+03	1.3E+00	5.3E+03	
31	Te-125m	6.8E+09	3.2E-13	6.8E+09	31	Te-125m	6.8E+09	3.2E-13	6.8E+09	
32	I-129	4.1E+07	3.3E+05	4.1E+07	32	I-129	4.1E+07	3.3E+05	4.1E+07	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前					変更後					理由
表5-2 (2) 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果 (2号炉) (2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					表5-2 廃止措置対象施設全体の放射エネルギー評価結果 (2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
33	Cs-134	2.4E+14	2.4E+08	2.4E+14	33	Cs-134	2.4E+14	2.4E+08	2.4E+14	
34	Cs-137	3.9E+08	4.6E+09	5.0E+09	34	Cs-137	3.9E+08	4.6E+09	5.0E+09	
35	Ba-133	2.5E+12	4.3E+07	2.5E+12	35	Ba-133	2.5E+12	4.3E+07	2.5E+12	
36	La-137	3.4E+05	1.2E+01	3.4E+05	36	La-137	3.4E+05	1.2E+01	3.4E+05	
37	Ce-144	2.4E+04	7.6E+06	7.6E+06	37	Ce-144	2.4E+04	7.6E+06	7.6E+06	
38	Pm-147	3.0E+12	1.7E+09	3.0E+12	38	Pm-147	3.0E+12	1.7E+09	3.0E+12	
39	Sm-151	6.6E+11	1.1E+08	6.6E+11	39	Sm-151	6.6E+11	1.1E+08	6.6E+11	
40	Eu-152	1.5E+11	7.5E+05	1.5E+11	40	Eu-152	1.5E+11	7.5E+05	1.5E+11	
41	Eu-154	4.8E+12	5.2E+08	4.8E+12	41	Eu-154	4.8E+12	5.2E+08	4.8E+12	
42	Tb-160	2.7E+04	1.3E-06	2.7E+04	42	Tb-160	2.7E+04	1.3E-06	2.7E+04	
43	Ho-166m	5.2E+09	5.9E+06	5.2E+09	43	Ho-166m	5.2E+09	5.9E+06	5.2E+09	
44	Lu-176	2.7E+07	8.8E-02	2.7E+07	44	Lu-176	2.7E+07	8.8E-02	2.7E+07	
45	Ta-182	2.8E+05	2.2E+02	2.8E+05	45	Ta-182	2.8E+05	2.2E+02	2.8E+05	
46	Ir-192m	2.7E+11	8.8E+07	2.7E+11	46	Ir-192m	2.7E+11	8.8E+07	2.7E+11	
47	Pt-193	1.8E+14	2.7E+09	1.8E+14	47	Pt-193	1.8E+14	2.7E+09	1.8E+14	
48	U-234	3.2E+08	2.7E+05	3.2E+08	48	U-234	3.2E+08	2.7E+05	3.2E+08	
49	U-235	1.5E+07	9.5E+03	1.5E+07	49	U-235	1.5E+07	9.5E+03	1.5E+07	
50	U-236	4.2E+02	2.8E+04	2.8E+04	50	U-236	4.2E+02	2.8E+04	2.8E+04	
51	U-238	3.1E+08	3.2E+05	3.1E+08	51	U-238	3.1E+08	3.2E+05	3.1E+08	
52	Np-237	1.2E+02	2.8E+04	2.8E+04	52	Np-237	1.2E+02	2.8E+04	2.8E+04	
53	Pu-238	2.2E+06	3.6E+08	3.6E+08	53	Pu-238	2.2E+06	3.6E+08	3.6E+08	
54	Pu-239	2.6E+06	2.1E+08	2.1E+08	54	Pu-239	2.6E+06	2.1E+08	2.1E+08	
55	Pu-240	1.0E+06	1.4E+08	1.4E+08	55	Pu-240	1.0E+06	1.4E+08	1.4E+08	
56	Pu-241	4.8E+07	2.0E+10	2.0E+10	56	Pu-241	4.8E+07	2.0E+10	2.0E+10	
57	Pu-242	2.3E+03	6.5E+05	6.6E+05	57	Pu-242	2.3E+03	6.5E+05	6.6E+05	
58	Am-241	1.8E+06	3.8E+07	4.0E+07	58	Am-241	1.8E+06	3.8E+07	4.0E+07	
59	Am-242m	3.2E+04	1.6E+06	1.6E+06	59	Am-242m	3.2E+04	1.6E+06	1.6E+06	
60	Am-243	1.9E+04	9.2E+06	9.2E+06	60	Am-243	1.9E+04	9.2E+06	9.2E+06	
61	Cm-242	2.6E+04	4.4E+02	2.7E+04	61	Cm-242	2.6E+04	4.4E+02	2.7E+04	
62	Cm-244	1.2E+06	1.1E+09	1.1E+09	62	Cm-244	1.2E+06	1.1E+09	1.1E+09	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前					変更後					理由																																																																	
⑤ 表5-3 汚染状況の調査結果（廃止措置対象施設全体） 平成27年4月1日時点（単位：トン）					表5-3 汚染状況の調査結果（廃止措置対象施設全体） 平成27年4月1日時点（単位：トン）					・記載の適正化（不要な記載の削除）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>合計値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル 放射性廃棄物</td> <td>L1</td> <td>約40 [約40]</td> <td>約50 [約50]</td> <td>約100 [約100]</td> </tr> <tr> <td>L2</td> <td>約1,360 [約370]</td> <td>約1,740 [約570]</td> <td>約3,100 [約1,000]</td> </tr> <tr> <td>L3</td> <td>約12,260 [約9,990]</td> <td>約15,530 [約8,860]</td> <td>約27,800 [約18,900]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CL</td> <td>約30,790 [約34,050]</td> <td>約35,750 [約43,580]</td> <td>約66,600 [約77,700]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)</td> <td>約155,500</td> <td>約198,200</td> <td>約353,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計値</td> <td>約199,900 [約199,900]</td> <td>約251,300 [約251,300]</td> <td>約451,200 [約451,200]</td> </tr> </tbody> </table>					放射能レベル区分		1号炉	2号炉	合計値		低レベル 放射性廃棄物	L1	約40 [約40]	約50 [約50]	約100 [約100]	L2	約1,360 [約370]	約1,740 [約570]	約3,100 [約1,000]	L3	約12,260 [約9,990]	約15,530 [約8,860]	約27,800 [約18,900]	CL		約30,790 [約34,050]	約35,750 [約43,580]	約66,600 [約77,700]	放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)		約155,500	約198,200	約353,700	合計値		約199,900 [約199,900]	約251,300 [約251,300]	約451,200 [約451,200]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射能レベル区分</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>合計値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低レベル 放射性廃棄物</td> <td>L1</td> <td>約40 [約40]</td> <td>約50 [約50]</td> <td>約100 [約100]</td> </tr> <tr> <td>L2</td> <td>約1,360 [約370]</td> <td>約1,740 [約570]</td> <td>約3,100 [約1,000]</td> </tr> <tr> <td>L3</td> <td>約12,260 [約9,990]</td> <td>約15,530 [約8,860]</td> <td>約27,800 [約18,900]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CL</td> <td>約30,790 [約34,050]</td> <td>約35,750 [約43,580]</td> <td>約66,600 [約77,700]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)</td> <td>約155,500</td> <td>約198,200</td> <td>約353,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計値</td> <td>約199,900 [約199,900]</td> <td>約251,300 [約251,300]</td> <td>約451,200 [約451,200]</td> </tr> </tbody> </table>					放射能レベル区分		1号炉	2号炉	合計値	低レベル 放射性廃棄物	L1	約40 [約40]	約50 [約50]	約100 [約100]	L2	約1,360 [約370]	約1,740 [約570]	約3,100 [約1,000]	L3	約12,260 [約9,990]	約15,530 [約8,860]	約27,800 [約18,900]	CL		約30,790 [約34,050]	約35,750 [約43,580]	約66,600 [約77,700]	放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)		約155,500	約198,200	約353,700	合計値		約199,900 [約199,900]	約251,300 [約251,300]
放射能レベル区分		1号炉	2号炉	合計値																																																																							
低レベル 放射性廃棄物	L1	約40 [約40]	約50 [約50]	約100 [約100]																																																																							
	L2	約1,360 [約370]	約1,740 [約570]	約3,100 [約1,000]																																																																							
	L3	約12,260 [約9,990]	約15,530 [約8,860]	約27,800 [約18,900]																																																																							
CL		約30,790 [約34,050]	約35,750 [約43,580]	約66,600 [約77,700]																																																																							
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)		約155,500	約198,200	約353,700																																																																							
合計値		約199,900 [約199,900]	約251,300 [約251,300]	約451,200 [約451,200]																																																																							
放射能レベル区分		1号炉	2号炉	合計値																																																																							
低レベル 放射性廃棄物	L1	約40 [約40]	約50 [約50]	約100 [約100]																																																																							
	L2	約1,360 [約370]	約1,740 [約570]	約3,100 [約1,000]																																																																							
	L3	約12,260 [約9,990]	約15,530 [約8,860]	約27,800 [約18,900]																																																																							
CL		約30,790 [約34,050]	約35,750 [約43,580]	約66,600 [約77,700]																																																																							
放射性廃棄物でないもの (管理区域外から発生したものを含む)		約155,500	約198,200	約353,700																																																																							
合計値		約199,900 [約199,900]	約251,300 [約251,300]	約451,200 [約451,200]																																																																							
1. 推定発生量 ・十トン単位で切り上げ、「放射性廃棄物でないもの（管理区域外から発生したものを含む）」と「合計値」は百トン単位で切り上げた値である。（端数処理のため合計値が一致しないことがある。） ・[] は、解体後除染処理後の物量を示す。（除染係数を100とした。） ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。					1. 推定発生量 ・十トン単位で切り上げ、「放射性廃棄物でないもの（管理区域外から発生したものを含む）」と「合計値」は百トン単位で切り上げた値である。（端数処理のため合計値が一致しないことがある。） ・[] は、解体後除染処理後の物量を示す。（除染係数を100とした。） ・推定発生量には付随廃棄物を含んでいない。																																																																						
2. 評価条件 ・運転期間・放射能減衰期間は、運転開始から平成27年4月1日までの期間における、原子炉起動停止の運転履歴を基に設定した。 ・放射能濃度は、設計情報を基に設定した。					2. 評価条件 ・運転期間・放射能減衰期間は、運転開始から平成27年4月1日までの期間における、原子炉起動停止の運転履歴を基に設定した。 ・放射能濃度は、設計情報を基に設定した。																																																																						
3. 放射能レベル区分値は、以下のとおり。 ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度 ・L1とL2の区分値は、「第二種廃棄物埋設規則」別表第1に定める放射能濃度の10分の1 ・L2とL3の区分値は、「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1 ・L3とCLの区分値は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を、別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5					3. 放射能レベル区分値は、以下のとおり。 ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度 ・L1とL2の区分値は、「第二種廃棄物埋設規則」別表第1に定める放射能濃度の10分の1 ・L2とL3の区分値は、「第二種廃棄物埋設規則」別表第2に定める放射能濃度の10分の1 ・L3とCLの区分値は、「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」別表第1第1欄の33種類の放射性物質の放射能濃度を、別表第1第2欄の放射能濃度で除した割合の合計値として0.5																																																																						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前		変更後			理由																																																																																																																																																																								
<p>表5-4 (1) 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果 (1号炉) (1/2)</p> <p>平成27年4月1日時点 (単位: Bq)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">核種名</th> <th colspan="3">放射エネルギー (Bq)</th> </tr> <tr> <th>放射化汚染</th> <th>二次的な汚染</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>H-3</td><td>8.1E+07</td><td>1.7E+10</td><td>1.7E+10</td></tr> <tr><td>2</td><td>Be-10</td><td>1.2E+03</td><td>3.4E+02</td><td>1.5E+03</td></tr> <tr><td>3</td><td>C-14</td><td>7.9E+06</td><td>1.5E+11</td><td>1.5E+11</td></tr> <tr><td>4</td><td>S-35</td><td>1.8E-10</td><td>2.8E-10</td><td>4.6E-10</td></tr> <tr><td>5</td><td>Cl-36</td><td>1.6E+05</td><td>1.4E+06</td><td>1.6E+06</td></tr> <tr><td>6</td><td>Ca-41</td><td>2.6E+03</td><td>5.7E+03</td><td>8.3E+03</td></tr> <tr><td>7</td><td>Sc-46</td><td>6.2E-08</td><td>1.2E-09</td><td>6.3E-08</td></tr> <tr><td>8</td><td>Mn-54</td><td>3.6E+04</td><td>1.2E+07</td><td>1.2E+07</td></tr> <tr><td>9</td><td>Fe-55</td><td>7.7E+09</td><td>7.4E+10</td><td>8.2E+10</td></tr> <tr><td>10</td><td>Fe-59</td><td>0.0E+00</td><td>2.5E-22</td><td>2.5E-22</td></tr> <tr><td>11</td><td>Co-58</td><td>0.0E+00</td><td>2.8E-09</td><td>2.8E-09</td></tr> <tr><td>12</td><td>Co-60</td><td>5.2E+09</td><td>7.2E+11</td><td>7.2E+11</td></tr> <tr><td>13</td><td>Ni-59</td><td>3.9E+07</td><td>2.9E+09</td><td>2.9E+09</td></tr> <tr><td>14</td><td>Ni-63</td><td>3.9E+09</td><td>3.3E+11</td><td>3.4E+11</td></tr> <tr><td>15</td><td>Zn-65</td><td>2.4E+02</td><td>1.3E+04</td><td>1.3E+04</td></tr> <tr><td>16</td><td>Se-79</td><td>6.7E+01</td><td>8.5E+02</td><td>9.1E+02</td></tr> <tr><td>17</td><td>Sr-90</td><td>4.8E+03</td><td>3.9E+09</td><td>3.9E+09</td></tr> <tr><td>18</td><td>Zr-93</td><td>5.3E+00</td><td>3.7E+04</td><td>3.7E+04</td></tr> <tr><td>19</td><td>Nb-94</td><td>1.0E+05</td><td>1.5E+08</td><td>1.5E+08</td></tr> <tr><td>20</td><td>Nb-95</td><td>0.0E+00</td><td>7.5E-32</td><td>7.5E-32</td></tr> <tr><td>21</td><td>Mo-93</td><td>4.1E+05</td><td>8.2E+05</td><td>1.2E+06</td></tr> <tr><td>22</td><td>Tc-99</td><td>7.4E+04</td><td>2.0E+07</td><td>2.0E+07</td></tr> <tr><td>23</td><td>Ru-106</td><td>1.3E-01</td><td>2.3E+06</td><td>2.3E+06</td></tr> <tr><td>24</td><td>Ag-108m</td><td>3.6E+05</td><td>1.7E+05</td><td>5.3E+05</td></tr> <tr><td>25</td><td>Ag-110m</td><td>1.2E+01</td><td>5.6E+03</td><td>5.6E+03</td></tr> <tr><td>26</td><td>Cd-113m</td><td>8.0E+07</td><td>2.9E+05</td><td>8.0E+07</td></tr> <tr><td>27</td><td>Sn-126</td><td>2.5E-02</td><td>1.1E+04</td><td>1.1E+04</td></tr> <tr><td>28</td><td>Sb-124</td><td>0.0E+00</td><td>1.3E-15</td><td>1.3E-15</td></tr> <tr><td>29</td><td>Sb-125</td><td>8.9E+05</td><td>6.0E+06</td><td>6.9E+06</td></tr> <tr><td>30</td><td>Te-123m</td><td>4.1E-05</td><td>1.6E-03</td><td>1.6E-03</td></tr> <tr><td>31</td><td>Te-125m</td><td>2.2E+05</td><td>2.0E-18</td><td>2.2E+05</td></tr> <tr><td>32</td><td>I-129</td><td>1.3E+02</td><td>5.0E+04</td><td>5.0E+04</td></tr> </tbody> </table>					No.	核種名	放射エネルギー (Bq)			放射化汚染	二次的な汚染	合計	1	H-3	8.1E+07	1.7E+10	1.7E+10	2	Be-10	1.2E+03	3.4E+02	1.5E+03	3	C-14	7.9E+06	1.5E+11	1.5E+11	4	S-35	1.8E-10	2.8E-10	4.6E-10	5	Cl-36	1.6E+05	1.4E+06	1.6E+06	6	Ca-41	2.6E+03	5.7E+03	8.3E+03	7	Sc-46	6.2E-08	1.2E-09	6.3E-08	8	Mn-54	3.6E+04	1.2E+07	1.2E+07	9	Fe-55	7.7E+09	7.4E+10	8.2E+10	10	Fe-59	0.0E+00	2.5E-22	2.5E-22	11	Co-58	0.0E+00	2.8E-09	2.8E-09	12	Co-60	5.2E+09	7.2E+11	7.2E+11	13	Ni-59	3.9E+07	2.9E+09	2.9E+09	14	Ni-63	3.9E+09	3.3E+11	3.4E+11	15	Zn-65	2.4E+02	1.3E+04	1.3E+04	16	Se-79	6.7E+01	8.5E+02	9.1E+02	17	Sr-90	4.8E+03	3.9E+09	3.9E+09	18	Zr-93	5.3E+00	3.7E+04	3.7E+04	19	Nb-94	1.0E+05	1.5E+08	1.5E+08	20	Nb-95	0.0E+00	7.5E-32	7.5E-32	21	Mo-93	4.1E+05	8.2E+05	1.2E+06	22	Tc-99	7.4E+04	2.0E+07	2.0E+07	23	Ru-106	1.3E-01	2.3E+06	2.3E+06	24	Ag-108m	3.6E+05	1.7E+05	5.3E+05	25	Ag-110m	1.2E+01	5.6E+03	5.6E+03	26	Cd-113m	8.0E+07	2.9E+05	8.0E+07	27	Sn-126	2.5E-02	1.1E+04	1.1E+04	28	Sb-124	0.0E+00	1.3E-15	1.3E-15	29	Sb-125	8.9E+05	6.0E+06	6.9E+06	30	Te-123m	4.1E-05	1.6E-03	1.6E-03	31	Te-125m	2.2E+05	2.0E-18	2.2E+05	32	I-129	1.3E+02	5.0E+04	5.0E+04	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射エネルギー (Bq)																																																																																																																																																																											
		放射化汚染	二次的な汚染	合計																																																																																																																																																																									
1	H-3	8.1E+07	1.7E+10	1.7E+10																																																																																																																																																																									
2	Be-10	1.2E+03	3.4E+02	1.5E+03																																																																																																																																																																									
3	C-14	7.9E+06	1.5E+11	1.5E+11																																																																																																																																																																									
4	S-35	1.8E-10	2.8E-10	4.6E-10																																																																																																																																																																									
5	Cl-36	1.6E+05	1.4E+06	1.6E+06																																																																																																																																																																									
6	Ca-41	2.6E+03	5.7E+03	8.3E+03																																																																																																																																																																									
7	Sc-46	6.2E-08	1.2E-09	6.3E-08																																																																																																																																																																									
8	Mn-54	3.6E+04	1.2E+07	1.2E+07																																																																																																																																																																									
9	Fe-55	7.7E+09	7.4E+10	8.2E+10																																																																																																																																																																									
10	Fe-59	0.0E+00	2.5E-22	2.5E-22																																																																																																																																																																									
11	Co-58	0.0E+00	2.8E-09	2.8E-09																																																																																																																																																																									
12	Co-60	5.2E+09	7.2E+11	7.2E+11																																																																																																																																																																									
13	Ni-59	3.9E+07	2.9E+09	2.9E+09																																																																																																																																																																									
14	Ni-63	3.9E+09	3.3E+11	3.4E+11																																																																																																																																																																									
15	Zn-65	2.4E+02	1.3E+04	1.3E+04																																																																																																																																																																									
16	Se-79	6.7E+01	8.5E+02	9.1E+02																																																																																																																																																																									
17	Sr-90	4.8E+03	3.9E+09	3.9E+09																																																																																																																																																																									
18	Zr-93	5.3E+00	3.7E+04	3.7E+04																																																																																																																																																																									
19	Nb-94	1.0E+05	1.5E+08	1.5E+08																																																																																																																																																																									
20	Nb-95	0.0E+00	7.5E-32	7.5E-32																																																																																																																																																																									
21	Mo-93	4.1E+05	8.2E+05	1.2E+06																																																																																																																																																																									
22	Tc-99	7.4E+04	2.0E+07	2.0E+07																																																																																																																																																																									
23	Ru-106	1.3E-01	2.3E+06	2.3E+06																																																																																																																																																																									
24	Ag-108m	3.6E+05	1.7E+05	5.3E+05																																																																																																																																																																									
25	Ag-110m	1.2E+01	5.6E+03	5.6E+03																																																																																																																																																																									
26	Cd-113m	8.0E+07	2.9E+05	8.0E+07																																																																																																																																																																									
27	Sn-126	2.5E-02	1.1E+04	1.1E+04																																																																																																																																																																									
28	Sb-124	0.0E+00	1.3E-15	1.3E-15																																																																																																																																																																									
29	Sb-125	8.9E+05	6.0E+06	6.9E+06																																																																																																																																																																									
30	Te-123m	4.1E-05	1.6E-03	1.6E-03																																																																																																																																																																									
31	Te-125m	2.2E+05	2.0E-18	2.2E+05																																																																																																																																																																									
32	I-129	1.3E+02	5.0E+04	5.0E+04																																																																																																																																																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前		変更後			理由
表5-4 (1) 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果 (1号炉) (2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
No.	核種名	放射エネルギー (Bq)			
		放射化汚染	二次的な汚染	合計	
33	Cs-134	1.3E+08	3.4E+07	1.6E+08	
34	Cs-137	5.1E+03	1.3E+09	1.3E+09	
35	Ba-133	3.6E+06	5.6E+06	9.2E+06	
36	La-137	2.9E+00	1.8E+00	4.7E+00	
37	Ce-144	1.0E-01	1.5E+05	1.5E+05	
38	Pm-147	6.3E+06	1.4E+08	1.5E+08	
39	Sm-151	1.7E+07	1.7E+07	3.4E+07	
40	Eu-152	1.4E+07	1.0E+05	1.4E+07	
41	Eu-154	9.4E+05	6.6E+07	6.7E+07	
42	Tb-160	5.5E-11	6.6E-11	1.2E-10	
43	Ho-166m	2.3E+04	9.0E+05	9.2E+05	
44	Lu-176	7.4E+06	1.4E-02	7.4E+06	
45	Ta-182	1.9E-03	2.1E-01	2.1E-01	
46	Ir-192m	7.4E+06	1.3E+07	2.1E+07	
47	Pt-193	2.4E+07	3.9E+08	4.2E+08	
48	U-234	5.9E+05	4.1E+04	6.3E+05	
49	U-235	2.7E+04	1.4E+03	2.8E+04	
50	U-236	3.4E-02	4.2E+03	4.2E+03	
51	U-238	5.7E+05	4.9E+04	6.2E+05	
52	Np-237	2.3E-03	4.2E+03	4.2E+03	
53	Pu-238	6.2E-06	5.3E+07	5.3E+07	
54	Pu-239	2.2E+02	3.2E+07	3.2E+07	
55	Pu-240	2.0E-04	2.2E+07	2.2E+07	
56	Pu-241	6.3E-09	2.7E+09	2.7E+09	
57	Pu-242	0.0E+00	9.9E+04	9.9E+04	
58	Am-241	3.1E-10	5.8E+06	5.8E+06	
59	Am-242m	0.0E+00	2.3E+05	2.3E+05	
60	Am-243	0.0E+00	1.4E+06	1.4E+06	
61	Cm-242	0.0E+00	1.9E+00	1.9E+00	
62	Cm-244	0.0E+00	1.5E+08	1.5E+08	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前					変更後					理由
表5-4(2) 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果(2号炉)(1/2) 平成27年4月1日時点 (単位:Bq)					表5-4 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果(1/2) 平成27年4月1日時点 (単位:Bq)					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・記載の適正化(不要な記載の削除)
No.	核種名	放射エネルギー(Bq)			No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
		放射化汚染	二次的な汚染	合計						
1	H-3	4.0E+07	1.9E+10	1.9E+10	1	H-3	4.0E+07	1.9E+10	1.9E+10	
2	Be-10	5.6E+02	2.7E+02	8.3E+02	2	Be-10	5.6E+02	2.7E+02	8.3E+02	
3	C-14	3.6E+06	7.9E+10	7.9E+10	3	C-14	3.6E+06	7.9E+10	7.9E+10	
4	S-35	6.9E-08	1.7E-07	2.4E-07	4	S-35	6.9E-08	1.7E-07	2.4E-07	
5	Cl-36	7.1E+04	7.3E+06	7.4E+06	5	Cl-36	7.1E+04	7.3E+06	7.4E+06	
6	Ca-41	1.2E+03	3.5E+03	4.6E+03	6	Ca-41	1.2E+03	3.5E+03	4.6E+03	
7	Sc-46	2.7E-05	7.5E-07	2.8E-05	7	Sc-46	2.7E-05	7.5E-07	2.8E-05	
8	Mn-54	2.9E+05	4.5E+07	4.5E+07	8	Mn-54	2.9E+05	4.5E+07	4.5E+07	
9	Fe-55	5.4E+09	7.6E+10	8.2E+10	9	Fe-55	5.4E+09	7.6E+10	8.2E+10	
10	Fe-59	0.0E+00	6.5E-17	6.5E-17	10	Fe-59	0.0E+00	6.5E-17	6.5E-17	
11	Co-58	4.6E-09	5.8E-06	5.8E-06	11	Co-58	4.6E-09	5.8E-06	5.8E-06	
12	Co-60	3.2E+09	5.6E+11	5.6E+11	12	Co-60	3.2E+09	5.6E+11	5.6E+11	
13	Ni-59	1.7E+07	1.7E+09	1.7E+09	13	Ni-59	1.7E+07	1.7E+09	1.7E+09	
14	Ni-63	1.8E+09	1.9E+11	2.0E+11	14	Ni-63	1.8E+09	1.9E+11	2.0E+11	
15	Zn-65	1.2E+03	7.8E+04	7.9E+04	15	Zn-65	1.2E+03	7.8E+04	7.9E+04	
16	Se-79	4.2E+01	5.1E+02	5.5E+02	16	Se-79	4.2E+01	5.1E+02	5.5E+02	
17	Sr-90	2.3E+03	2.4E+09	2.4E+09	17	Sr-90	2.3E+03	2.4E+09	2.4E+09	
18	Zr-93	3.0E+00	2.1E+04	2.1E+04	18	Zr-93	3.0E+00	2.1E+04	2.1E+04	
19	Nb-94	6.1E+04	8.7E+07	8.7E+07	19	Nb-94	6.1E+04	8.7E+07	8.7E+07	
20	Nb-95	0.0E+00	6.8E-25	6.8E-25	20	Nb-95	0.0E+00	6.8E-25	6.8E-25	
21	Mo-93	3.3E+05	5.0E+05	8.3E+05	21	Mo-93	3.3E+05	5.0E+05	8.3E+05	
22	Tc-99	5.9E+04	1.1E+07	1.1E+07	22	Tc-99	5.9E+04	1.1E+07	1.1E+07	
23	Ru-106	3.0E-01	6.2E+06	6.2E+06	23	Ru-106	3.0E-01	6.2E+06	6.2E+06	
24	Ag-108m	1.9E+05	1.0E+05	2.9E+05	24	Ag-108m	1.9E+05	1.0E+05	2.9E+05	
25	Ag-110m	6.8E+01	3.5E+04	3.5E+04	25	Ag-110m	6.8E+01	3.5E+04	3.5E+04	
26	Cd-113m	5.0E+07	2.0E+05	5.0E+07	26	Cd-113m	5.0E+07	2.0E+05	5.0E+07	
27	Sn-126	1.2E-02	6.4E+03	6.4E+03	27	Sn-126	1.2E-02	6.4E+03	6.4E+03	
28	Sb-124	3.2E-13	1.2E-11	1.2E-11	28	Sb-124	3.2E-13	1.2E-11	1.2E-11	
29	Sb-125	1.1E+06	6.5E+06	7.6E+06	29	Sb-125	1.1E+06	6.5E+06	7.6E+06	
30	Te-123m	3.8E-03	1.2E-01	1.3E-01	30	Te-123m	3.8E-03	1.2E-01	1.3E-01	
31	Te-125m	2.7E+05	3.0E-14	2.7E+05	31	Te-125m	2.7E+05	3.0E-14	2.7E+05	
32	I-129	8.5E+01	2.9E+04	2.9E+04	32	I-129	8.5E+01	2.9E+04	2.9E+04	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前					変更後					理由
表5-4(2) 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果(2号炉)(2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					表5-4 第2段階対象設備の放射エネルギー評価結果(2/2) 平成27年4月1日時点 (単位: Bq)					<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・記載の適正化(不要な記載の削除)
No.	核種名	放射エネルギー (Bq)			No.	核種名	放射化汚染	二次的な汚染	合計	
		放射化汚染	二次的な汚染	合計						
33	Cs-134	1.4E+08	6.9E+07	2.1E+08	33	Cs-134	1.4E+08	6.9E+07	2.1E+08	
34	Cs-137	2.5E+03	1.3E+09	1.3E+09	34	Cs-137	2.5E+03	1.3E+09	1.3E+09	
35	Ba-133	2.0E+06	4.0E+06	5.9E+06	35	Ba-133	2.0E+06	4.0E+06	5.9E+06	
36	La-137	1.7E+00	1.1E+00	2.8E+00	36	La-137	1.7E+00	1.1E+00	2.8E+00	
37	Ce-144	3.3E-01	7.0E+05	7.0E+05	37	Ce-144	3.3E-01	7.0E+05	7.0E+05	
38	Pm-147	5.0E+06	1.5E+08	1.6E+08	38	Pm-147	5.0E+06	1.5E+08	1.6E+08	
39	Sm-151	1.1E+07	1.0E+07	2.2E+07	39	Sm-151	1.1E+07	1.0E+07	2.2E+07	
40	Eu-152	6.9E+06	6.9E+04	7.0E+06	40	Eu-152	6.9E+06	6.9E+04	7.0E+06	
41	Eu-154	6.0E+05	4.8E+07	4.9E+07	41	Eu-154	6.0E+05	4.8E+07	4.9E+07	
42	Tb-160	1.1E-07	1.2E-07	2.3E-07	42	Tb-160	1.1E-07	1.2E-07	2.3E-07	
43	Ho-166m	1.5E+04	5.5E+05	5.6E+05	43	Ho-166m	1.5E+04	5.5E+05	5.6E+05	
44	Lu-176	9.0E+06	8.2E-03	9.0E+06	44	Lu-176	9.0E+06	8.2E-03	9.0E+06	
45	Ta-182	2.1E-01	1.9E+01	1.9E+01	45	Ta-182	2.1E-01	1.9E+01	1.9E+01	
46	Ir-192m	3.6E+06	7.7E+06	1.1E+07	46	Ir-192m	3.6E+06	7.7E+06	1.1E+07	
47	Pt-193	1.7E+07	2.3E+08	2.5E+08	47	Pt-193	1.7E+07	2.3E+08	2.5E+08	
48	U-234	6.7E+05	2.4E+04	7.0E+05	48	U-234	6.7E+05	2.4E+04	7.0E+05	
49	U-235	3.1E+04	8.3E+02	3.2E+04	49	U-235	3.1E+04	8.3E+02	3.2E+04	
50	U-236	1.6E-02	2.4E+03	2.4E+03	50	U-236	1.6E-02	2.4E+03	2.4E+03	
51	U-238	6.6E+05	2.8E+04	6.9E+05	51	U-238	6.6E+05	2.8E+04	6.9E+05	
52	Np-237	3.6E-03	2.4E+03	2.4E+03	52	Np-237	3.6E-03	2.4E+03	2.4E+03	
53	Pu-238	3.3E-06	3.1E+07	3.1E+07	53	Pu-238	3.3E-06	3.1E+07	3.1E+07	
54	Pu-239	1.3E+02	1.8E+07	1.8E+07	54	Pu-239	1.3E+02	1.8E+07	1.8E+07	
55	Pu-240	3.6E-05	1.3E+07	1.3E+07	55	Pu-240	3.6E-05	1.3E+07	1.3E+07	
56	Pu-241	4.9E-10	1.7E+09	1.7E+09	56	Pu-241	4.9E-10	1.7E+09	1.7E+09	
57	Pu-242	0.0E+00	5.7E+04	5.7E+04	57	Pu-242	0.0E+00	5.7E+04	5.7E+04	
58	Am-241	2.1E-11	3.3E+06	3.3E+06	58	Am-241	2.1E-11	3.3E+06	3.3E+06	
59	Am-242m	0.0E+00	1.4E+05	1.4E+05	59	Am-242m	0.0E+00	1.4E+05	1.4E+05	
60	Am-243	0.0E+00	8.0E+05	8.0E+05	60	Am-243	0.0E+00	8.0E+05	8.0E+05	
61	Cm-242	0.0E+00	3.9E+01	3.9E+01	61	Cm-242	0.0E+00	3.9E+01	3.9E+01	
62	Cm-244	0.0E+00	9.5E+07	9.5E+07	62	Cm-244	0.0E+00	9.5E+07	9.5E+07	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付五】

変更前	変更後	理由
<p>図5-4 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布（1号炉，2号炉 共通） （平成27年4月1日時点）</p>	<p>図5-4 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布（1号炉，2号炉 共通） （平成27年4月1日時点）</p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化（凡例記載の見直し）

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に
関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由
(中略)		(中略)		
(建屋・構築物)		(建屋・構築物)		
機能	性能維持施設	機能	性能維持施設	
<u>【1号炉】</u>				
<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	<u>原子炉建家</u> <u>廃棄物処理建家</u> <u>タービン建家</u> <u>希ガスホールドアップ装置建家</u> <u>復水ろ過脱塩装置建家</u> <u>原子炉建家外壁</u> <u>廃棄物処理建家外壁</u>	放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
<u>放射線遮へい機能</u>	<u>原子炉建家</u> <u>廃棄物処理建家</u> <u>タービン建家</u> <u>希ガスホールドアップ装置建家</u> <u>復水ろ過脱塩装置建家</u> <u>原子炉建家外壁</u> <u>廃棄物処理建家外壁</u> <u>原子炉容器外側の壁</u> <u>ドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く）</u>	放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く）	
<u>【2号炉】</u>				
放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	放射性物質漏えい防止機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く）	放射線遮へい機能	原子炉建家 廃棄物処理建家 タービン建家 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁 原子炉容器外側の壁 ドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上の遮へいプラグを除く）	
(中略)		(中略)		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由								
<p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備 放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="210 583 1255 716"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>排気口 <u>(1号炉及び2号炉)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	排気口 <u>(1号炉及び2号炉)</u>	<p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備 放射性気体廃棄物を適切に放出するため、「放出経路確保機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="1463 583 2507 716"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>排気口</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	排気口	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
機能	性能維持施設									
放出経路確保機能	排気口 <u>(1号炉及び2号炉)</u>									
機能	性能維持施設									
放出経路確保機能	排気口									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由
(放射性液体廃棄物の廃棄設備)		(放射性液体廃棄物の廃棄設備)		・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
機能	性能維持施設	機能	性能維持施設	
<u>【1号炉】</u>				
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプル槽 機器ドレンサージ槽 ろ過装置(常用) (予備) 脱塩装置	
	床ドレン処理系	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク(再使用系) 床ドレンサンプルタンク(放出系) ろ過装置 脱塩装置	
	再生廃液処理系	化学廃液処理系	雑廃液サージ槽 再生廃液収集タンク 廃液濃縮器	
	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	
放出経路確保機能	復水器冷却水放水路	放出経路確保機能	復水器冷却水放水路	
<u>【2号炉】</u>				
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン処理系	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽 機器ドレン清水槽 機器ドレンサンプル槽 機器ドレンサージ槽 ろ過装置(常用) (予備) 脱塩装置	
	床ドレン処理系	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク(再使用系) 床ドレンサンプルタンク(放出系) ろ過装置 脱塩装置	
	化学廃液処理系	化学廃液処理系	雑廃液サージ槽 再生廃液収集タンク 廃液濃縮器	
	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク	
放出経路確保機能	復水器冷却水放水路	放出経路確保機能	復水器冷却水放水路	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由																																	
<p>(中略)</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備 放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="231 697 1270 1432"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>【1号炉】</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>濃縮廃液系</u></td> <td><u>濃縮廃液貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td><u>使用済樹脂系</u></td> <td><u>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>使用済樹脂貯蔵タンク</u> <u>復水系粉末樹脂貯蔵槽</u></td> </tr> <tr> <td><u>フィルタスラッジ系</u></td> <td><u>フィルタスラッジ貯蔵タンク</u></td> </tr> <tr> <td><u>【2号炉】</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ系</td> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	機能	性能維持施設		<u>【1号炉】</u>			<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>濃縮廃液系</u>	<u>濃縮廃液貯蔵タンク</u>	<u>使用済樹脂系</u>	<u>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>使用済樹脂貯蔵タンク</u> <u>復水系粉末樹脂貯蔵槽</u>	<u>フィルタスラッジ系</u>	<u>フィルタスラッジ貯蔵タンク</u>	<u>【2号炉】</u>			<u>放射性廃棄物処理機能</u>	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽	<p>(中略)</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備 放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する廃棄設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄設備)</p> <table border="1" data-bbox="1430 697 2469 1037"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>濃縮廃液系</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>使用済樹脂系</td> <td>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽</td> </tr> <tr> <td>フィルタスラッジ系</td> <td>フィルタスラッジ貯蔵槽</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	機能	性能維持施設		放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
機能	性能維持施設																																		
<u>【1号炉】</u>																																			
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>濃縮廃液系</u>	<u>濃縮廃液貯蔵タンク</u>																																	
	<u>使用済樹脂系</u>	<u>原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク</u> <u>使用済樹脂貯蔵タンク</u> <u>復水系粉末樹脂貯蔵槽</u>																																	
	<u>フィルタスラッジ系</u>	<u>フィルタスラッジ貯蔵タンク</u>																																	
<u>【2号炉】</u>																																			
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク																																	
	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽																																	
	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽																																	
機能	性能維持施設																																		
放射性廃棄物処理機能	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク																																	
	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 燃料プール冷却浄化系粉末樹脂貯蔵槽 使用済樹脂貯蔵槽 復水系粉末樹脂貯蔵槽																																	
	フィルタスラッジ系	フィルタスラッジ貯蔵槽																																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由																
<p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視 管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。 原子炉施設外の放射線監視の機能は、「b. 環境への放射性物質の放出管理」に含む。</p> <p>(原子炉施設内外の放射線監視)</p> <table border="1" data-bbox="219 705 1243 848"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>エリア・モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「原子力発電所放射線モニタリング指針 (JEAG4606-2003)」を基に、「人の駐在」「放射線レベルの変動」「人の立ち入り」の観点から選定した放射線監視機能を維持する放射線管理施設の必要台数は、<u>1号炉においては原子炉建家で7台、廃棄物処理建家で3台、復水ろ過脱塩装置建家で4台、2号炉においては原子炉建家で8台、廃棄物処理建家で5台となる。</u></p> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 <p>b. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(環境への放射性物質の放出管理)</p> <table border="1" data-bbox="201 1583 1302 1940"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td> 排気ロダストモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排気サンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水のサンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・原子炉機器冷却系海水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射線監視機能	エリア・モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u>	機能	性能維持施設	放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排気サンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水のサンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・原子炉機器冷却系海水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u>	<p>(3) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設内外の放射線監視 管理区域内で人が常時立ち入る代表的なエリア又は放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの放射線を監視するため、「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。 原子炉施設外の放射線監視の機能は、「b. 環境への放射性物質の放出管理」に含む。</p> <p>(原子炉施設内外の放射線監視)</p> <table border="1" data-bbox="1433 705 2457 848"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>エリア・モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>「原子力発電所放射線モニタリング指針 (JEAG4606-2003)」を基に、「人の駐在」「放射線レベルの変動」「人の立ち入り」の観点から選定した放射線監視機能を維持する放射線管理施設の必要台数は、原子炉建家で8台、廃棄物処理建家で5台となる。</p> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 <p>b. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出を管理するため、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(環境への放射性物質の放出管理)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1583 2534 1940"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td> 排気ロダストモニタ 排気サンプリング装置 排水モニタ 排水のサンプリング装置 プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ </td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	放射線監視機能	エリア・モニタ	機能	性能維持施設	放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ 排気サンプリング装置 排水モニタ 排水のサンプリング装置 プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
機能	性能維持施設																	
放射線監視機能	エリア・モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u>																	
機能	性能維持施設																	
放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排気サンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> 排水のサンプリング装置 <u>(1号炉及び2号炉)</u> プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・原子炉機器冷却系海水モニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u> ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ <u>(1号炉及び2号炉)</u>																	
機能	性能維持施設																	
放射線監視機能	エリア・モニタ																	
機能	性能維持施設																	
放射線監視機能 放出管理機能	排気ロダストモニタ 排気サンプリング装置 排水モニタ 排水のサンプリング装置 プロセス系液体モニタ ・原子炉機器冷却水系モニタ ・原子炉機器冷却系海水モニタ ・タービン建家海水ドレンサンプモニタ																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由																						
(中略)	(中略)																							
<p>(換気設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> <th style="text-align: center;">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>【1号炉】</u></td> </tr> <tr> <td>換気機能</td> <td> <u>原子炉建家常用換気系</u> <u>タービン建家換気系</u> <u>廃棄物処理建家換気系</u> <u>希ガスホールドアップ装置建家換気系</u> <u>復水ろ過脱塩装置建家換気系</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>【2号炉】</u></td> </tr> <tr> <td>換気機能</td> <td> 原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系 </td> </tr> </tbody> </table> <p>換気機能を維持する換気設備の必要台数は、給気ファン1台(2号炉タービン建家換気系給気ファンは2台)、排気ファン1台、高性能粒子フィルタ1個となる。 「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</p> <p>b. その他の安全確保上必要な設備 (a) 照明設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が建屋から安全に避難するため、「照明機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(照明設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> <th style="text-align: center;">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td> 安全確保上必要な照明設備(誘導灯) <u>(1号炉及び2号炉)</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。</p>	機能	性能維持施設	<u>【1号炉】</u>		換気機能	<u>原子炉建家常用換気系</u> <u>タービン建家換気系</u> <u>廃棄物処理建家換気系</u> <u>希ガスホールドアップ装置建家換気系</u> <u>復水ろ過脱塩装置建家換気系</u>	<u>【2号炉】</u>		換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系	機能	性能維持施設	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯) <u>(1号炉及び2号炉)</u>	<p>(換気設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> <th style="text-align: center;">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気機能</td> <td> 原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系 </td> </tr> </tbody> </table> <p>換気機能を維持する換気設備の必要台数は、給気ファン1台(タービン建家換気系給気ファンは2台)、排気ファン1台、高性能粒子フィルタ1個となる。 「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</p> <p>b. その他の安全確保上必要な設備 (a) 照明設備 商用電源が喪失した際、放射線業務従事者が建屋から安全に避難するため、「照明機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(照明設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機能</th> <th style="text-align: center;">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>安全確保上必要な照明設備(誘導灯)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・安全確保上必要な照明設備(誘導灯)が点灯できる状態であること。</p>	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系	機能	性能維持施設	照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
機能	性能維持施設																							
<u>【1号炉】</u>																								
換気機能	<u>原子炉建家常用換気系</u> <u>タービン建家換気系</u> <u>廃棄物処理建家換気系</u> <u>希ガスホールドアップ装置建家換気系</u> <u>復水ろ過脱塩装置建家換気系</u>																							
<u>【2号炉】</u>																								
換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系																							
機能	性能維持施設																							
照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯) <u>(1号炉及び2号炉)</u>																							
機能	性能維持施設																							
換気機能	原子炉建家常用換気系 タービン建家換気系 廃棄物処理建家換気系																							
機能	性能維持施設																							
照明機能	安全確保上必要な照明設備(誘導灯)																							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前	変更後	理由																
<p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈・放出するため、「放出経路確保機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(原子炉機器冷却系)</p> <table border="1" data-bbox="210 541 1273 695"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>原子炉機器冷却海水系 <u>(1号炉及び2号炉)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(6) その他の安全対策 その他の安全対策として以下の措置を講じる</p> <p>a. 管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講じるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講じる。</p> <p>b. 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行う。</p> <p>c. 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから、消火を行うために必要な「消火機能」を有する消火装置を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(消火装置)</p> <table border="1" data-bbox="210 1585 1273 1738"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火栓 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 移動形消火器 <u>(1号炉及び2号炉)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。 <p>また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</p>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系 <u>(1号炉及び2号炉)</u>	機能	性能維持施設	消火機能	消火栓 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 移動形消火器 <u>(1号炉及び2号炉)</u>	<p>(b) 原子炉機器冷却系 放射性液体廃棄物を希釈・放出するため、「放出経路確保機能」を有する設備を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(原子炉機器冷却系)</p> <table border="1" data-bbox="1478 541 2540 695"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放出経路確保機能</td> <td>原子炉機器冷却海水系</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(6) その他の安全対策 その他の安全対策として以下の措置を講じる。<u>。</u></p> <p>a. 管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講じるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講じる。</p> <p>b. 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行う。</p> <p>c. 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから、消火を行うために必要な「消火機能」を有する消火装置を維持管理する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>(消火装置)</p> <table border="1" data-bbox="1478 1585 2487 1759"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火栓 移動形消火器</td> </tr> </tbody> </table> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火栓及び移動形消火器が使用できる状態であること。 <p>また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じる。</p>	機能	性能維持施設	放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系	機能	性能維持施設	消火機能	消火栓 移動形消火器	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p> <p>・記載の適正化(脱字訂正)</p> <p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>
機能	性能維持施設																	
放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系 <u>(1号炉及び2号炉)</u>																	
機能	性能維持施設																	
消火機能	消火栓 <u>(1号炉及び2号炉)</u> 移動形消火器 <u>(1号炉及び2号炉)</u>																	
機能	性能維持施設																	
放出経路確保機能	原子炉機器冷却海水系																	
機能	性能維持施設																	
消火機能	消火栓 移動形消火器																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 性能維持施設の維持期間 性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物 原子炉建家，廃棄物処理建家，タービン建家，<u>希ガスホールドア ップ装置建家（1号炉のみ）</u>，<u>復水ろ過脱塩装置建家（1号炉のみ）</u>， 原子炉建家外壁及び廃棄物処理建家外壁の「放射性物質漏えい防止 機能」，「放射線遮へい機能」及び性能は，当該建家内の管理区域解 除完了まで維持する。 原子炉容器外側の壁及びドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上 の遮へいプラグを除く）の「放射線遮へい機能」及び性能は，炉心 支持構造物等の解体が完了するまで維持する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>2 性能維持施設の維持期間 性能維持施設に係る維持期間について以下に示す。</p> <p>(1) 建屋・構築物 原子炉建家，廃棄物処理建家，タービン建家，原子炉建家外壁及 び廃棄物処理建家外壁の「放射性物質漏えい防止機能」，「放射線遮 へい機能」及び性能は，当該建家内の管理区域解除完了まで維持す る。 原子炉容器外側の壁及びドライウエル外周の壁（原子炉ウエル上 の遮へいプラグを除く）の「放射線遮へい機能」及び性能は，炉心 支持構造物等の解体が完了するまで維持する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由	
添表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (1/5)											
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考					
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	-	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第1段階中, 機能維持					
		廃棄物処理建家	-	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造							
		タービン建家	-	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造							
		希ガスホールドアップ装置建家	-	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造							
		復水器過脱塩装置建家	-	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造							
		原子炉容器	-	低合金鋼製の耐圧容器			漏えい防止機能 遮へい機能				
		原子炉容器外側の壁	-	鉄筋コンクリート造			遮へい機能				
		ドライウェル外周の壁	-	鉄筋コンクリート造			遮へい機能				
		原子炉建家外壁	-	鉄筋コンクリート造			漏えい防止機能 遮へい機能				
		廃棄物処理建家外壁	-	鉄筋コンクリート造			燃料取扱機能 移送機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-		
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機(1号炉原子炉建家内)	-	燃料取替機(1号炉原子炉建家内) ・基数:1式	燃料取扱機能 移送機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-				
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	-	原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内) ・基数:1基	燃料取扱機能	燃料に係る搬出作業完了まで	-				
		新燃料貯蔵庫	-	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	吊上げ・運搬機能 貯蔵機能 未臨界維持機能	第1段階中, 機能維持 貯蔵対象物の搬出完了まで	-				
		使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内)	-	燃料プール 使用済燃料貯蔵ラック 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能 未臨界維持機能	貯蔵対象物の燃料プール(1号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-				
(注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く											
理由											
・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更											

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由		
添付表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考						
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵設備	燃料プールの浄化系	ろ過脱塩装置 ・基数：2基 ポンプ ・台数：2台 熱交換器 ・基数：2基	漏えい防止機能 燃料プールの水補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-						
	原子炉冷却系統施設	主復水器	主復水器 ・基数：1基	放出経路確保機能	放射性廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替完了まで	-						
計測制御系統施設	その他の主要な事項	-	ポンプ ・台数：4台 熱交換機 ・基数：2基	燃料プールの補給及び冷却のパックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-						
	安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	安全保護回路 ・原子炉建屋常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路 基数：1基 地上高さ：約100m	安全保護機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-						
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1及び2号炉共用)	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-						
		機器ドレン処理系	機器ドレン収集タンク ・基数：1基 機器ドレン清水槽 ・基数：1基 機器ドレンサンプリングタンク ・基数：2基 廃液サージタンク ・基数：1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-						
	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過装置	ろ過装置 ・基数：2基(常用設備) ・基数：1基(予備設備)	脱塩装置 ・基数：1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-					
		床ドレン収集タンク	床ドレン収集タンク ・基数：1基									
		床ドレンサンプリングタンク	床ドレンサンプリングタンク ・基数：1基(再使用系)									
		床ドレンサンプリングタンク	床ドレンサンプリングタンク ・基数：2基(放出系)									
		ろ過装置	ろ過装置 ・基数：1基									
		脱塩装置	脱塩装置 ・基数：1基									
		床ドレン処理系	床ドレン処理系									
		床ドレン処理系	床ドレン処理系									
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く												
						理由						
						・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更						

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由			
添表 6-1 (1) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1号炉) (3/5)							
施設区分	設備等の区分	設備(装置)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	廃液中和タンク ・基数：2基 廃液濃縮器 ・基数：2基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-	
		シャワー・ドレン系(1号及び2号炉共用) 復水器冷却水放水路	シャワー・ドレンタンク ・基数：2基 復水器冷却水放水路 一式	放出経路確保機能			
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液系	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液貯蔵タンク ・基数：3基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：4基 ・容量：約 30m ³ ×2 ：約 90m ³ ×2			
		使用済樹脂系	燃料プールの冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク	燃料プールの冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：3基 ・容量：約 95m ³ ×3	放射性廃棄物処理機能	第1段階中、機能維持	-
			使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約 50m ³ ×2			
			復水系粉末樹脂貯蔵槽	復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数：3基 ・容量：約 380m ³ ×3			
			フィルタストラップ貯蔵タンク	フィルタストラップ貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約 90m ³ ×2			
			フィルタストラップシラ				

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由				
放射線管理施設	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	
		屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	-	プロセス系液体モニタ 一式	第1段階中, 機能維持		
		屋内管理用の主要な設備	放射線管理室(1号及び2号炉共用)	-	原子炉建屋排気プレナム・モニタ 一式	使用済燃料に係る搬出作業完了まで		
			放射線管理室(1号及び2号炉共用)	-	エリア・モニタ 一式	第1段階中, 機能維持	-	
		屋外管理用の主要な設備	汚染除去室(1号及び2号炉共用)	-	測定用機器 一式			第1段階中, 機能維持
			排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	-	放射線管理室 一式			
		屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	-	汚染除去室 一式	第1段階中, 機能維持	-	
			排水のサンプリング装置	-	排気筒モニタ 一式			
		構造	格納容器	-	放射線監視機能	燃料プールの水補給のための水源のバックアップ機能	水源: サブプレッジョン・チェンバ	
	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建屋常用換気系	-	送風機 ・台数: 2台 排風機 ・台数: 2台	換気機能	第1段階中, 機能維持	
			非常用ガス処理系	-	系統数 ・2系統 排風機 ・台数: 1台/系統 系統より棄除去効率 97%以上(湿度80%以下において)	換気機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	
			ジーゼル発電機	-	ジーゼル発電機 ・台数: 2台	電源供給機能	第1段階中, 機能維持	
	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用	蓄電池 ・組数: 2組			
				中性子モニタ用	蓄電池 ・組数: 2組			
	注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く							
				理由				
				・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更				

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由	
施設区分 その他主要施設	設備等の区分 発電所補助系	設備(建屋)名称 タービン建家換気系 中央制御室換気系 廃棄物処理建家換気系 希ガスホルドアップ装置建家換気系 復水器通脱装置建家換気系 計器用圧縮空気系	空気供給系1系列 排気系1系列 補助系1系列 系列数 ・2系列	要求される機能 換気機能	備考 -
			空気供給系1系列 排気系1系列	第1段階中、機能維持	-
			空気供給系1系列 排気系1系列		
			空気供給系1系列 排気系1系列	換気機能	-
			空気供給系1系列 排気系1系列		
			空気供給系1系列 排気系1系列	換気機能	-
			空気供給系1系列 排気系1系列		
			空気供給系1系列 排気系1系列	換気機能	-
			空気供給系1系列 排気系1系列		
			空気供給系1系列 排気系1系列	換気機能	-
空気供給系1系列 排気系1系列					
計器用圧縮空気設備一式	計器用圧縮空気設備一式	第1段階中、機能維持 放射性液体廃棄物の希釈水の復水器冷却系から原子炉機器冷却系海水への切替完了後から、第1段階中、機能維持	冷却機能 放出経路確保機能	-	
原子炉補助系	原子炉機器冷却系	系統数 ・2系統	放出経路確保機能	-	
-	クレーン設備	クレーン設備一式	吊上げ・運搬機能	-	
-	照明設備	安全確保上必要な照明設備(非常用照明設備)	照明機能	-	
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く					
				理由 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

添表6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第1段階中, 機能維持	-
		廃棄物処理建家 タービン建家	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造 地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能		
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	-	-
		原子炉容器外側の壁 ドライウエルの壁 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	遮へい機能		
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内)	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内) ・基数:1式	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで 制御材等の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内) ・基数:1基	燃料取扱機能 吊上げ・運搬機能	燃料に係る搬出作業完了まで 第1段階中, 機能維持	-
	核燃料物質の貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	貯蔵機能 末端界維持機能	貯蔵対象物の搬出完了まで	-
		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	燃料プール 1式 使用済燃料貯蔵ラック 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能 末端界維持機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

変更後

添表6-1 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
原子炉施設一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第1段階中, 機能維持	-
		廃棄物処理建家 タービン建家	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造 地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造	漏えい防止機能 遮へい機能		
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	-	-
		原子炉容器外側の壁 ドライウエルの壁 原子炉建家外壁 廃棄物処理建家外壁	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	遮へい機能		
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内)	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内) ・基数:1式	燃料取扱機能 移送機能	燃料に係る搬出作業完了まで 制御材等の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内) ・基数:1基	燃料取扱機能 吊上げ・運搬機能	燃料に係る搬出作業完了まで 第1段階中, 機能維持	-
核燃料物質の貯蔵設備	核燃料物質の貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫 1式 新燃料貯蔵ラック 1式	貯蔵機能 末端界維持機能	貯蔵対象物の搬出完了まで	-
		使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	燃料プール 1式 使用済燃料貯蔵ラック 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能 末端界維持機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

- 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

添表 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料物質の 取扱及び貯蔵 施設	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	ろ過処理装置 ・基数:2基 ポンプ ・台数:2台 熱交換器 ・基数:2基	漏えい防止機能 燃料プールの水補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
	原子炉冷却系統施設	主復水器	主復水器 ・基数:1基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替完了まで	-
計測制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・台数:4台 熱交換機 ・基数:2基	燃料プールの水の補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	安全保護回路 ・原子炉建家常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路	安全保護機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1,2号炉共用)	放出経路確保機能	第1段階中,機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽	機器ドレン収集槽 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中,機能維持
			機器ドレン清水槽	機器ドレン清水槽 ・基数:1基		
			機器ドレンサンプル槽	機器ドレンサンプル槽 ・基数:2基		
			機器ドレンサージ槽	機器ドレンサージ槽 ・基数:1基		
ろ過装置	ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備)					
脱塩装置	脱塩装置 ・基数:1基					

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

添表 6-1 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2/5)

施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
核燃料物質の取扱及び貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	ろ過処理装置 ・基数:2基 ポンプ ・台数:2台 熱交換器 ・基数:2基	漏えい防止機能 燃料プールの水補給機能 冷却浄化機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
	原子炉冷却系統施設	主復水器	主復水器 ・基数:1基	放出経路確保機能	放射性液体廃棄物の希釈水の復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水への切替完了まで	-
計測制御系統施設	その他の主要な事項	余熱除去系	ポンプ ・台数:4台 熱交換機 ・基数:2基	燃料プールの補給及び冷却のバックアップ機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
	安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	安全保護回路 ・原子炉建家常用換気系の閉鎖及び非常用ガス処理系の起動に係る回路	安全保護機能	使用済燃料に係る撤出作業完了まで	-
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒(1,2号炉共用)	放出経路確保機能	第1段階中,機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	機器ドレン収集槽	機器ドレン収集槽 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中,機能維持
			機器ドレン清水槽	機器ドレン清水槽 ・基数:1基		
			機器ドレンサンプル槽	機器ドレンサンプル槽 ・基数:2基		
機器ドレンサージ槽	機器ドレンサージ槽 ・基数:1基					
ろ過装置	ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備)					
脱塩装置	脱塩装置 ・基数:1基					

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

理由
・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由			
添表 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (3/5)													
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射性廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレンサンプアルタンク ・基数: 1基 (再使用系)	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-
			床ドレンサンプアルタンク ・基数: 2基 (放出系)										
			ろ過装置 ・基数: 1基										
			脱塩装置 ・基数: 1基										
			雑廃液サージ槽 ・基数: 1基										
			再生廃液収集タンク ・基数: 2基										
			廃液濃縮器 ・基数: 2基										
			シャワードレンタンク ・基数: 2基										
			復水器冷却水放水路一式 水路										
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5 フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-	使用済樹脂系	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5 フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-
			フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 430m ³ ×5										
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2										
			燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2										
			使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2										
			復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5										
			フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2										
			復水器冷却水放水路一式 水路										
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
添表 6-1 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (3/5)													
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射性廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレンサンプアルタンク ・基数: 1基 (再使用系)	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-
			床ドレンサンプアルタンク ・基数: 2基 (放出系)										
			ろ過装置 ・基数: 1基										
			脱塩装置 ・基数: 1基										
			雑廃液サージ槽 ・基数: 1基										
			再生廃液収集タンク ・基数: 2基										
			廃液濃縮器 ・基数: 2基										
			シャワードレンタンク ・基数: 2基										
			復水器冷却水放水路一式 水路										
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	化学廃液処理系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5 フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-	化学廃液処理系	放射性廃棄物の廃棄設備	化学廃液処理系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2 復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5 フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2	放射性廃棄物処理機能	第1段階中, 機能維持	-
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2										
			燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2										
			使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2										
			復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5										
			フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2										
			復水器冷却水放水路一式 水路										
			濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基										
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2										
注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く													
注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く													
理由													
・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更													

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由
<p>添表 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)</p>								<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第1段階中、機能維持	-		
		エリア・モニタ	原子炉建屋排出アレナム・モニタ 一式 エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで			
		放射線管理室	測定用機器 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排気筒モニタ 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排水モニタ	排水モニタ 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排水のサンプリング装置	排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		格納容器	格納容器	燃料プール水補給のための水源のパックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで			
		原子炉建屋常用換気系	原子炉建屋常用換気系	換気機能	第1段階中、機能維持			
その他の原子炉の附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	ジーゼル発電機 ・台数：2台	換気機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-		
		蓄電池	蓄電池 ・組数：1組 (250V (A系)) ・組数：2組 (125V)	電源供給機能	第1段階中、機能維持			
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>								
<p>添表 6-1 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (4/5)</p>								<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第1段階中、機能維持	-		
		エリア・モニタ	原子炉建屋排出アレナム・モニタ 一式 エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで			
		放射線管理室	測定用機器 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排気筒モニタ 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排水モニタ	排水モニタ 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		排水のサンプリング装置	排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能	第1段階中、機能維持			
		格納容器	格納容器	燃料プール水補給のための水源のパックアップ機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで			
		原子炉建屋常用換気系	原子炉建屋常用換気系	換気機能	第1段階中、機能維持			
その他の原子炉の附属施設	非常用電源設備	ジーゼル発電機	ジーゼル発電機 ・台数：2台	換気機能	使用済燃料に係る搬出作業完了まで	-		
		蓄電池	蓄電池 ・組数：1組 (250V (A系)) ・組数：2組 (125V)	電源供給機能	第1段階中、機能維持			
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>								

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由
添表 6-1 (2) 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (2号炉) (5/5)								
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
その他主要施設	発電所補助系	換気系	空気供給系 1 系列	換気機能	第1段階中、機能維持	-		
			排気系 1 系列					
			補助系 1 系列					
	原子炉補助系	換気系	中央制御室換気系	系統数 ・2系統	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-	
			廃棄物処理建家換気系					
			計器用圧縮空気系					
			原子炉機器冷却系					
	-	-	消火装置	消火装置 一式	消火機能	第1段階中、機能維持	-	
			圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能			
			照明設備	照明設備 一式	吊上げ・運搬機能			
-	-	原子炉機器冷却系	系統数 ・2系統	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-		
		照明設備	照明設備 一式	吊上げ・運搬機能				
		計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能				
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く								
添表 6-1 廃止措置対象施設の第1段階中の維持管理 (5/5)								
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
その他主要施設	発電所補助系	換気系	空気供給系 1 系列	換気機能	第1段階中、機能維持	-		
			排気系 1 系列					
			補助系 1 系列					
	原子炉補助系	換気系	中央制御室換気系	系統数 ・2系統	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-	
			廃棄物処理建家換気系					
			計器用圧縮空気系					
			原子炉機器冷却系					
	-	-	消火装置	消火装置 一式	消火機能	第1段階中、機能維持	-	
			圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能			
			照明設備	照明設備 一式	吊上げ・運搬機能			
-	-	原子炉機器冷却系	系統数 ・2系統	放出経路確保機能	第1段階中、機能維持	-		
		照明設備	照明設備 一式	吊上げ・運搬機能				
		計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能				
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く								
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 								

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由
<p>添表6-2(1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理(1号炉)(1/5)</p>										
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能	要求される機能	維持すべき期間	備考				
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	-	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-			
		廃棄物処理建家	-	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造						
		タービン建家	-	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造						
		希ガスホールドアップ設置建家	-	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造						
		復水器通配装置建家	-	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造						
		原子炉容器	-	低合金鋼製の耐圧容器				漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	炉内除染及び炉心支持構造物等の取出し完了まで機能維持
		原子炉容器外側の壁	-	鉄筋コンクリート造				遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-
		ドラウウエルの周囲の壁	-	鉄筋コンクリート造				遮へい機能	第2段階中, 機能維持	原子炉ウエルの遮へいブラグを除く
		原子炉建家外壁	-	鉄筋コンクリート造				漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-
		廃棄物処理建家外壁	-	鉄筋コンクリート造				移送機能	制御材等の燃料プール(1号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-
核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱設備	燃料取扱機(1号炉原子炉建家内)	-	燃料取扱機(1号炉原子炉建家内) ・基数:1式	吊上げ・運搬機能	第2段階中, 機能維持	-			
		原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内)	-	原子炉建家クレーン(1号炉原子炉建家内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中, 機能維持	-			
核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵施設(1号炉原子炉建家内)	-	燃料プール 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(1号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く			

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前					変更後					理由			
添付表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (2/5)													
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒 (1及び2号炉共用)	基数: 1基 地上高さ: 約 100m	放出経路確保機能	放出性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで	-	放射性廃棄物の廃棄施設	排気口	排気筒 (1及び2号炉共用)	放出経路確保機能	放出性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持	-
	液体廃棄物の廃棄施設	機器ドレン処理系	-	機器ドレン収集タンク ・基数: 1基 機器ドレン清水槽 ・基数: 1基 機器ドレンサンプリングタンク ・基数: 2基 廃液サージタンク ・基数: 1基 ろ過装置 ・基数: 2基 (常用設備) ・基数: 1基 (予備設備) 脱塩装置 ・基数: 1基 床ドレン収集タンク ・基数: 1基 床ドレンサンプリングタンク ・基数: 1基 (再使用系) 床ドレンサンプリングタンク ・基数: 2基 (放出系) ろ過装置 ・基数: 1基 脱塩装置 ・基数: 1基	放出経路確保機能	第2段階中、機能維持			-				
	液体廃棄物の廃棄施設	床ドレン処理系	-	基数: 2基 (常用設備) 基数: 1基 (予備設備)	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持		液体廃棄物の廃棄施設	床ドレン処理系	-	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持	-

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由				
添表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (3/5)								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液処理系	廃液中和タンク ・基数：2基 濃縮濃縮器 ・基数：2基	放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持	-		
		シャワードレン系(1号及び2号炉共用)	シャワードレンタンク ・基数：2基					
	固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水路	復水器冷却水放水路一式		放出経路確保機能			
		濃縮廃液系		濃縮廃液貯蔵タンク ・基数：3基				
				原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：4基 ・容量：約 30m ³ ×2 ：約 90m ³ ×2				
		使用済樹脂系		燃料プールの冷却浄化系粉末樹脂貯蔵タンク ・基数：3基 ・容量：約 95m ³ ×3		放射性廃棄物処理機能	第2段階中、機能維持	-
				使用済樹脂貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約 50m ³ ×2				
				復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数：3基 ・容量：約 380m ³ ×3				
				フィルタストラッジ貯蔵タンク ・基数：2基 ・容量：約 90m ³ ×2				

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由	
添表 6-2 (1) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1号炉) (4/5)									
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考	・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	—	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持		—	
		エリア・モニタ	—	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持 (布ガスホールドアップ装置建家は、建家の汚染の除去工事着手まで)		—	
		試料放射線測定装置(1号及び2号炉共用)	—	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持		—	
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	—	放射線管理室 一式	放射線監視機能				
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	—	汚染除去室 一式	放射線監視機能	放射線監視機能		第1段階終了後から、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで	—
		排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	—	排気筒モニタ 排気筒ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能		第1段階終了後から、放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持	—
		排気口モニタ	—	排気口モニタ 排気口ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能		第2段階中、機能維持	—
		排水モニタ	—	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能		第2段階中、機能維持	—
		排水のサンプリング装置	—	排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射線監視機能 放出管理機能		第2段階中、機能維持	—
		送風機	—	送風機 ・台数：2台 排風機 ・台数：2台 高性能粒子フィルタ ・台数：2台	換気機能	換気機能		第2段階中、機能維持	—
蓄電池	所内用	蓄電池 ・組数：2組	電源供給機能	電源供給機能	第2段階中、機能維持	—			
原子炉設備施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	—	—	—	—			
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	—	—	—	—			
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由			
施設区分 その他主要施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	維持すべき期間	備考		
	発電所補助系	換気系	タービン建家換気系	空気供給系 1系列 排気系 1系列	第2段階中, 機能維持	-	
			廃棄物処理建家換気系	空気供給系 1系列 排気系 1系列	第2段階中, 機能維持		
			希ガスホールドアップ装置建家換気系	空気供給系 1系列 排気系 1系列	建家の汚染の除去工事着手まで		
	その他主要施設	換気系	復水ろ過脱塩装置建家換気系	空気供給系 1系列 排気系 1系列	第2段階中, 機能維持	エリア解体に 合わせ、供用 を終了した範 囲を除く	
			消火装置	消火装置 一式	第2段階中, 機能維持	エリア解体に 合わせ、供用 を終了した範 囲を除く	
			計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	第2段階中, 機能維持	エリア解体に 合わせ、供用 を終了した範 囲を除く	
			原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却 海水系	系統数 ・2系統	第2段階中, 機能維持	エリア解体に 合わせ、供用 を終了した範 囲を除く
			-	クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬対象物の 撤去完了まで	エリア解体に 合わせ、供用 を終了した範 囲を除く
			-	照明設備	安全確保上必要な照明設備(非常灯)	第2段階中, 機能維持	-
要求される機能			換気機能	換気機能	照明機能		
注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く							
					理由		
					・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能		備考		
			要求される機能	維持すべき期間			
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-	
		廃棄物処理建家	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造				
		タービン建家	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造				
原子炉本体	原子炉容器	原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	炉内除染及び炉心支持構造物等の取出し完了まで機能維持	
		原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-	
核燃料物質の取扱施設	放射線遮へい体	ドライウエル周囲の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中, 機能維持	原子炉ウエル上の遮へいブラグを除く	
		原子炉建家外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-	
核燃料物質の貯蔵設備	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内)	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内) ・基数:1式	移送機能	制御材等の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-	
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中, 機能維持	-	
核燃料物質の貯蔵設備	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	燃料プール 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く	

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

変更後

添表 6-2 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (1/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様、性能		備考	
			要求される機能	維持すべき期間		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建家	地下2階, 地上5階建 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-
		廃棄物処理建家	地下2階, 地上2階建 鉄筋コンクリート造			
		タービン建家	地下1階, 地上3階建 鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造			
原子炉本体	原子炉容器	原子炉容器	低合金鋼製の耐圧容器	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	炉内除染及び炉心支持構造物等の取出し完了まで機能維持
		原子炉容器外側の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-
核燃料物質の取扱施設	放射線遮へい体	ドライウエル周囲の壁	鉄筋コンクリート造	遮へい機能	第2段階中, 機能維持	原子炉ウエル上の遮へいブラグを除く
		原子炉建家外壁	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能	第2段階中, 機能維持	-
核燃料物質の貯蔵設備	核燃料物質取扱設備	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内)	燃料取扱替機(2号炉原子炉建家内) ・基数:1式	移送機能	制御材等の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	-
		原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内)	原子炉建家クレーン(2号炉原子炉建家内) ・基数:1基	吊上げ・運搬機能	第2段階中, 機能維持	-
核燃料物質の貯蔵設備	核燃料物質の貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備(2号炉原子炉建家内)	燃料プール 1式	漏えい防止機能 遮へい機能 貯蔵機能	貯蔵対象物の燃料プール(2号炉原子炉建家内)からの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵ラックを除く

注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く

- ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前		変更後		理由
<p>添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (2/5)</p>				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気筒(1,2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能
	液体廃棄物の廃棄設備	排気筒	基数:1基 地上高さ:約23m	放出経路確保機能
			機器ドレン収集槽 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持
			機器ドレン清水槽 ・基数:1基	
			機器ドレンサンプリング槽 ・基数:2基	
			機器ドレンサージ槽 ・基数:1基	
			ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備)	
			脱塩装置 ・基数:1基	
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>				
<p>添表 6-2 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2/5)</p>				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気筒(1,2号炉共用)	基数:1基 地上高さ:約100m	放出経路確保機能
	液体廃棄物の廃棄設備	排気筒	基数:1基 地上高さ:約23m	放出経路確保機能
			機器ドレン収集槽 ・基数:1基	放射性廃棄物処理機能 第2段階中、機能維持
			機器ドレン清水槽 ・基数:1基	
			機器ドレンサンプリング槽 ・基数:2基	
			機器ドレンサージ槽 ・基数:1基	
			ろ過装置 ・基数:2基(常用設備) ・基数:1基(予備設備)	
			脱塩装置 ・基数:1基	
<p>注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く</p>				
<p>・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更</p>				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (3/5)

変更前		変更後		理由								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考						
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-						
			床ドレンサンプリングタンク (再使用系) ・基数: 1基									
			床ドレンサンプリングタンク (放出系) ・基数: 2基									
			ろ過装置 ・基数: 1基									
			脱塩装置 ・基数: 1基									
			種廃液サージ槽 ・基数: 1基									
			再生廃液回収タンク ・基数: 2基									
			廃液濃縮器 ・基数: 2基									
			シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)				放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-			
			復水器冷却水放水水路				放出経路確保機能	第2段階中, 機能維持	-			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基	放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-						
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 : 約 225m ³ ×1									
			燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 : 約 225m ³ ×1									
			使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2									
			復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5									
			フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2									
			フィルタストラップ系				放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-			
			注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く									

添表 6-2 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (3/5)

変更前		変更後		理由								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	維持すべき期間	備考						
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	床ドレン処理系	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-						
			床ドレンサンプリングタンク (再使用系) ・基数: 1基									
			床ドレンサンプリングタンク (放出系) ・基数: 2基									
			ろ過装置 ・基数: 1基									
			脱塩装置 ・基数: 1基									
			種廃液サージ槽 ・基数: 1基									
			再生廃液回収タンク ・基数: 2基									
			廃液濃縮器 ・基数: 2基									
			シャワードレン系 (1号及び2号炉共用)				放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-			
			復水器冷却水放水水路				放出経路確保機能	第2段階中, 機能維持	-			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂系	濃縮廃液貯蔵タンク ・基数: 3基	放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-						
			原子炉冷却材浄化系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 : 約 225m ³ ×1									
			燃料プールの系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 3基 ・容量: 約 45m ³ ×2 : 約 225m ³ ×1									
			使用済樹脂貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 70m ³ ×2									
			復水系粉末樹脂貯蔵槽 ・基数: 5基 ・容量: 約 430m ³ ×5									
			フィルタストラップ貯蔵槽 ・基数: 2基 ・容量: 約 225m ³ ×2									
			フィルタストラップ系				放射線性廃棄物処理機能	第2段階中, 機能維持	-			
			注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く									

- ・ 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

添表6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能		備考
			要求される機能	維持すべき期間	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		エリア・モニタ	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		放射線管理測定装置(1号及び2号炉共用)	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排気筒モニタ 排気筒ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第1段階終了後から、 放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで
		排気口モニタ	排気筒モニタ 排気筒ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持
		排水モニタ	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		排水のサンプリング装置	排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		送風機 ・台数:2台 排風機 ・台数:2台 高性能粒子フィルタ ・台数:2台	送風機 ・台数:2台 排風機 ・台数:2台 高性能粒子フィルタ ・台数:2台	換気機能	第2段階中、機能維持
蓄電池	蓄電池 ・組数:1組(250V(A系)) ・組数:2組(125V)	電源供給機能	第2段階中、機能維持		
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	換気機能	第2段階中、機能維持	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	第2段階中、機能維持	

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

変更後

添表6-2 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (4/5)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能		備考
			要求される機能	維持すべき期間	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセス・モニタ	プロセス系液体モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		エリア・モニタ	エリア・モニタ 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		放射線管理測定装置(1号及び2号炉共用)	測定用機器 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		放射線管理室(1号及び2号炉共用)	放射線管理室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
		汚染除去室(1号及び2号炉共用)	汚染除去室 一式	放射線監視機能	第2段階中、機能維持
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ(1号及び2号炉共用)	排気筒モニタ 排気筒ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第1段階終了後から、 放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了まで
		排気口モニタ	排気筒モニタ 排気筒ダストモニタ 一式 排気サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	放射性気体廃棄物の放出経路の排気口への切替完了後から、第2段階中、機能維持
		排水モニタ	排水モニタ 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		排水のサンプリング装置	排水サンプリング装置 一式	放射線監視機能 放出管理機能	第2段階中、機能維持
		送風機 ・台数:2台 排風機 ・台数:2台 高性能粒子フィルタ ・台数:2台	送風機 ・台数:2台 排風機 ・台数:2台 高性能粒子フィルタ ・台数:2台	換気機能	第2段階中、機能維持
蓄電池	蓄電池 ・組数:1組(250V(A系)) ・組数:2組(125V)	電源供給機能	第2段階中、機能維持		
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家常用換気系	換気機能	第2段階中、機能維持	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	第2段階中、機能維持	

注) 原子炉設置許可において、3号、4号又は5号炉との共用施設は、廃止措置の対象から除く

・記載の適正化(表現の統一)

・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付六】

変更前				変更後				理由
添表 6-2 (2) 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (2号炉) (5/5)								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		維持すべき仕様・性能		維持すべき期間	備考	
		名称	維持すべき仕様・性能	名称	維持すべき仕様・性能			
その他主要施設	発電所補助系	換気系	タービン建家換気系 1系列	空気供給系 1系列	換気機能	第2段階中, 機能維持	-	
			廃棄物処理建家換気系 1系列	空気供給系 1系列	換気機能	第2段階中, 機能維持	-	
		消火装置	-	消火装置 一式	消火機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
			計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
-	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	系統数・2系統	放出経路確保機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
		クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬対象物の撤去完了まで	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
		照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)	照明機能	第2段階中, 機能維持	-		
注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く								
添表 6-2 廃止措置対象施設の第2段階中の維持管理 (5/5)								
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		維持すべき仕様・性能		維持すべき期間	備考	
		名称	維持すべき仕様・性能	名称	維持すべき仕様・性能			
その他主要施設	発電所補助系	換気系	タービン建家換気系 1系列	空気供給系 1系列	換気機能	第2段階中, 機能維持	-	
			廃棄物処理建家換気系 1系列	空気供給系 1系列	換気機能	第2段階中, 機能維持	-	
		消火装置	-	消火装置 一式	消火機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
			計器用圧縮空気系	計器用圧縮空気設備 一式	圧縮空気供給機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
-	原子炉補助系	原子炉機器冷却系	原子炉機器冷却海水系	系統数・2系統	放出経路確保機能	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
		クレーン設備	クレーン設備 一式	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬対象物の撤去完了まで	第2段階中, 機能維持	エリア解体に合わせ, 供用を終了した範囲を除く	
		照明設備	安全確保上必要な照明設備 (非常用照明設備)	照明機能	第2段階中, 機能維持	-		
注) 原子炉設置許可において, 3号, 4号又は5号炉との共用施設は, 廃止措置の対象から除く								
<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 								

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付七】

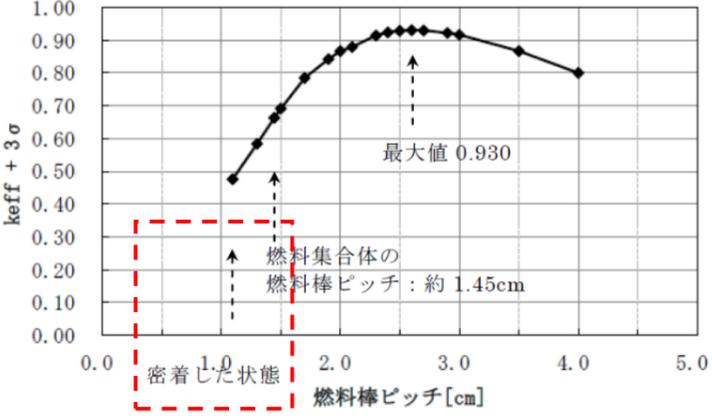
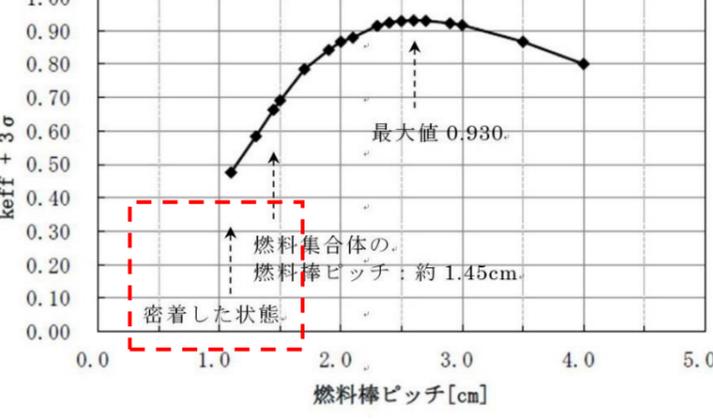
変 更 前	変 更 後	理 由																																												
<p>1 廃止措置に要する費用</p> <p><u>1号原子炉施設の原子力発電施設解体引当金制度に基づく積立ての最終年度である平成20年度末の原子力発電施設解体に要する費用見積総額は、約379億円である。</u>2号原子炉施設の原子力発電施設解体引当金制度に基づく積立ての最終年度である平成20年度末の原子力発電施設解体に要する費用見積総額は、約462億円である。</p> <p style="text-align: center;">費用見積額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">見 積 額</th> </tr> <tr> <th>1号原子炉施設</th> <th>2号原子炉施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td style="text-align: center;">約 253</td> <td style="text-align: center;">約 302</td> </tr> <tr> <td>解体廃棄物処理処分費</td> <td style="text-align: center;">約 126</td> <td style="text-align: center;">約 160</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">約 379</td> <td style="text-align: center;">約 462</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資金調達計画</p> <p>全額自己資金（引当金を含む。）により賄う。なお、原子力発電施設解体引当金制度による<u>1号原子炉施設の最終積立年度である平成20年度末の原子力発電施設解体引当金累積積立額（過年度分を含む。）は、約184億円である。</u>2号原子炉施設の最終積立年度である平成20年度末の原子力発電施設解体引当金累積積立額（過年度分を含む。）は、約250億円である。また、<u>1号原子炉施設及び2号原子炉施設の解体に要する費用のうち、前述の原子力発電施設解体引当金以外に、平成20年末においてそれぞれ約194億円、約212億円を原子力発電所運転終了関連損失引当金として積み立てている。</u></p> <p style="text-align: center;">引当金 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="2">引 当 金</th> </tr> <tr> <th>1号原子炉施設</th> <th>2号原子炉施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電施設解体引当金</td> <td style="text-align: center;">約 184</td> <td style="text-align: center;">約 250</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）</td> <td style="text-align: center;">約 194</td> <td style="text-align: center;">約 212</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">約 379</td> <td style="text-align: center;">約 462</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）</p>	項 目	見 積 額		1号原子炉施設	2号原子炉施設	施設解体費	約 253	約 302	解体廃棄物処理処分費	約 126	約 160	合 計	約 379	約 462	項 目	引 当 金		1号原子炉施設	2号原子炉施設	原子力発電施設解体引当金	約 184	約 250	原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）	約 194	約 212	合 計	約 379	約 462	<p>1 廃止措置に要する費用</p> <p>2号原子炉施設の原子力発電施設解体引当金制度に基づく積立ての最終年度である平成20年度末の原子力発電施設解体に要する費用見積総額は、約462億円である。</p> <p style="text-align: center;">費用見積額 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>見 積 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設解体費</td> <td style="text-align: center;">約 302</td> </tr> <tr> <td>解体廃棄物処理処分費</td> <td style="text-align: center;">約 160</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">約 462</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資金調達計画</p> <p>全額自己資金（引当金を含む。）により賄う。なお、原子力発電施設解体引当金制度による2号原子炉施設の最終積立年度である平成20年度末の原子力発電施設解体引当金累積積立額（過年度分を含む。）は、約250億円である。また、2号原子炉施設の解体に要する費用のうち、前述の原子力発電施設解体引当金以外に、平成20年末において約212億円を原子力発電所運転終了関連損失引当金として積み立てている。</p> <p style="text-align: center;">引当金 (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>引 当 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電施設解体引当金</td> <td style="text-align: center;">約 250</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）</td> <td style="text-align: center;">約 212</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;">約 462</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）</p>	項 目	見 積 額	施設解体費	約 302	解体廃棄物処理処分費	約 160	合 計	約 462	項 目	引 当 金	原子力発電施設解体引当金	約 250	原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）	約 212	合 計	約 462	<ul style="list-style-type: none"> ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 ・1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更
項 目		見 積 額																																												
	1号原子炉施設	2号原子炉施設																																												
施設解体費	約 253	約 302																																												
解体廃棄物処理処分費	約 126	約 160																																												
合 計	約 379	約 462																																												
項 目	引 当 金																																													
	1号原子炉施設	2号原子炉施設																																												
原子力発電施設解体引当金	約 184	約 250																																												
原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）	約 194	約 212																																												
合 計	約 379	約 462																																												
項 目	見 積 額																																													
施設解体費	約 302																																													
解体廃棄物処理処分費	約 160																																													
合 計	約 462																																													
項 目	引 当 金																																													
原子力発電施設解体引当金	約 250																																													
原子力発電所運転終了関連損失引当金（解体費用充当額）	約 212																																													
合 計	約 462																																													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

記述の一部を、浜岡原子力発電所 1 号原子炉及び 2 号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画認可申請書変更前後比較表【添付八】

変更前	変更後	理由
<p>1 廃止措置の実施体制</p> <p>1号及び2号原子炉施設の廃止措置の実施体制については、「原子炉等規制法（昭和32年6月10日法律第166号。ただし、平成24年6月27日法律第47号改正前のもの。）」第37条及び「実用炉規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。ただし、平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号改正前のもの。）」第16条第3項に基づき、「保安規定」において保安管理体制を定め、本店及び浜岡原子力発電所において廃止措置を専門に行う組織を設置した上で、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項を審議するための委員会の設置及び審議事項を規定する。また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させることとする。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>(中略)</p>  <p>図 8-2 燃料棒ピッチ（中心間の距離）変動時の未臨界性評価結果</p>	<p>1 廃止措置の実施体制</p> <p>2号原子炉施設の廃止措置の実施体制については、「原子炉等規制法（昭和32年6月10日法律第166号。ただし、平成24年6月27日法律第47号改正前のもの。）」第37条及び「実用炉規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号。ただし、平成25年6月28日原子力規制委員会規則第4号改正前のもの。）」第16条第3項に基づき、「保安規定」において保安管理体制を定め、本店及び浜岡原子力発電所において廃止措置を専門に行う組織を設置した上で、廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にするとともに、保安管理上重要な事項を審議するための委員会の設置及び審議事項を規定する。また、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させることとする。</p> <p>これらの体制を確立することにより、廃止措置に関する保安管理業務を円滑かつ適切に実施する。</p> <p>(中略)</p>  <p>図 8-2 燃料棒ピッチ（中心間の距離）変動時の未臨界性評価結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1号炉及び2号炉の号炉分割に伴う変更 記載の適正化（文字ずれの修正）

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。